独立行政法人雇用・能力開発機構平成23年度業務実績評価シート

厚 生 労 働 省 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 独立行政法人勤労者退職金共済機構

# 平成23年度評価項目について

評価区分	23年度計画記載項目	頁
評価シート1	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	1
(雇用開発業務(相談、セミ	1 雇用開発業務について	1
ナー等))【厚生労働省】	(1)相談等業務について	1
評価シート2	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	6
(雇用開発業務関係助成金等	1 雇用開発業務について	6
の業務)【厚生労働省】	(2) 助成金の支給、貸付等の業務について	6
評価シート3	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	10
(連携及び効果的な職業訓練 の実施)【厚生労働省、(独)	2 職業能力開発業務について	10
高齢・障害・求職者雇用支	(1) 関係機関等との連携について	10
援機構】	(2) 効果的な職業訓練の実施について	10
評価シート4	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	13
(離職者訓練)【厚生労働省、 (独) 高齢・障害・求職者	2 職業能力開発業務について	13
雇用支援機構】	(3)離職者を対象とする職業訓練について	13
評価シート5	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	19
(高度技能者養成訓練)【(独) 高齢・障害・求職者雇用支	2 職業能力開発業務について	19
接機構】	(4) 高度技能者の養成のための職業訓練について	19
評価シート6	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	22
(在職者訓練)【(独) 高齢・障	2 職業能力開発業務について	22
害・求職者雇用支援機構】	(5) 在職者を対象とする職業訓練について	22
評価シート7	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	25
(若年者対策、キャリア・コン	2 職業能力開発業務について	25
サルティング)【厚生労働省、 (独)高齢・障害・求職者	(6) 若年者対策について	25
雇用支援機構】	(7) キャリア・コンサルティングについて	26
評価シート8	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	30
(事業主等との連携・支援、新 分野展開)【(独) 高齢・障害・	2 職業能力開発業務について	30
求職者雇用支援機構】	(8) 事業主等との連携・支援について	30
	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	32
評価シート9 (職業能力開発関係助成金等	2 職業能力開発業務について	32
の業務)【厚生労働省】	(9) 労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための助成金及び技能者育成資金 について	32
	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	38
評価シート10 (指導員養成、訓練コースの開	2 職業能力開発業務について	38
発等)【(独)高齢・障害・求	(10) 職業訓練指導員の養成について	38
職者雇用支援機構】	(11)訓練コースの開発等について	39
<u></u> 評価シート11	1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	41
(公共職業能力開発施設等)	2 職業能力開発業務について	41
【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】	(12)公共職業能力開発施設等について	41

### 第	評価区分	2 3 年度計画記載項目	頁
###シート12 (別形業務) (独) 助労者 (退職金共済機構) (独) 動労者 (独) 原籍(中野業務) (原理 (本) を助け (担) 原籍(中野業務) (原理 (生) 所能 (利) 所能 (中野業務) (原理 (生) 所能 (利) 所能 (地) 形能 (地) 所能 (地) 和能 (地)		第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	43
(独) 当労者   退職金共済機構   (独) 当労者   退職金共済機構   (名)   (3)		3 勤労者財産形成促進業務について	43
退職金共済機構		(1)融資業務について	43
(4) その他		(2) 周知について	43
第1		(3)業務運営の効率化について	44
(金)成金等の平均処理期間の短線、特別業別 [世 生労働省、(地) 高齢・障害・不職者雇用支援機構、(地) 割労者退職金共済 (機) 1 組織・人員体制について 第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 52 (実績評価) ((也) 高齢・障害・不職者雇用支援機 (2) 業務改善の取担 56 (1) 業績評価の実施 (2) 業務改善の取担 56 (1) 業績評価の実施 (2) 業務改善の取担 56 (1) 未養評価の実施 (2) 業務改善の取担 56 (1) 未養評価の実施 (2) 業務改善の取担 56 (1) 未養計画の実施 (2) 人件費 (3) 随意契約の見直しについて 59 (3) 随意契約の見直しについて (4) 施設の有効活用等について (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について (4) 施設の有効活用等について (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について (6) (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について (6) (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について (6) (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について (5) 第3 予算 収支計画及び資金計画 71 (1) 勤労者財産形成促進業務に係る短期借入金について 72 (2) 連営資文付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について 75 (2) (4) 高齢・廃害・水職者雇用支援機 76 (2) (4) 高齢・廃害・水職者雇用支援機 76 (2) (4) 高齢・廃害・水職者雇用支援機 76 (2) (4) 高齢・廃害・水職者雇用支援機 77 (2) (4) 高齢・廃患・水職者雇用支援機 77 (2) (4) (4) 高齢・水職者雇用支援機 77 (2) (4) (4) 高齢・水職者雇用支援機 77 (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		(4) その他	44
生労働省、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構、(独) 助労者退職金共済 機構】  第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 52 (組織・人員体制) [ (3 ) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (独) 素給・障害・求職者雇用支援機構 (犯) 素給・障害・求職者雇用支援機構 (犯) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (犯) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (犯) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (犯) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (犯) 当 労者退職金共済機構 (犯) 当 第 (犯) 百 (犯) 1 (犯) 百 (犯) 1 (犯)	(助成金等の平均処理期	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	47
(独) 勤労者退職金共済 機構) 第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 52 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 52 開価シート15 (業績評価) (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 56 (2) 業務改善の政組 56 (1) 業績評価の実施による業務内容の充実について 56 (2) 業務改善の政組 56 (2) 業務対議を定して 57 (2) 業務は関係の公表の充実等について 62 (3) 随意契約の見直しについて 62 (3) 随意契約の見直しについて 62 (4) 施設・資金計画 76 (2) 実践計画 76 (2) 実践計画 77 (2) 第3 収支計画 76 (2) 業計画 77 (2) 第4 (2) 財債入金の限度額 77 (2) 第5 財余金の使途 72 (2) 運営教育付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について 72 (2) 運営教育公会、業務運営に関する事項 76 (4) (4) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 76 (4) (4) (4) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 76 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	生労働省、(独) 高齢・障	4 助成金の支給、融資等の業務について	47
(組織・人員体制に高齢・ 障害・求職者雇用支援機 構]  第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 56 (業績評価) [(独) 高齢・ 障害・求職者雇用支援機 構]  第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 56 (2) 業務の書の取組 56 (2) 業務の書の取組 56 第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 59 第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 59 第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 59 第3 経費削減等について (1) 一般管理費及び業務経費 59 (2) 人件費 59 (3) 随意契約の見直しについて 60 (4) 施設の有効活用等について 62 (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について 63 4 情報提供について 63 第3 予算、収支計画及び資金計画 70 第3 平算、収支計画及び資金計画 70 第4 短期借入金、剰余金) (3) 随意契約の見直しについて 63 第5 事算、収支計画及び資金計画 70 第6 経期の受益計画 70 第7 を対して 72 第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 76 (人員、施設・設備、積立 金の処分) [(独) 高齢・ 障害・求職者雇用支援機構] 76 第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 76 1 人員に関する計画 76 2 施設・設備に関する計画 76 3 積立金の処分に関する計画 76 3 積立金の処分に関する事項 76	(独)勤労者退職金共済 機構】	5 その他機構が行う業務	47
語書・求職者雇用支援機構  1 組織・人員体制について		第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	52
評価シート17 (子第・収金計画) (2他) 高齢・障害・求職者雇用支援機構]	障害・求職者雇用支援機	1 組織・人員体制について	52
2 業績評価の実施による業務内容の充実について   56   (1) 業績評価の実施   56   (2) 業務改善の取組   56   (2) 業務改善の取組   56   (2) 業務改善の取組   59   (2) 業務改善の取組   59   (3) 経費削減等、「情報提供) (4) 漁館・障害・求職者雇用支援機構   (4) 施設の有効活用等について   (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について   (4) 施設の有効活用等について   (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について   (4) 施設の有効活用等について   (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について   (6) (4) 施設の有効活用等について   (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について   (7) 第3 収支計画   (4) 資金計画   (7) 第4 収期借入金の限度額   (7) 第5 刺余金の使途   (7) 第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項   (7) (4) 高齢・設備、積立 金の処分) (3) (3) (3) (3) (3) (4) 高齢・廃害・求職者雇用支援機構   (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)		第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	56
(2) 業務改善の取組 56 (2) 業務改善の取組 56 (2) 業務改善の取組 56 (2) 業務改善の取組 56 (3) 経費削減等に関する目標を達成するためとるべき措置 59 (1) 一般管理費及び業務経費 59 (1) 一般管理費及び業務経費 59 (2) 人件費 59 (2) 人件費 59 (4) 施設の有効活用等について 60 (4) 施設の有効活用等について 62 (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について 63 4 情報提供について 63 4 情報提供について 63 (4) 海路・ 跨書・ 求職 70 (7, 収支計画、資金計画 70 1 予算、収支計画及び資金計画 70 2 予算 71 (2) 予算 71 (2) 海路・ 跨書・ 求職 71 4 資金計画 71 4 資金計画 71 54 短期借入金、剩余金 72 第6 和期借入金の限度額 72 第6 和期借入金の限度額 72 第6 和財産形成促進業務に係る短期借入金について 72 第6 和財産形成促進業務に係る短期借入金について 72 第6 和財産形成促進業務に係る短期借入金について 72 第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 76 (人員、施設・設備、積立金の処分)【(独) 高齢・障害・ 求職者雇用支援機構 73 (人員、施設・設備、積立金の処分】【(独) 高齢・障害・ 求職者雇用支援機構 76 (人員、施設・設備、積立金の処分】【(独) 高齢・障害・ 求職者雇用支援機構 76	(業績評価)【(独) 高齢・	2 業績評価の実施による業務内容の充実について	56
(2) 業務改善の取組   56   第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置   59   3 経費削減等について   59   (1) 一般管理費及び業務経費   59   (2) 人件費   59   (2) 人件費   59   (4) 施設の有効活用等について   60   (4) 施設の有効活用等について   62   (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について   63   4 情報提供について   63   4 情報提供について   63   4 情報提供について   63   70   2 予算、収支計画及び資金計画   70   70   2 運営費交付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について   72   第3 財産形成促進業務に係る短期借入金について   72   第5   剩余金の使途   第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項   76   76   76   76   76   76   76   7		(1)業績評価の実施	56
評価シート16 (経費削減等、情報提供) (1) 一般管理費及び業務経費 59 (2) 人件費 59 (2) 人件費 59 (2) 人件費 59 (3) 随意契約の見直しについて 60 (4) 施設の有効活用等について 62 (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について 63 4 情報提供について 63 4 情報提供について 63 第3 予算、収支計画及び資金計画 70 1 予算、収支計画及び資金計画策定方針 70 2 予算 3 収支計画及び資金計画第定方針 70 2 2 運営費交付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について 72 2 運営費交付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について 72 第5 剰余金の使途 72 第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 76 1 人員に関する計画 2 施設・設備、積立金の処分)【(独) 高齢・障害・水職者雇用支援機構 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76	1112	(2)業務改善の取組	56
注記		第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	59
評価シート16 (経費削減等、情報提供) 【(独) 高齢・障害・求職 者雇用支援機構】  (2) 人件費 (3) 随意契約の見直しについて (4) 施設の有効活用等について (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について (6) 名 (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について (6) 名 (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について (6) 名 (7) 第3 予算、収支計画及び資金計画 (7) 2 予算 (2) 予算 (3) 収支計画及び資金計画策定方針 (3) 収支計画及び資金計画第で方針 (4) 清監・障害・求職者雇用支援機構 (2) 大件費 (3) 随意契約の見直しについて (6) 名 (4) 施設の資金計画第で方針 (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について (6) 名 (4) 施設の資金計画第で方針 (2) 予算 (3) 収支計画及び資金計画第で方針 (4) 資金計画 (3) 収支計画及び資金計画第で方針 (4) 資金計画 (5) 第4 短期借入金の限度額 (7) 第5 利余金の使途 (4) かいまいまに関する記述を表現期借入金について (7) 第5 利余金の使途 (4) 施設・設備、積立金の処分に関する計画 (5) 第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (6) (4) 施設・設備、積立金の処分に関する計画 (7) 第6 その他主務省をで定める業務運営に関する事項 (7) 第6 をの他主務省をで定める業務運営に関する事項 (7) 第6 をの処分に関する計画 (7) 第6 をの処分に関する事項		3 経費削減等について	59
(経費削減等、情報提供) 【(独) 高齢・障害・求職 者雇用支援機構】 (3) 随意契約の見直しについて 60 (4) 施設の有効活用等について 62 (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について 63 4 情報提供について 63 4 情報提供について 63 70 1 予算、収支計画及び資金計画 70 2 予算 71 3 収支計画 (2 池) 高齢・障害・求職 者雇用支援機構 (独) 勤 労者退職金共済機構】 71 4 資金計画 71 4 資金計画 71 4 資金計画 71 4 資金計画 71 2 運営費交付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について 72 2 運営費交付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について 72 第 5 剰余金の使途 72 第 6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76	   評価シート16	(1) 一般管理費及び業務経費	59
(4) 施設の有効活用等について   62	(経費削減等、情報提供)	(2)人件費	59
(5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について 63 4 情報提供について 63 第 3 予算、収支計画及び資金計画 70 1 予算、収支計画及び資金計画策定方針 70 2 予算 1 投表計画、資金計画等主 求職者雇用支援機構 (独) 勤労者財産形成促進業務に係る短期借入金について 72 2 運営費交付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について 72 第 5 剰余金の使途 72 第 6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 76 1 人員に関する計画 76 2 施設・設備、積立金の処分に関する計画 76 1 人員に関する計画 76 2 施設・設備に関する計画 76		(3) 随意契約の見直しについて	
4 情報提供について       63         第3 予算、収支計画及び資金計画       70         1 予算、収支計画及び資金計画策定方針       70         2 予算       71         3 収支計画、短計画       71         4 資金計画       71         4 資金計画       71         5 雇用支援機構、(独) 勤労者退職金共済機構]       72         1 勤労者財産形成促進業務に係る短期借入金について       72         2 運営費交付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について       72         第5 剩余金の使途       72         第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項       76         (人員、施設・設備、積立金の処分)【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】       76         (政治 高齢・障害・求職者雇用支援機構】       76         (本) 議議 議立金の処分に関する事項       76         3 積立金の処分に関する事項       76		(4) 施設の有効活用等について	
第3 予算、収支計画及び資金計画 70  1 予算、収支計画及び資金計画策定方針 70  2 予算 11  3 収支計画、短期借入金、剰余金」 4 資金計画 71  3 収支計画 51  3 収支計画 71  3 収支計画 71  4 資金計画 71  3 収支計画 71  3 収支計画 71  4 資金計画 71  第4 短期借入金の限度額 72  1 勤労者財産形成促進業務に係る短期借入金について 72  2 運営費交付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について 72  第5 剰余金の使途 72  第5 利余金の使途 72  第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 76  1 人員に関する計画 76  2 施設・設備、積立金の処分)【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】 76  3 積立金の処分〉【91 高齢・障害・求職者雇用支援機構】 76			
評価シート17 (予算、収支計画、資金計画、短期借入金、剰余金) 【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、(独)勤労者退職金共済機構】1 予算、収支計画及び資金計画策定方針713 収支計画 4 資金計画715 差別機会共済機構】72第 4 短期借入金の限度額722 運営費交付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について 2 運営費交付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について 第 5 剩余金の使途72第 6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項761 人員に関する計画 全の処分)【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】763 積立金の処分に関する事項76		4 情報提供について	63
評価シート17       (予算、収支計画、資金計画、短期借入金、剰余金)       71         【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構、(独) 勤労者財産形成促進業務に係る短期借入金について 72       72         第4 短期借入金の限度額 72       第4 短期借入金の限度額 72         第5 剩余金の使途 72       72         第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 76       76         評価シート18 (人員、施設・設備、積立金の処分) 【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】 76       1 人員に関する計画 76         3 積立金の処分に関する事項 76       76		第3 予算、収支計画及び資金計画	70
評価シート 1 7       (予算、収支計画、資金計画、短期借入金、剰余金)       3 収支計画       71         【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構、(独) 勤労者退職金共済機構】       第4 短期借入金の限度額       72         第5 剰余金の使途       1 勤労者財産形成促進業務に係る短期借入金について       72         第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項       76         1 人員に関する計画       76         2 施設・設備に関する計画       76         3 積立金の処分に関する事項       76		1 予算、収支計画及び資金計画策定方針	70
(予算、収支計画、資金計画、短期借入金、剰余金) 【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構、(独) 勤労者退職金共済機構】4 資金計画71第4 短期借入金の限度額72第4 短期借入金の限度額721 勤労者財産形成促進業務に係る短期借入金について722 運営費交付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について72第5 剰余金の使途72評価シート18 (人員、施設・設備、積立金の処分)【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】1 人員に関する計画762 施設・設備に関する計画763 積立金の処分に関する事項76	   評価シ <del>ー</del> ト17	2 予算	71
【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構、(独) 勤労者退職金共済機構】第4 短期借入金の限度額721 勤労者財産形成促進業務に係る短期借入金について722 運営費交付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について72第5 剰余金の使途72評価シート18 (人員、施設・設備、積立金の処分)【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】1 人員に関する計画762 施設・設備に関する計画763 積立金の処分に関する事項76	(予算、収支計画、資金計	3 収支計画	71
者雇用支援機構、(独) 勤労者退職金共済機構】第4 短期借入金の限度額721 勤労者財産形成促進業務に係る短期借入金について722 運営費交付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について72第5 剰余金の使途72評価シート18 (人員、施設・設備、積立金の処分)【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】1 人員に関する計画762 施設・設備に関する計画763 積立金の処分に関する事項76		4 資金計画	71
1       勤労者財産形成促進業務に係る短期借入金について       72         2       運営費交付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について       72         第5       剰余金の使途       72         評価シート18 (人員、施設・設備、積立金の処分)【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】       1       人員に関する計画       76         2       施設・設備に関する計画       76         3       積立金の処分に関する事項       76	者雇用支援機構、(独)勤	第4 短期借入金の限度額	72
第5剰余金の使途72評価シート18 (人員、施設・設備、積立金の処分)【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】1 人員に関する計画762 施設・設備に関する計画763 積立金の処分に関する事項76	力有这眼並共用機伸】	1 勤労者財産形成促進業務に係る短期借入金について	72
評価シート 1 8 (人員、施設・設備、積立 金の処分)【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項761 人員に関する計画762 施設・設備に関する計画763 積立金の処分に関する事項76		2 運営費交付金の受入れの遅延等に係る短期借入金について	72
評価シート18 (人員、施設・設備、積立 金の処分)【(独) 高齢・ 障害・求職者雇用支援機構】1 人員に関する計画762 施設・設備に関する計画763 積立金の処分に関する事項76		第5 剰余金の使途	72
(人員、施設・設備、積立金の処分)【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】       2 施設・設備に関する計画       76         3 積立金の処分に関する事項       76		第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	76
金の処分)【(独) 高齢・ 障害・求職者雇用支援機構】2 施設・設備に関する計画763 積立金の処分に関する事項76		1 人員に関する計画	76
構	金の処分)【(独) 高齢・	2 施設・設備に関する計画	76
		3 積立金の処分に関する事項	76
	1174	第7 その他業務運営に関する重要事項	77

雇用・能力開発機構 評価シート1(雇用開発業務	(相談、セミナ一等))	(厚生労働省)
-------------------------	-------------	---------

雇用・能刀開発機構 評価ンート   (雇用屏 中期目標	開発業務(相談、セミナー寺)) <b>(厚生労働省</b> 中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
第2 業務の改善に関する事項			第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
	べき措置	べき措置	
1 雇用開発業務について	1 雇用開発業務について	1 雇用開発業務について	1 雇用開発業務について
就職資金の貸付け、中小企業事業主等に対して行			
う雇用管理の改善に関する相談その他の援助、建設			
業事業主等に対して行う雇用管理の改善等に関す			
る相談その他の援助等については、事業主等の二一			
ズに応えた効果的な実施を目指し、下記事項のとおり実施すること。			
り 美	(1)相談等業務について	   (1)相談業務について	   (1) 相談業務について
① 利用対象者に対し周知し、相談者等の要望に		① 調査結果の分析及び業務への反映について	1 調査結果の分析及び業務への反映について
的確に応えられるようにすること。	相談、セミナー、研修等に係る調査について		
また、相談、セミナー、講習、研修等の終了		主等の雇用管理の実態、利用者の意見等をよ	ケート調査及びヒアリング調査を実施し、当該調査結果を分析して以下のとおり業務の質
後に調査を実施し、利用者の意見等をより的確	者の意見等をより的確に把握できるよう実施	り的確に把握できるよう実施するとともに、	の向上に反映させる取組を行った。
に把握できるようにするとともに、当該調査結	するとともに、当該調査結果を分析して業務の	当該調査結果を分析して業務の質の向上に	(イ) 中小企業事業主等に対する相談業務について
果を分析して業務の質の向上に反映させるこ	質の向上に反映させる。	反映させる。	相談業務終了後の事業主等へのアンケート調査及び平成22年度に相談を実施した
٤.			事業主等へのフォローアップのためのヒアリング調査を実施し、調査結果を基に、各都
			道府県センターにおける雇用管理ケース会議等において課題を検討し、業務の改善を行
			った。
			また、一層の業務改善の取組を推進するため、各都道府県センターにおける業務改善 事例については、本部で集約の上、各都道府県センターへフィードバックし、情報の共
			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
			ペアンケート調査結果等に基づく業務改善事例》
			<ul><li>・ 有効な情報の提供</li></ul>
			各機関における雇用改善等に係る支援制度をまとめて把握したいとの意見を踏ま
			え、県が作成するガイドブックに各支援制度の情報を掲載し、多くの事業主に円滑に
			周知ができるよう努めた。
			・ 事業所訪問による事業主等への説明
			助成金の利用を目的とした事業所に対しても、事務担当者に雇用管理に関する情報
			提供を行い、助成金の適正支給の確認のために行う事業所訪問の機会を活用して、事業など、大学の表現では、100円では、1
			業主にも雇用管理上の課題の確認や解決方法のアドバイスを行った。 + 1334 47 48 0 7 + 17 0 7 + 17 1 7 1
			<ul><li>相談終了後のフォローアップ</li><li>アンケートの満足度は高かったものの、相談により課題の解決に至ったかが不明で</li></ul>
			あったことから、相談から約半年後にヒアリングを行い、課題解決に至っていなけれ
			ば、過去の相談事例等を参考に、再度、資料提供や情報提供を行った。
			(ロ)建設業事業主等に対する相談業務について
			建設業事業主等の雇用管理の実態、利用者の意見等をより的確に把握できるよう、利
			用事業主等に対し、相談終了後おおむね3ヶ月経過した時点でサンプル調査を実施し、
			その調査結果を基に、各都道府県センターにおける雇用管理ケース会議等において課題
			を検討し、業務の改善を行った。
			また、一層の業務改善の取組を推進するため、各都道府県センターにおける業務改善
			事例については、本部で集約の上、各都道府県センターへフィードバックし、情報の共
			有化を行った。
			《アンケート調査結果等に基づく業務改善事例》 ・ 相談者の理解度を上げるための工夫
I <u>L</u>			- 作談句の生胜及でエリるにめのエス

- ② 中小企業事業主等に対する相談、セミナー等については、次のとおりとすること。
- (イ) 相談件数の増大を図ること。
- (ロ)人材確保や職場定着に資する内容に重点を おいたものとすること。
- (ハ) 相談、セミナー等の終了後に、①のほか、 雇用管理の実態についても調査し、当該調査 結果を分析して業務の質の向上に反映させ ること。
- (二)相談、セミナー等を利用した事業主等における求人の充足率が平均25%以上、労働者の離職率が平均15%以下となるようにするとともに、80%以上の利用者から役立った旨の評価が得られるようにすること。

- ② 中小企業事業主等に対して行う雇用管理の 改善に関する相談等について
- (イ) 相談について
- (i)中小企業事業主等に対して行う雇用管理 の改善に関する相談については、ホームペ ージ及びパンフレット等を通じて周知し、 相談件数の増大を図る。

- (ii)相談事例や企業等の雇用管理の改善等についての好事例等の情報を積極的に収集・整理し、その積極的な活用を図るなどとともに、相談終了後に利用者に対する調査を実施し、80%以上の利用者から雇用管理の改善を進める上で役立った旨の評価が得られるようにする。
- (iii) 中小企業の人材確保や職場定着に資する 内容に重点化して実施することにより、相 談を受けた事業所において、求人の充足率 が平均25%以上、労働者の離職率が平均 15%以下となるようにする。
- (ロ) セミナ一等
- (i)関係機関と連携を図り、効果的な情報の 収集・提供を行うとともに、中小企業事業 主等に対して雇用管理の改善等を図るた めのセミナー等を実施する。また、セミナ 一等終了後に調査を実施し、80%以上の 者から役立った旨の評価が得られるよう にする。

- ② 中小企業事業主等に対して行う雇用管理の 改善に関する相談について
- (イ) 中小企業事業主等に対して行う雇用管理 の改善に関する相談については、ホームペ ージ及びパンフレット等を通じて周知す る。

- (ロ)相談事例や企業等の雇用管理の改善等についての好事例等の情報を積極的に収集・整理し、その積極的な活用を図るなどとともに、相談終了後に利用者に対するアンケート調査を実施し、80%以上の者から雇用管理の改善を進める上で役立った旨の評価が得られるようにする。
- (ハ) 中小企業の人材確保や職場定着に資する 内容に重点化して実施することにより、相 談を受けた事業所において、求人の充足率 が25%以上、労働者の離職率が15%以 下となるようにする。

建設雇用改善に関する助成制度の説明時においては、的確に理解を得るよう、具体例の紹介や、よく問い合わせのある点について説明を行った。

- 積極的な事業所訪問の実施
- より具体的な課題・問題点の把握のため、事業所訪問等を積極的に行い、直接、事業主にヒアリングし、雇用管理改善の取組に係る提案・説明を行った。
- ② 中小企業事業主等に対して行う雇用管理の改善に関する相談について
- (イ) 相談業務の周知・実施

中小企業事業主等に対して行う雇用管理の改善に関する相談業務については、ホームページ及びパンフレット等を通じて周知し、人材確保や職場定着に資する内容の相談件数は次のとおりとなった。

相談件数 18,419件

### (取組内容)

- ・ 相談者の有する共通した課題については、過去の雇用管理相談事例から「人材確保」、「就業規則」等のテーマごとに整理した冊子を作成し、必要に応じて利用者に提供するとともに、パンフレットコーナーにも配置した。
- ・ 相談申込用紙に記載された相談内容の抽象的なものについては、事前に具体的内容を確認し、必要な資料等を準備することで、限られた相談時間の中で効果的かつ効率的な相談を行った。
- ・ 当機構の廃止に伴い、ホームページに終了案内を掲載するとともに、リーフレットやチラシに業務終了のお知らせを附記し、事業主等への周知を図り、円滑な業務の終了に努めた。
- (ロ)アンケート調査の実施

相談事例や企業等の雇用管理の改善等についての好事例等の情報を収集・整理し、具体的な取組事例を中小企業事業主等に例示することで、雇用管理改善の普及・啓発に努め、相談終了後のアンケート調査において、99.3%の者から雇用管理の改善を進める上で「大変役に立つ」「役に立つ」旨の評価を得た。

※「大変役に立つ」51.3%「役に立つ」48.0%

(有効回答者数 823人)

また、一層の業務改善の取組を推進するため、アンケート調査に基づく業務改善事例 については、本部で集約の上、各都道府県センターへフィードバックし、情報の共有化 を行った。

- (ハ) 相談を受けた事業所の求人充足率
- ・ 雇用管理相談を利用した事業所に対し、募集した求人に対して労働者が確保できた割 合についての調査を行い、回答をまとめた結果、求人充足率は次のとおりとなった。
- 求人充足率 46.1% (調査事業所 765社)

- ③ 建設業事業主等に対する相談、研修について
- (イ) 更に多くの建設業事業主等に利用されるよう、具体的な相談事例の公表など広報内容を充実するとともに、担当職員の資質の向上を図りつつ、実施するものとすること。なお、新規に利用した建設業事業主等を把握しておくこと。

は、次のとおりとすること。

- (ロ)相談、研修を行った建設業事業主等のうち、 雇用管理の改善の取組を行った者又は行う 予定の者の割合が80%以上となるように すること。
- ④ 沖縄県における離職者等に対する相談については、80%以上の利用者から役立った旨の評価が得られるようにすること。

- (ii) セミナー等については、中小企業の人材 確保や職場定着に資する内容に重点化し て実施することにより、セミナー等を受け た事業所において、求人の充足率が平均 25%以上、労働者の離職率が平均15% 以下となるようにする。
- ③ 建設業事業主等に対して行う雇用管理の改善に関する相談等について
- (イ)建設業事業主等に対して行う雇用管理の改善に関する相談等の業務については、更に多くの建設業事業主等に利用されるよう、ホームページ及びパンフレット等において具体的な相談事例を公表するなど周知・広報を充実するとともに、担当職員の資質の向上を図りつつ、実施する。なお、新規に利用した建設業事業主等を把握する。

- (ロ)相談、研修を行った建設業事業主等のうち、 雇用管理の改善の取組を行った者又は行う 予定の者の割合が80%以上となるように する。
- ④ 沖縄県における離職者等に対する援助業務 について

公共職業安定所等関係機関との密接な連携 の下、沖縄県における離職者等に対する就職相 談、免許・資格取得相談、生活相談など再就職 の支援を図るための援助業務を実施する。

また、利用者に対する調査を実施し、80% 以上の者から就職活動を進める上で役立った 旨の評価が得られるようにする。

- ③ 建設業事業主等に対して行う雇用管理の改善に関する相談について
- (イ) 雇用管理の改善に関する相談
  - (i)ホームページ及びパンフレット等において具体的な相談事例を公表するなど 周知・広報を行う。
- (ii)担当職員の資質の向上を図る。

- (iii) 新規に利用した建設業事業主等を把握する。
- (ロ)相談を行った建設業事業主等に対して相 談終了後調査を実施し、雇用管理の改善の 取組を行った者又は行う予定の者の割合が 80%以上となるようにする。
- ④ 沖縄県における離職者等に対する援助業務 について

公共職業安定所等関係機関との密接な連携の下、沖縄県における離職者等に対する就職相談、免許・資格取得相談、生活相談など 再就職の支援を図るための援助業務を実施する。

また、利用者に対するアンケート調査を実施し、80%以上の者から就職活動を進める上で役立った旨の評価が得られるようにす

- ③ 建設業事業主等に対して行う雇用管理の改善に関する相談について
- (イ) 雇用管理の改善に関する相談

建設業事業主等に対して行う雇用管理の改善等に関する相談については、事業主等のニーズに応えた効果的な実施を図るため、以下の取組を行った。

(i) 雇用管理の改善に関する相談

ホームページに建設業関係の雇用管理に関する具体的な相談事例を公表し、また、 建設雇用改善助成金の各種パンフレットにおいても相談事例を周知した。

- 相談件数 21.860件
- (ii) 相談業務を行う職員の資質向上を図るため、雇用管理に関する最新の知識や関係法令の内容、建設業の現状等を習得する等の職員研修を実施した。
  - 実施回数 61回

(実施内容例)

- 建設雇用改善助成金制度概要
- 建設雇用改善法等
- 労働関連法(労働基準法)
- 建設業の現状
- 雇用管理のあり方(雇用契約、就業規則、 賃金管理、労働時間管理、募集・ 採用)
- 個人情報保護 等
- (iii) 新規に利用した建設業事業主等は1,491社であった。
- (ロ) 相談終了後調査の実施

相談終了後の雇用管理改善等の必要性の認識度等を把握するため、相談終了後おおむ ね3ヶ月経過した時点でサンプル調査を実施し、93.6%の建設業事業主等から雇用 管理の必要性を再認識し、雇用管理の改善の取組を「行った」又は「行う予定」の回答 を得た。

※「行った」

(有効回答者数

83.7%

「行う予定」

9.9% 516件)

- ④ 沖縄県における離職者等に対する援助業務について
- ・ 沖縄県における離職者等に対する相談援助等については、公共職業安定所等関係機関と の密接な連携な下、沖縄県内における就職のための相談や、沖縄県からの就職者の多い大 都市に配置した相談員による相談を実施し、就職、転職、職場環境への適応等に関する適 切な助言を行った。

なお、当機構の廃止に伴い、平成23年10月1日に当該業務は国(該当労働局(沖縄労働局等))に移管したことから、円滑な業務の移管に向けて、該当労働局と十分に調整し、必要な引継ぎを行った。

・ 相談終了後のアンケート調査において、100%の者から就職活動等を進める上で「大変 役に立つ」「役に立つ」旨の評価を得た。

		<b>న</b> ం		労働市場の状況等につ	38. 18 t職者の多い大者 oいて意見交換を に基づく業務改善	0% 0% 7人) 邸市においては、行政 を行うとともに、一層	機関等との連絡会議を開催し、 の業務改善の取組を推進するた 部で集約の上、フィードバック
評価の視点等 【評価項目 1 雇用開発業務(相談、セミナー等)】	 自己評価			評定			
	・ 相談の満足度(99 び労働者の離職率(1・ アンケートの調査結 等において課題を検討 以上のとおり、数値目 小企業事業主等に対して は本年度の事業実施期間	1 3%)、相談を受けた事業所の第 0.4%)など、中期計画に対す果について分析し、各都道府県セするなど業務の改善を図り、業務標がある項目については、計画を行う雇用管理の改善に関する相談が上半期のみであったこと等によば施し、調査結果を基に、一層の業	る数値目標を上回った ンターの雇用管理ケー の質の向上に反映させ 概ね上回ったこと、ま 件数は減少しているか ること、さらに、事業	%)及 こ。 ・ス会議 けた。 だた、中 び、これ 効果に			
[数値目標] ・相談事例や雇用管理改善の好事例等を収集し、活用を図ることにより、相談、セミナー等終了後の利用者に対するアンケート調査において、雇用管理の改善を進める上で役立った旨の評価をした者は、80%以上であったか。 (実績) <相談>	を進める上で役立った なお、セミナー等に	・一ト調査において、99.3%のラ :旨の評価を得た。 :ついては、平成22年度限りで事 ②(ロ)アンケート調査の実施」(	業を終了している。	の改善			
平成19年度 98.9% 平成20年度 99.0% 平成21年度 99.5% 平成22年度 99.2% 〈セミナー〉 平成19年度 95.4% 平成20年度 96.2% 平成21年度 96.2%							
平成22年度 96.8% ・相談、セミナー等を受けた事業所において、求人の充足率が25%以上、労働者の離職率が15%以下となったか。 (実績)	· - · · - · - · · · - · · · · · · · · ·	した事業所における求人充足率は 。(業務実績「(1)②(ハ)相談を					
<求人充足率(相談)>         平成19年度 33.8% 平成20年度 39.5% 平成21年度 56.0%         平成22年度 34.9%         <求人充足率(セミナー)>							
平成19年度 25.0% 平成20年度 29.7% 平成21年度 55.2% 平成22年度 30.8% <離職率(相談)>							
平成19年度 11.7% 平成20年度 11.6% 平成21年度 10.5% 平成22年度 9.9% <能職率(セミナー) > 平成19年度 9.8% 平成20年度 11.2% 平成21年度 9.9% 平成19年度 9.8% 平成20年度 11.2% 平成21年度 9.9%							
平成22年度 9.5% ・相談・研修を行った建設事業主等のうち、雇用管理の改善の取組を行った者又は行う 予定の者の割合が80%以上となったか。 (実績)	理の必要性を再認識し	建設事業主等のうち、93.6% 、雇用管理の改善の取組を行った (ロ)相談、研修終了後調査の実施	:又は行う予定の回答を				

平成19年度 91.2% 平成20年度 91.3% 平成21年度 92.5% 平成22年度 91.6%	
・沖縄県における離職者等に対する援助業務を実施し、80%以上の者から就職活動を 進める上で役立った旨の評価を得たか。 (実績) 平成19年度 99.4% 平成20年度 100% 平成21年度 100% 平成22年度 100%	沖縄県における離職者等に対する援助業務等については、アンケート調査において、100%の者から就職活動等を進める上で役立った旨の評価を得た。(業務実績「(1)④ 沖縄県における離職者等に対する援助業務について」(P.3、4)参照。)
[評価の視点] ・相談、セミナー、講習、研修等の終了後に調査を実施し、当該調査結果を分析して業務の質の向上に反映させたか。	実績: 〇 相談終了後にアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、調査結果を基に、各都 道府県センターにおける雇用管理ケース会議等において課題を検討し、県が作成する ガイドブックに機構が実施する各支援制度の情報を掲載してもらうよう働き掛けた り、助成金の利用を目的とした事業所に対しても、事業所訪問の機会を活用して、雇 用管理上の課題の解決方法についてアドバイスを行うなど、業務の改善を図った。 また、都道府県センターにおける業務改善事例については、本部で集約の上、各都 道府県センターへフィードバックし、情報の共有化を図り、一層の業務改善の取組を 推進した。(業務実績「(1)① 調査結果の分析及び業務への反映について」 (P. 1)参照。)
<ul> <li>・中小企業事業主等に対して行う雇用管理の改善に関する相談については、相談件数は増大したか。</li> <li>(実績)</li> <li>平成19年度 43,516件 平成20年度 51,076件</li> <li>平成21年度 58,474件 平成22年度 64,679件</li> </ul>	実績:× 中小企業事業主等に対して行う雇用管理の改善に関する相談業務については、ホームページ及びパンフレット等を通じて周知し、人材確保や職場定着に資する内容の相談件数は18,419件となった。(業務実績「(1)②(イ)相談業務の周知・実施」(P.2)参照。) なお、昨年度から減少した主な要因として、①平成23年度は上半期のみであったこと、②雇用管理アドバイザーの活用を平成22年度限りで終了したこと、③平成23年度より中小企業基盤人材確保助成金の支給対象分野を成長分野等に限定したことに伴い、助成金を活用した雇用管理の改善に関する相談が減少したこと等が挙げられる。

雇用・能力開発機構	評価シートク	(雇用開発業務関係助成金等の業務)	(厚牛労働省)
/年/17 H6ノリオリ元が光14			

雇用・能力開発機構 評価シート2(雇用開 		T-600 F (T-1)	
中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度業務実績
第2 業務の改善に関する事項	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる べき措置	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる べき措置	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
1 雇用開発業務について	1 雇用開発業務について	1 雇用開発業務について	1 雇用開発業務について
(2)助成金の支給、貸付等の業務について	(2) 助成金の支給、貸付等の業務について	(2) 助成金の支給業務について	(2) 助成金の支給業務について
<ul><li>① ホームページ及びパンフレットにおいて、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を公開し、申請者の利便を図ること。</li><li>② 説明会や相談業務を通じて、制度の趣旨等を申請者に対し十分に周知することにより、申請者の利便を図るとともに申請内容の適正化や不正受給の防止を図ること。なお、説明会につ</li></ul>		① 制度の周知等	中小企業事業主等に対して行う雇用管理の改善に関する助成金及び建設事業主等に対して 行う雇用管理の改善等に関する助成金の支給業務については、申請者の利便や申請内容の適 正化、不正受給防止を図るため、以下の取組を行った。 なお、当機構の廃止に伴い、平成23年10月1日に当該業務は国(都道府県労働局)に 移管したことから、円滑な業務の移管に向けて、都道府県労働局と十分に調整し、必要な引 継ぎを行った。 ① 制度の周知等
いては、終了時に調査を実施し、内容を理解し	る手引等を作成することとし、その作成に当	(イ)制度内容、利用条件、相談・受付窓口等	(イ)ホームページ、パンフレット、手引等の作成等
た旨の評価を80%以上得られるようにすること。また、当該調査については、利用者の意見等をより的確に把握できるよう実施するとともに、当該調査結果を分析して業務の質の向上に反映させること。  ③ 建設業事業主等に対する助成金については、新規申請者数の対前年度増加率が2%以上となるようにすること。  ④ 申請に係る諸手続の合理化を進めることにより、申請者の手続面での負担の軽減を図ること。  ⑤ 職員研修等による担当者の審査能力の向上、実地調査の実施等により、不正受給の防止に努めること。	たっては、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現とする。パンフレット、申込みに係る手引等については、都道府県センターにおいて配布するとともに、公共職業安定所等関係機関においても配布されるようこれらの機関との連携を図る。また、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問に対して回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。さらに、支給金額、利用条件等の制度内容に変更があった場合は当該変更が確定し	を利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成する。  (ロ) パンフレット、申込みに係る手引等は、	<ul> <li>助成金制度をより分かりやすく、利用しやすいものとするため、ホームページにおいては、制度改正の後、速やかに、利用者にとってわかりやすいレイアウト、表現及び受付窓口への誘導等の見直しを行い、公開した。また、利用対象者(事業主・事業主団体)別に活用できる助成金を紹介するサイトによる案内も行った。なお、助成金の制度内容の変更については、速やかにホームページで公開し、助成金を活用する事業主等へ積極的に周知した。</li> <li>建設雇用改善助成金の新規活用を促すため、申請の流れについて独自の資料を作成し、ホームページに公表するとともに、申請書・記載例をトップページに公開することで、利用者の利便性の向上に努めた。</li> <li>当機構の廃止に伴い、平成23年10月1日以降、国(都道府県労働局)において実施することとなったことから、ホームページやリーフレットに助成金申請先変更の案内を掲載し、事業主等へ周知するとともに、都道府県に対してもリーフレットを配布し、事業主等へ配布してもらうよう協力を依頼した。</li> <li>(ロ)パンフレット等の配布による周知</li> </ul>
		公共職業安定所等関係機関においても配布されるよう連携を図る。 (ハ) インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開する。 (二) 支給金額、利用条件等の制度内容に変更があった場合は、当該変更が確定した日から、7日以内にホームページで公開する。	作成したパンフレットや申請の手引等は、説明会や相談援助業務等において配布・周知するとともに、公共職業安定所等関係機関においても配布されるようにした。 (ハ) インターネットを通じた質問への対応 インターネットを通じた質問は、電話、電子メールによる、説明・回答を行うとともに、よくある質問については、回答をQ&Aとしてホームページで公開した。 (二) 制度内容変更の公開 ・ 中小企業労働力確保法関係助成金 中小企業事業主等に対して行う雇用管理の改善に関する助成金については、平成23年4月1日付けの改正について、同日にホームページで公開した。 ・ 建設雇用改善助成金 建設事業主等に対して行う雇用管理の改善等に関する助成金については、平成23年4月1日付けの改正について、同日にホームページで公開した。
	(ロ) 説明会や相談業務を通じて制度の趣旨、内容、申請手続等を利用者に対して十分に説明することなどにより、利用者の利便を図るとともに、関係機関との連絡会議等を開催し、情報を共有することにより、申請内容の適正化や不正受給の防止等を図る。	(ホ) 説明会や相談業務において制度の趣旨、 内容、申請手続等及び不正受給の防止につ いて利用者に対して十分に説明する。	(ホ)利用者に対する説明 説明会や相談業務において利用者に対して助成金の趣旨、目的及び受給のための手続 について、わかりやすく説明するとともに、不正受給を行うことのないよう、注意を促 した。

(ハ)職員研修を実施し、審査能力の向上を図る。 助成金については、併せて、可能な限り直接 事業所を訪問するなどし、支給要件と実際に 合致しているか等の確認を行う。また特に疑 義のあるものについては、すべて事業所を訪 問し、不正受給の防止に努める。 (へ)関係機関との連絡会議等を開催し、情報 を共有することにより、申請内容の適正化 や不正受給の防止等を図る。

#### ② 審査能力の向上等

(イ)職員研修を実施し、審査能力の向上を図る。

(ロ)可能な限り直接事業所を訪問するなどし、 支給要件と実際に合致しているか等の確認 を行い、疑義のあるものについては、すべ て事業所を訪問するなど不正受給の防止に 努める。

(二)説明会を積極的に開催するとともに説明会終了時に調査を実施し、80%以上の者から、助成金等の制度の理解に役立った旨の評価が得られるようにする。

なお、調査については、利用者の意見等を より的確に把握できるように実施するとと もに、当該調査結果を分析して業務の質の向 上に反映させる。

#### ③ 説明会の開催等

- (イ)説明会を積極的に開催するとともに、説明会終了時に参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から、助成金等の制度の理解に役立った旨の評価が得られるようにする。
- (ロ) アンケート調査については、利用者の意見等をより的確に把握できるように実施するとともに、当該調査結果を分析して業務の質の向上に反映させる。

(へ) 関係機関との連携

情報の共有化、不正受給の防止等を図るため、都道府県労働局等関係機関との連絡会議を開催した。

- · 開催回数 239回
- ② 審査能力の向上等
- (イ) 職員の審査能力の向上

各都道府県センターにおいては、助成金担当者の審査能力の向上を図るため、実際に あった事案等を活用したケーススタディを通じた職員研修等を実施した。

- 実施回数 283回
- ・ 実施内容 助成金の相談・審査業務、審査期間の短縮、不正受給防止等について
- (ロ) 不正受給の防止
- (i) 事業所訪問の実施

支給要件に合致しているかの確認のため可能な限り直接事業所訪問を行い、特に疑義のあるものについては、すべて直接事業所訪問による確認を行った。

- 事業所訪問数 1,266件
- (ii) 都道府県労働局との連携の強化
- ・ 情報の共有化、不正受給の防止等を図るため、都道府県労働局等関係機関との連絡 会議を開催した。
- ・ 助成金を支給するに当たって、都道府県労働局への雇用保険関係データの照会を行い、不正受給防止を図った。
- ・ 都道府県労働局への業務移管後も円滑な運営ができるよう、助成金の概要説明や過去の支給実績の情報提供、審査状況に応じた申請書類の整理表の提供など、都道府県労働局と十分に連絡調整し、必要な引継ぎを行った。
- (iii) 不正受給防止体制の強化

不正受給防止体制の強化を図るため、本部総務部に監察役及び各都道府県センターに給付調査役を配置し、不正受給防止マニュアルの遵守を徹底するための点検を行うとともに、本部総務部及び助成金担当部による都道府県センター給付調査役等に対する研修(平成23年4月)を実施し、不正受給防止のための取組を都道府県労働局への業務移管まで適切に行った。

- ③ 説明会の開催等
- (イ) 説明会及び個別相談の実施
- 説明会開催回数 303回
- 説明会参加者数 6,636人
- 個別相談の件数 20,795件
- (ロ)説明会終了後のアンケート調査の実施

説明内容の理解度を測るため、アンケート調査を実施し、88.6%の者から説明内容が「大変理解できた」「理解できた」旨の評価を得た。

※「大変理解できた」20.4%「理解できた」68.2%

(有効回答者数 1,467人)

また、アンケート自由記述欄に記載された参加者の要望・意見等を分析し、説明会の実施方法の見直し等業務の改善を図った。

併せて、一層の業務改善の取組を推進するため、アンケート調査に基づく業務改善事例については、本部で集約の上、各都道府県センターへフィードバックし、情報の共有化を行った。

《アンケート調査結果に基づく業務改善の事例》

• 参加者によりわかりやすい説明資料とするため、具体的な事例を多く取り入れると ともに、プロジェクターを使用して参加者が視覚で捉えられるよう、説明を行った。 ・ 複数の説明者を説明会に同席させ、他の説明者の説明方法を観察し、良いところを 学ぶとともに、後日、説明方法の「良い点」「悪い点」を話し合う場を設けた。 他機関との合同説明会の開催に当たっては、事前の打ち合わせ会議で過去の説明予 定時間と実際の説明時間との差異を確認し、説明時間の順守の徹底を図るとともに、 説明内容にもメリハリをつけるよう調整するなど、各機関との連携を図った。 ② 説明会終了後のフォローアップ 説明会終了後、フォローアップを希望する事業所に対し個別相談に応じるととも に、時間に余裕のない事業所については、アンケート調査において希望を確認し、後 日、電話や事業所訪問によるフォローアップを行った。 (ホ) 建設事業主等に対する助成金については、 ④ 建設事業主等に対する助成金 ④ 建設事業主等に対する助成金 新規申請者数の対前年度増加率が2%以上 新規申請者数の対前年度増加率が2%以 平成23年度上半期の新規申請者数については、2.027事業所となり、44.3% となるようにする。 上となるようにする。 の進捗率となっている。 <参考> · 平成20年度 3,791事業所 (達成率 91.3%) · 平成21年度 5,386事業所 (達成率139.3%) 平成22年度 4,481事業所 (達成率81.6%) <要因分析> 建設業の許可業者数が平成21年度は大幅に増加(対前年度比+4.022事業所)した が、平成22年度は一転して大幅に減少(対前年度比△14.390事業所)しており、許 可業者数が減少傾向にあることが一因と考えられる。 また、東日本大震災の発生により、災害救助法適用地域における支給決定件数が減少した ことも一因と考えられる(対前年同期比で△1,590件。)。 なお、平成18年度の実績を基に、中期目標策定当時に想定した最終年度(23年度)の 目標値3.843事業所に対しては、年間実績で勘案すれば、上回るものと見込まれる。 (へ) 申請者の声や適正支給に配慮しつつ、申請 ⑤ 事務手続の合理化 ⑤ 事務手続の合理化 申請者の手続面での負担の軽減を図るため、都道府県センターへ寄せられた事務手続に 書の記載項目の簡略化、添付書類の簡素化等 申請者の声や適正支給に配慮しつつ、申請 による事務手続の合理化を進めることによ 書の記載項目の簡略化、添付書類の簡素化等 関する申請者の要望等を踏まえ、適正支給に配慮しつつ、以下の措置を講じた。 り、申請者の手続面での負担の軽減を図る。 による事務手続の合理化を進めることによ (イ) 中小企業基盤人材確保助成金 手続きの簡素化を図るため、実施計画認定申請の手続きを廃止した。 り、申請者の手続面での負担の軽減を図る。 (口) 建設雇用改善助成金 手続きの簡素化を図るため、受給資格認定申請の手続きを廃止し、建設雇用改善推進 助成金計画届等の提出に代えるなどした。 ② 就職資金貸付について 公共職業安定所等と連携し、利用対象者に対 し、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等制 度の周知を図るとともに、適正な運用に努め る。 【評価項目2 雇用開発業務関係助成金等の業務】 評価の視点等 自己評価 評定 各助成金の制度内容等の変更については、同日にホームページで公開し、説明会を

① 説明会内容等の改善

303回、個別相談を20,795件実施したほか、各助成金についてのパンフレッ トや申請の手引き等を事業主等へ配布するとともに、公共職業安定所等関係機関にお いても配布されるよう連携を図り、制度の周知・説明に努めたことにより、説明会終 了時のアンケート調査において、88.6%の者から説明内容が理解できた旨の評価 を得た。 ・ 建設事業主等に対する助成金の平成23年度上半期における新規申請者数について

- は、2.027事業所となり、44.3%の進捗率となっている。
- 申請に係る手続き等について申請者の負担軽減のための各種措置を講じ、また、審 査担当者の審査能力向上のための職員研修を283回実施した。また、不正受給防止 対策として、支給要件に合致しているかの確認のため可能な限り直接事業所訪問を行 い、1、266件の事業所訪問を実施するとともに、都道府県労働局と連携し雇用保 険関係データの照会を行い、不正受給防止対策の強化を図った。

以上のとおり、制度の周知・説明や不正受給防止対策に積極的に取り組み、数値目標 を達成するとともに、平成23年度に支給決定した助成金の不正受給件数は「0件」で あったことなどから、自己評価を「A」とした。

了後のアンケート調査の実施」(P. 7)参照。)

④建設事業主等に対する助成金」(P. 8)参照。)

雇用開発業務に係る助成金の説明会終了後のアンケート調査において、88.6% の者から説明内容が理解できた旨の評価を得た。(業務実績「(2)③(ロ)説明会終

建設事業主等に対する助成金の平成23年度上半期における新規申請者数につい

ては、2,027事業所となり、74.2%の達成率となっている。(業務実績「(2)

## [数値目標]

・雇用開発業務に係る助成金についての説明会を開催して80%以上の者から制度の理 解に役立った旨の評価を得たか。

#### (実績)

平成19年度 88.9% 平成20年度 86.6% 平成21年度 86.8% 平成22年度 90.3%

・建設事業主等に対する助成金については、新規申請者数の対前年度増加率が2%以上 となったか。

#### (実績)

平成19年度 4,070事業所 平成20年度 3,791事業所 平成21年度 5. 386事業所 平成22年度 4, 481事業所

#### [評価の視点]

制度内容等の変更後7日以内にホームページで公表し、利用者に対する十分な制度の | 実績: ○ 周知・説明に努めたか。

制度内容等の変更については同日にホームページで公開し、説明会や相談時おいて 利用者に対して助成金の趣旨、目的及び受給のための手続について、わかりやすく説 明するとともに、不正受給を行うことのないよう注意を促した。

また、助成金制度をより分かりやすく利用しやすいものとするため、ホームページ において、利用対象者(事業主・事業主団体)別に活用できる助成金を紹介するサイ トへの案内等を行った。また、平成23年10月1日以降、助成金の支給業務は国(都 道府県労働局) において実施することとなったことから、ホームページやリーフレッ トに助成金申請先変更の案内を掲載し、事業主等へ周知するとともに、都道府県に対 してもリーフレットを配布し、事業主等へ配付してもらうよう協力を依頼した(業務 実績「(2)①制度の周知等」(P. 6)参照。)

・手続等について、申請に係る書類の簡素化等を行い、申請者の負担軽減を図ったか。 また、審査担当者の審査能力向上や直接の事業所訪問などにより不正受給防止対策を行 ったか。

#### 実績: 〇

中小企業基盤人材確保助成金においては、実施計画認定申請の手続きを廃止し、建 設雇用改善助成金においては、申請者から求めていた書類のうち、労働保険料の納付 書・領収証書の写しの提出を不要とするなど、手続きの簡素化を行い、申請者の負担 軽減を図った。

また、実際にあった事案等を活用したケーススタディを通じた職員研修等を実施す ることで助成金担当者の審査能力の向上を図った。

なお、不正受給防止対策として、支給要件に合致しているかの確認のため可能な限 り事業所訪問を行い、特に疑義のあるものについては、すべて事業所訪問による確認 を行うとともに、都道府県センター給付調査役等に対する研修(平成23年4月)を 実施すること等により、不正受給防止体制の強化を図った。(業務実績「(2)②(口) 不正受給の防止」(P. 7)、「(2) ⑤事務手続の合理化」(P. 8) 参照。)

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度業務実績
第2 業務の改善に関する事項	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
	べき措置	べき措置	
2 職業能力開発業務について	2 職業能力開発業務について	2 職業能力開発業務について	2 職業能力開発業務について
(1) 関係機関等との連携について	(1)関係機関等との連携について	(1) 関係機関等との連携について	(1)関係機関等との連携について <b>(高障求機構)</b>
職業能力開発の実施に当たっては、都道府県労	職業能力開発の実施に当たっては、都道府県労	職業能力開発の実施に当たっては、都道府県	労働局、都道府県、事業主、事業主団体、教育機関等と以下のとおり連携を図った。
働局、都道府県、事業主、事業主団体、教育機関	働局、都道府県、事業主、事業主団体、教育機関	労働局、都道府県、事業主、事業主団体、教育	① 就職促進能力開発協議会の開催
等と十分に連携を図ること。	等幅広い関係機関と柔軟かつ十分な連携を図り、	機関等幅広い関係機関と柔軟かつ十分な連携を	求職者の就職促進に向けた職業能力開発施設等に係る対策の円滑な実施を図るため、
	就職促進能力開発協議会等を活用するなど、定期	図り、就職促進能力開発協議会等を活用するな	道府県労働局、都道府県能力開発主管部等を構成員とする就職促進能力開発協議会を開
	的に連絡会議を開催し、真に地域の人材ニーズに	ど、定期的に連絡会議を開催し、真に地域の人	し、地域の労働市場の動向や人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定、訓練受講者及び
	応じた、かつ効果的な職業訓練を実施する。	材ニーズに応じた、かつ効果的な職業訓練を実	了者に対する情報提供・就職支援の体制に係る連携・協力のあり方等について協議した。
		施する。	② その他各種会議の開催・活用による連携
			地域の人材ニーズ等を把握するため、都道府県及び都道府県労働局等が主催する各種
			絡会議への出席などにより連携を密にした。
			③ 地域訓練協議会による連携
			厚生労働省が、関係省庁、産業界、労働界、教育訓練機関団体など関係者の参集を得っ
			開催した「第3回中央訓練協議会」(平成23年4月22日開催)において取りまとめられ
			た「今後の職業訓練の実施方針」に基づき、各都道府県における関係者の協議の場として
			設置された「地域訓練協議会」の運営を行うとともに、中央訓練協議会における議論を
			まえ、公共職業訓練の実施分野及び規模の確認、緊急人材育成・就職支援基金による職業
			訓練(以下「基金訓練」という。)の目標値の確定、基金訓練の円滑な推進に向けた関係権
			関との連携方策の確認など、地域における公共職業訓練及び基金訓練の推進に向け協力を
			行った。
			また、第4回中央訓練協議会(平成23年7月6日開催)において、求職者支援訓練
			係る全国職業訓練実施計画が定められたことから、各都道府県の職業訓練実施計画を関
			機関と協議し作成する地域訓練協議会に参画した。
			④ 関係機関との連携による震災復興訓練の実施
			東日本大震災の被災地等の4県(岩手、宮城、山形、福島)において、県、労働局・台
			共職業安定所、事業主団体等から地域の復旧・復興に係る人材ニーズを聴取・把握し、化
			宅、ビル等の建設に関連した建築、電気工事、配管設備施工等の人材ニーズが高かった。
			とから、被災離職者等が通所しやすい実習場の借り上げなどにより、被災離職者等の再続
			職を目的とした住宅建築施工科などの震災復興訓練を設定・実施した。
			・ 平成23年9月までの開始訓練科 11科、入所200人
(2)効果的な職業訓練の実施について		(の) 英田的な職業制はの中牧について	
	(2)効果的な職業訓練の実施について 効果的な職業訓練を実施するため、企業等の二	(2)効果的な職業訓練の実施について	(2)効果的な職業訓練の実施について
効果的な職業訓練を実施するため、企業等のニ ーズに応えた訓練コースの設定や、「日本版デュ		企業等のニーズに応えた訓練コースの設定 や、「日本版デュアルシステム」、「実践型人材養	① 効果的な訓練の実施 (イ)訓練の品質の維持・向上を図るための指針である「機構版教育訓練ガイドライン」(
ー人に応えた訓練コースの設定や、「日本版デュ アルシステム」、「実践型人材養成システム」、「有		ペ、「日本版ナユアルシスナム」、「美銭空入村食   成システム」、「有期実習型訓練」の実施等の効	はイノ 訓練の品質の維持・向上を図るための指載である「機構版教育訓練ガイトライン」「基づき、訓練コースの設定から実施、評価、改善に至る PDCA サイクルによる効果的・活
期実習型訓練」の実施等の効果的・効率的な訓練		果的・効率的な訓練実施方法の追求、キャリア・	率的な訓練を実施した。 
実施方法の追求、キャリア・コンサルティングの		コンサルティングの積極的実施による個々人の	具体的には、人材ニーズの調査結果を踏まえた訓練コースの設定(Plan)、カリキューノの悪点を押さる発達者の認得性には、た訓練の実施(Po)、訓練発達者の試験変え
積極的実施による個々人の意欲・適性・能力等に 応じた訓練コースの選定を行うとともに、就職率		意欲・適性・能力等に応じた訓練コースの選定 を行うとともに、就職率等の訓練成果の客観的	ムの要点を押さえ受講者の習得状況に応じた訓練の実施(Do)、訓練受講者の就職率、習 得度、満足度等の効果測定や訓練コースの設定から実施に至る業務プロセスの点検等に

得度、満足度等の効果測定や訓練コースの設定から実施に至る業務プロセスの点検等に よる問題点の把握(Check)、訓練コースや指導方法等の改善(Act)という一連の流れに沿 って、継続的な見直しを行った。(**高障求機構**)

(ロ)訓練受講希望者本人が意欲・適性・能力等を十分把握し、適正な訓練コースの選定が できるようキャリア・コンサルティングを実施した。(厚生労働省)

応じた訓練コースの選定を行うとともに、就職率 等の訓練成果の客観的な評価・分析を実施し、訓 練の質や効果的な訓練の実施を担保すること。

応じた訓練コースの選定を行うとともに、就職率 等の訓練成果の客観的な評価・分析を実施し、訓 練の質や効果的な訓練の実施を担保する。

なお、各職業訓練に係る訓練コースの見直しを 行い、その結果をホームページに公表する。

を行うとともに、就職率等の訓練成果の客観的 な評価・分析を行い、PDCA サイクルによる効果 的・効率的な訓練実施方法を追求し、質の高い 効果的な訓練を実施する。

なお、各職業訓練に係る訓練コースの見直し

			を行い、その結果をホー	-ムページに公表す	(ハ) 企業が実践型人材養成システムや有期実習型訓練を効果的・効率的に実施できるよう、 訓練のモデルカリキュラム及び評価支援ツールの活用方法に係る周知を行った。 また、各都道府県センターにおいて企業又は地域ジョブ・カードセンターからの要請 に応じ、訓練実施計画及び訓練カリキュラムの作成支援を行った。(厚生労働省) ② 訓練コースの見直し(高障求機構) 訓練コースの見直しを行うに当たっては、 (イ) 訓練コースの点検による評価及び問題点の把握 (ロ) 職業訓練に関する地域ニーズの把握 等 を踏まえ、訓練コース案を作成した。 平成23年10月以降、カリキュラム等検討委員会による訓練コース案のカリキュラム 内容の精査や訓練計画専門部会による意見聴取及び審査を行い、訓練コースを見直し、そ の結果をホームページに公表することとしている。
評価の視点等	西項目3 連携及び効果的な職業訓練の実施】	自己評価	厚生労働省 高障求機構	A A	評定 厚生労働省 高障求機構
		「厚」では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	イで脱資や2るーハがA・のよの施働が開動が発生している。 で明す有年訓で、率と 職点識る当局府場果4等実どたニってがのう業習に評しずみ。 用対者以、主場型作価に評しず効。 用対者以、主業や業長のの場震でで、はってにに練訓成支在力的 援しびの職手、動なにら場震での、イす取よ受練し援籍しに 機た労評促る、材練城間側側訓握練にあれ、これで、100円 機た労評促る事ニの、100円 機た労評保を事ニの、100円 を品が受給しての用いる。 は、200円 での用いるのでは、100円 での用いるのでは、100円 での用いるのでは、100円 での用いるのでは、100円 では、100円 では、1	は の は は は は は は は は は は は は は	目的別の記入例を作及び意欲・能力等を を実施した。また、 ニーズを踏まえた上 科のモデルカリキュ ムページで周知した ード制度普及推進員 る周知を積極的に行 を行った。これらの なる外部評価委員に ) 会を開催したほか、 の出席などを通携を 訓練コースの設定 はいて、県、労働局・ ズを聴取・把握し、 継職者等の再就職を 。。 る評価及び問題点 一ス案を作成した。 を図るための指針 スの設定から実施、

[数値目標]	
[評価の視点]	実績 : 〇
・関係機関等との連携を図るため定期的に会議等を開催し、真に地域の人材ニーズに応	職業能力開発業務の実施に当たり、求職者の就職促進に向けた職業能力開発等に係
じた、かつ効果的な職業訓練を実施したか。( <b>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支</b>	る対策の円滑な実施を図るための就職促進能力開発協議会を開催するとともに、「第
援機構)	3回中央訓練協議会」(平成23年4月22日開催)において取りまとめられた「今
	後の職業訓練の実施方針」に基づき設置された「地域訓練協議会」の運営を行うとと
	もに、中央訓練協議会における議論を踏まえ、地域における公共職業訓練及び基金訓
	練の推進に向け協力を行った。
	また、東日本大震災の被災地等の4県において、県、労働局・公共職業安定所、事
	業主団体等から地域の復旧・復興に係るニーズを聴取・把握し、被災離職者等の再就
	職を目的とした震災復興訓練を設定・実施した。(業務実績「(1) 関係機関等との連
	携について」(P. 10)参照。)
・「日本版デュアルシステム」、「実践型人材養成システム」並びに「有期実習型訓練」	実績: 〇
の効果的・効率的な訓練実施方法の追求、キャリア・コンサルティングを活用した個人	【厚生労働省による評価】
│ に応じた訓練コースの選定を行うとともに、就職率等の訓練成果の客観的な評価・分析	キャリア・コンサルティングを実施するにあたっては、利用者がジョブ・カードの
を実施したか。( <b>厚生労働省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</b> )	意義を十分に理解した上で、その作成に取り組めるよう、相談の目的別の記入例を作
	成し、利用者に提示して説明を行う等により、受講者本人の適正及び意欲・能力等を
	充分把握した上で就職に資する職業訓練受講に結びつくよう支援を実施した。また、
	実践型人材養成システムや有期実習型訓練については、事業主のニーズを踏まえた上
	で平成20年から平成22年までに作成した28業種、63訓練科のモデルカリキュ
	ラム及び幅広い業種に渡る訓練の評価支援ツールについてホームページで周知した <b> </b>
	ことや、地域ジョブ・カードセンターに在籍しているジョブ・カード制度普及推進員
	を対象とした研修会において、ジョブ・カードの活用方法等に係る周知を積極的に行
	ったことにより、事業主が効率的・効果的に活用できるよう支援を行った。
	【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構による評価】
	訓練の品質の維持・向上を図るための指針である「機構版教育訓練ガイドライン」
	に基づき、訓練コースの設定から実施、評価、改善に至るPDCAサイクルによる効
	果的・効率的な訓練を実施した。(業務実績「(2)効果的な職業訓練の実施について -
	①」(P. 10)参照。)
・訓練コースの見直しを行い、結果をホームページに公表したか。( <b>独立行政法人高齢・</b>	実績: 〇
障害・求職者雇用支援機構)	訓練コースの点検によって得られた評価結果や課題及び職業訓練に関する地域ニ
	一ズ等を踏まえ、訓練コースの見直し案を作成するとともに、カリキュラム等検討委
	員会におけるカリキュラム内容の精査や、都道府県、都道府県労働局等の関係行政機
	関代表委員、経済団体等の使用者代表委員、民間教育訓練機関、大学教授等の公益代
	表委員で構成される訓練計画専門部会において、各訓練科(コース)について、都道
	府県及び民間教育訓練機関等と競合がないか、訓練二一ズを踏まえた設定となってい
	るか等の観点から審議を行い、訓練コースの見直しを行った。
	なお、こうした訓練コースの見直しについては、高齢・障害・求職者雇用支援機構
	への業務移管後も引き続き実施し、その結果を年度末にホームページで公表した。(業   ***********************************
	務実績「(2)効果的な職業訓練の実施について②」(P. 11)参照。)

雇用・能力開発機構	評価シート4	(離職者訓練)	(厚生労働省	独立行政法人喜龄。	<ul><li>・障害・求職者雇用支援機構)</li></ul>
		(			

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度業務実績
第2 業務の改善に関する事項	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる べき措置	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる べき措置	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
2 職業能力開発業務について	2 職業能力開発業務について	2 職業能力開発業務について	2 職業能力開発業務について
(3)離職者を対象とする職業訓練について	(3)離職者を対象とする職業訓練について	(3) 離職者を対象とする職業訓練について	(3)離職者を対象とする職業訓練について
雇用のセーフティネットとしての役割を果た	雇用のセーフティネットとしての役割を果た	雇用のセーフティネットとしての役割を果た	イの離職者訓練の実施
すため、雇用失業情勢に応じて、離職者に対し、	すため、離職者が早期に再就職できるよう、次に	すため、現下の厳しい雇用失業情勢に対応し、	離職者を対象とする職業訓練の実施に当たっては、雇用のセーフティネットとしての役
適切かつ効果的な職業訓練を実施し、再就職に結	より職業訓練を実施する。	離職者が早期に再就職できるよう、次により職	割を果たすため、離職者が早期再就職できるよう、国の定める職業訓練実施計画を踏まえ、
び付けるものとすること。		業訓練等を積極的に実施する。	以下のとおり職業訓練等を実施した。 <b>(高障求機構</b> )
① 離職者の的確な訓練受講を促進し、訓練の結	① キャリア・コンサルティングを積極的に実施	① 就職に資する職業訓練の受講を促進するた	・ 施設内訓練の入所者数 12,347人
果が再就職に結び付くよう、十分なキャリア・	し、各相談者に対し時間的にも内容的にも十分	め、キャリア・コンサルティングを行い、離	(H22 年度 25, 718 人、H22 年度同期 13, 057 人)
コンサルティングを実施し、意欲・適性・能力	な対応を行い、その結果に基づき、個々人の意	職者本人の意欲・適性・能力等を把握し、適	① 適切な訓練コースの選定 <b>(厚生労働省)</b>
等に応じた訓練コースの選定を行い、就職に資	欲・適性・能力等に応じた訓練コースを選定し、	切な訓練コースの選定を行う。	訓練受講希望者等に対し、都道府県センターに設置している「キャリア形成支援コー
する訓練効果の高い職業訓練を実施すること。	就職に資する職業訓練の受講を促進する。		ナー」及び公共職業安定所に設置している「キャリア形成相談コーナー」において、キ
また、訓練開始時から積極的に就職支援活動を			ャリア・コンサルティングを実施し、本人の適性及び能力等を十分把握した上で就職に
行うこととし、これらにより、施設内訓練修了			資する訓練受講に結びつくよう支援を実施した。
者の就職率を各年度とも80%以上とし、委託			・ キャリア形成支援コーナーでの相談件数 102,177件
訓練修了者の就職率を各年度とも65%以上			(H22 年度 236, 444 件、H22 年度同期 122, 540 件)
とするとともに、就職者のうち常用労働者とし			<ul><li>キャリア形成相談コーナーでの相談件数 91,311件</li></ul>
て就職した者の割合の向上に努めること。さら			(H22 年度 290, 892 件、H22 年度同期 163, 629 件)
に、各訓練の到達目標の設定に努めること。			また、就職に資する職業訓練の受講を促進するため、平成23年度から職業訓練指導
上記目標を達成するため、また、民間教育訓			員や離職者訓練担当者が公共職業安定所を巡回し、求職者に対して訓練コースの情報提
練機関の育成という点も踏まえ、民間教育訓練			供、相談を行った。
機関への委託については、委託先の開拓を積極	② 受講者の意欲・適性・能力等を把握し適切な	② 受講者の意欲・適性・能力等を把握し適切	② 受講者の選考( <b>高障求機構</b> )
的に実施し、かつ、委託に際しては、機構が有	選定に資するよう、面接試験、学力試験、適性	な訓練コースの選定に資するよう、面接試験、	受講希望者の意欲・適性・能力等を把握するための評価項目として、就職希望職種に
する職業能力開発及び就職支援のノウハウの	検査等を行う。また、委託訓練の場合において	学力試験、適性検査等を行う。	必要な技能等を習得し就職することを望んでいること(就職意欲)、訓練を受講するこ
提供・指導を行うこと。	は、当該委託先機関を関与させるようにする。		とに熱意を有していること(受講意欲)、訓練内容を理解するために必要な学力を有し
			ていること(基礎学力)、訓練の受講・修了に支障がないこと(修了見込み)を設定し、
			面接試験、学力試験、適性検査等を行った。
	③ 就職支援については、訓練開始時から就職支	③ 施設内訓練においては、訓練開始時から面	③ 就職支援 <b>(高障求機構)</b>
	援を徹底して行う。また、委託訓練の場合にお	接指導、求人情報の提供を行うなど徹底した	施設内訓練においては、具体的な就職支援事例を網羅した就職支援マップを活用し、
	いては、委託先への就職支援の指導・求人情報	就職支援を行う。	入所から修了までの間に加え、訓練修了生も含めた就職支援について、就職支援の重点
	提供等を積極的に行う。		事項を定め、次の取組を行った。
			・ 訓練開始時からの段階的できめ細かい面接指導の実施
			・ 求人開拓及び公共職業安定所との連携等による求人情報の提供
			・ 詳細な訓練生求職情報を独自に作成し、事業主に提供
			・ 事業主との橋渡しのため、訓練生の採用面接や企業訪問への指導員の同行 等
			また、高い就職率を達成した指導員の就職支援ノウハウを集約した「就職支援行動ガ
			イド」も活用し、更なる就職実績の向上に向けて、全国会議において就職支援の改善取
			組事例の共有化を図った。
	④ 委託訓練の実施に当たっては、専修学校・各		
	種学校への委託のみならず、大学・大学院、N		
	POや事業主への委託を含めて、委託先の開拓		
	を積極的に実施するとともに、訓練コース設定		
	の指導、機構が有する職業能力開発及び就職支		
	援のノウハウを提供するほか、適切な訓練コー		

スのコーディネート等を行い、訓練内容の充実 を図る。

⑤ 施設内訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率を各年度とも80%以上とし、委託訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率を各年度とも65%以上とし、就職者のうち常用労働者として就職した者の割合の向上に努める。さらに、各訓練の到達目標の設定に努める。

④ 施設内訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率を80%以上とし、常用労働者としての就職の支援に努める。さらに、各訓練の到達目標の具体的な設定内容について検討する。

- ② 主にものづくり分野であって、当該地域において民間では実施できないもののみに限定して実施することとし、民間で対応可能な訓練については、地方公共団体との役割分担をより明確化しつつ、訓練成果の評価等に基づき民間教育訓練機関等への委託訓練を積極的に推進すること。その際、各職種における求人と求職のミスマッチの状況も踏まえ、訓練コースを精査した上で実施すること。
- ⑥ 主にものづくり分野であって、当該地域において民間では実施できないもののみに限定して実施し、民間で対応可能な訓練については、地方公共団体との役割分担をより明確化しつつ、訓練成果の評価等に基づき民間教育訓練機関等への委託訓練を積極的に推進する。

なお、訓練コースの設定に当たっては、当該 地域ごとに、事業主団体や関係行政機関等から 意見を聴くことなどにより人材ニーズを把握 した上で、各職種における求人と求職のミスマ ッチの状況も踏まえつつ、真に必要とされてい る訓練コースを設定する。また、各地域におい て、外部委員で構成する検討の場を設け、毎年 度の実施計画について、意見を聴取し、審査す ⑤ 施設内訓練については、主にものづくり分野であって、当該地域において民間では実施できないもののみに限定して実施する。

なお、訓練コースの設定に当たっては、当該地域ごとに、事業主団体や関係行政機関等から意見を聴くことなどにより人材ニーズを把握した上で、各職種における求人と求職のミスマッチの状況も踏まえつつ、真に必要とされている訓練コースを設定する。また、各地域において、外部委員で構成する検討の場を設け、実施計画について、意見を聴取し、審査する。

- ④ 訓練修了者の就職率(高障求機構)
- (イ)人材二一ズを反映した的確な訓練内容と上記③の就職支援の取組により、訓練終了後3ヶ月時点の就職率、そのうち常用労働者としての就職者の割合は次のとおりとなった。
  - 施設内訓練
     82.8% (H22年度 82.6%、H22年度同期 80.9%)
     (就職者のうち常用労働者の割合 68.7%) (H22年度 68.6%、H22年度同期 68.2%)
  - ※ 平成23年12月末の実績

(単位:%)

区分	22年度(上半期)	23年度(上半期)	対前年同期増減
施設内訓練就職率	80.9	82. 8	+1. 9

(参考) (単位:%)

区分	20年度	2 1年度	2 2 年度	対前年度増減
施設内訓練就職率	79. 2	78.6	82.6	+4. 0

なお、就職定着を図るための方策として、常用労働者としての就職促進の取組を行った。

具体的には、

- ① 訓練受講者への就職ガイダンスや個別型・集団型によるキャリア・コンサルティングを実施する中で、自己理解や仕事理解について支援することによる、就職後のミスマッチの解消
- ② 受講者が職業訓練で習得した能力の更なる向上に向けた相談の実施
- ③ ハローワーク等とも連携し、求人中の企業や過去に求人を行った企業、訓練修了者が就職した企業、在職者訓練を受講した企業等を指導員等職員が積極的に訪問し、訓練修了者の職業能力に応じた常用労働者を採用する就職企業の開拓

の取組を通じて、常用労働者としての就職を促進した。

- (ロ)事業所の人材ニーズを踏まえた訓練内容とするため、各訓練の到達目標の具体的な 設定内容について、職業訓練指導員が離職者訓練修了者の就職先事業所に対してヒア リング調査を実施し、その結果を基に各施設の離職者訓練委員会等で検討を行った。
- ⑤ 施設内訓練については、各地域に、民間教育訓練機関、事業主団体、行政機関等の有識者を構成員とする訓練計画専門部会を設置し、ニーズに基づく訓練コースの設定の適否や民間教育訓練機関等が設定する訓練コースとの競合の有無について意見聴取、審査を行った上で、主にものづくり分野の訓練コースであって、その地域において民間では実施できないものに限定して実施した。(高障求機構)

	<b>る</b> 。	
	√ు∘	<u>@</u>
		6
		就 施
		施
		い
		練
		あ
		て
		<i>t</i> =
		構
		們
		訓
		等
		訓
1		
1		
1		
1		
1		

② 深刻な雇用情勢を踏まえ、緊急人材育成・ 就職支援基金が創設され、その一環として実施されることとなった雇用保険を受給できない方等を対象とする職業訓練(以下「基金訓練」という。)に関し、基金事業の実施主体である中央職業能力開発協会からの委託を受けて、当該基金訓練関連業務を実施する。このため、職業訓練に係るノウハウ、人材等の機構の有する資源をできる限り有効に活用し、訓練実施機関の開拓、基金訓練コースの設定等に対する相談援助等を効果的に行い、基金訓練の着実な推進に努める。 ⑥ 緊急人材育成支援事業における訓練関連業務の実施(高障求機構)

平成21年度補正予算により緊急人材育成・就職支援基金が中央職業能力開発協会 (以下、「中央協会」という。)に造成され、その一環として実施される雇用保険を受給 できない方を主な対象とする職業訓練(基金訓練)の支援業務について、平成23年4 月1日から中央協会との業務委託契約により実施した。

平成23年9月末には、「平成23年9月末までに12万人分の訓練実施に向けた定員確保」の目標に対して、約36.6万人分(H22年度 45.8万人、H22年度同期 27.4万人)の基金訓練認定申請書を受理及び審査し、その結果を遅滞なく中央協会へ報告した。

#### (イ) 基金訓練実施の支援

- (i)関係行政機関、労使団体、教育訓練機関団体から構成される緊急人材育成支援事業推進協議会を全都道府県において開催し、都道府県における基金訓練の周知広報、基金訓練の目標値、基金訓練実施機関の開拓及び基金訓練の実施等に係る連携方法、協力体制について協議を行った。
- (ii) 基金訓練の実施機関を確保するため、説明会の開催、教育訓練機関等への訪問等を行い、基金訓練コースの設定等に対する相談援助を行った。
- (iii) 教育訓練機関等から認定申請のあった基金訓練認定申請書等を受理及び審査し、 その結果を遅滞なく中央協会へ報告した。

(取組内容)

教育訓練機関等訪問件数 4.672件

(H22 年度 11, 172 件、H22 年度同期 4, 596 件)

・ 訓練コース数 (基金訓練認定申請書の受理件数) 15,801コース

(H22 年度 20,385 コース、H22 年度同期 8,984 コース)

訓練定員

366,095人

(H22 年度 458, 088 人、H22 年度同期 273, 760 人)

(ロ) 求職者に対するキャリア・コンサルティング等

基金訓練対象者に対し、訓練受講前のキャリア・コンサルティング、ジョブ・カードの交付を積極的に行うとともに、基金訓練に関する情報提供を行った。

また、訓練期間中のキャリア・コンサルティングの実施体制がまだ整っていない訓練実施機関については、能力開発支援アドバイザーを派遣する等により、訓練期間中の受講者のキャリア・コンサルティングの実施、ジョブ・カードの作成等を支援するとともに、要望のあった実施機関に対し、キャリア・コンサルティングに関する技術的援助を実施した。

#### (取組内容)

キャリア・コンサルティング実施件数 96,779件

(H22 年度 225, 057 件、H22 年度同期 118, 387 件)

ジョブ・カード交付件数

22. 090件

(H22 年度 51,416 件、H22 年度同期 26,240 件)

派遣実施機関数

2,133所

• 派遣回数 3.742回

(H22 年度 9,418 回、H22 年度同期 4,712 回)

(H22 年度 3,679 所、H22 年度同期 1,799 所)

(ハ) 訓練奨励金等に係る申請書の受付・調査確認等

訓練実施機関から提出された訓練奨励金等の支給申請書について受付及び審査し、その結果を遅滞なく中央協会へ報告した。

また、実施機関が必要な書類の提出等の協力に応じない場合は必要な指導等を行っ

					(2) (3) (4) (5)	・新規訓練を持ついた。 一番	86人(H22年度 66人、H22年度同期 54人) 引末現在) する研究の成果や開発した離職者訓練、在職者訓練及び高度技能 ラムモデル等をホームページにおいて発信した。 セセス件数 437,356件(H22年度 1,072,007件、H22) 14,733件(H22年度 33,464件、H22年度  現在) テムの訓練導入講習及び緊急人材育成支援事業の基礎演習コース機関等の講師育成のため、機構が開発したカリキュラムによる「ワ師育成講座」を実施した。 112回(H22年度 248回、H22年度同期 123回) 220人(H22年度 3,691人、H22年度同期 1,754人) 援する「基金訓練カリキュラム事例集」を民間教育訓練機関等へ 訓練機関への訪問や都道府県が開催する会議等の場を活用し、「就者訓練における就職支援事例」、「就職支援行動ガイド」等の就職紹介するとともに、活用方法の支援を行うなど、就職支援に係るた。
評価の視点等	【評価項目4 離職者訓練】	自己評価	厚生労働省 高障求機構	A S		評定	厚生労働省 高障求機構
		【厚生労働省の自己評価理	_	шп =	<b>火ナナ</b> ウィーヘリナ マ ヾ		
		・ 就職率の向上等を図る バイザーを配置し、キャ					
		バイザーを配置し、キャリア・コンサルティングを実施し、受講希望者本人の適正及 び意欲・能力等を充分把握した上で就職に資する職業訓練受講に結びつくよう支援を					
	実施した。「キャリア形成支援コーナー」においては、平成23年度より機構の実施						
	する委託訓練が都道府県へ移管され、受講者が大幅に減少したにも関わらず、102,						
		177件のキャリア・コ た。また、「キャリア形成					
		た。また、「キャリア形成	_				

	にも関わらず、着実な支援を行い、施設内訓練の就職率は対前年同期比で2.2%増となる81.5%となっており、自己評価を「A」とした。  【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の自己評価理由】 以下の取組により、「評価の視点」に対応した。  ・ 施設内訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率は、人材ニーズを反映した的確な訓練内容と就職支援の取組により、82.8%となり、過去最高となった前年同期	
	を上回るとともに、就職者のうち常用労働者の割合は68.7%と、昨年とほぼ同率となった。 ・ 訓練コースの設定に当たっては、各地域に、都道府県、都道府県労働局等の関係行政機関代表委員、経済団体等の使用者代表委員、民間教育訓練機関、大学教授等の公益代表委員で構成される訓練計画専門部会を設置し、人材ニーズに基づく訓練コースの設定の適否や民間教育訓練機関等が設定する訓練コースとの競合の有無について意見聴取、審査を行った上で、主にものづくり分野の訓練コースであって、その地域において民間では実施できないものに限定して実施した。 ・ 平成23年度上半期は、施設内訓練入所者12,347人に対して訓練を実施するとともに、緊急人材育成支援事業における訓練関連業務については、「平成23年9	
[数値目標]	月末までに12万人分の訓練実施に向けた定員確保」の目標に対して、約36.6万人分の定員を確保した。 - 公共職業訓練全体の品質の向上に資する観点から、都道府県や民間教育訓練機関に対し、職業訓練指導員等を対象とした指導員再訓練を実施するなど職業訓練や就職支援に係るノウハウを提供するとともに、「就職支援行動ガイド」等の就職支援ツールやその活用方法を紹介するなど、機構の有する経験や人材を活かした幅広い支援を行った。	
・施設内訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率が各年度とも80%以上であったか。(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構) (実績) 平成19年度 81.9% 平成20年度 79.2% 平成21年度 78.6% 平成22年度 82.6%	施設内訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率は、82.8%となり、過去最高となった。(業務実績「(3)イ④ 訓練修了者の就職率」(P.14)参照。)	
・委託訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率が各年度とも65%以上であったか。(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構) (実績) 平成19年度 71.4% 平成20年度 69.9% 平成21年度 68.1% 平成22年度 65.3% [評価の視点]	達成済み	
・キャリア・コンサルティングを実施し、個々人の意欲・能力等に応じた職業訓練のコース選定、受講者の能力把握等を適切に行ったか。( <b>厚生労働省</b> )	実績:〇 訓練受講希望者等に対し、都道府県センターに設置している「キャリア形成支援コーナー」において102,177件、公共職業安定所に設置している「キャリア形成相談コーナー」において91,311件のキャリア・コンサルティングを実施し、本人の適性及び能力等を十分把握した上で就職に資する訓練受講に結びつくよう支援を実施した。 前年同期と比べ、「キャリア形成支援コーナー」においては、平成23年度より機構の実施する委託訓練が都道府県へ移管され、受講者が大幅に減少したことに伴い、約16.6%減、「キャリア形成相談コーナー」においては、ハローワークの体制強化に伴うハローワークへの巡回の減少等により、約44.2%の減となっている。(業務実績「(3) イ① 適切な訓練コースの選定」(P.13)参照。)	

・委託訓練の実施に当たっては、委託先の積極的な開拓を行うとともに、機構が有する	
↓ ノウハウの提供等、訓練内容の充実を図り、委託先への就職支援の指導・求人情報提供	
等を適切に行ったか。( <b>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</b> )	達成済み。
・当該地域において民間では実施できないもののみに限定して実施したか。( <b>独立行政</b>	実績: 〇
法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)	施設内訓練については、コースの設定に当たって、各地域に、都道府県、都道府
	県労働局等の関係行政機関代表委員、経済団体等の使用者代表委員、民間教育訓練
	機関、大学教授等の公益代表委員で構成される訓練計画専門部会を設置し、人材ニ
	ーズに基づく訓練コースの設定の適否や民間教育訓練機関等が設定する訓練コース
	との競合の有無について意見聴取、審査を行った上で、主にものづくり分野の訓練
	コースであって、その地域において民間では実施できないものに限定して実施した。
	(業務実績「(3) イ 離職者訓練の実施⑤」(P. 14)参照。)
・地域ごとに、事業主団体等から意見を聴くことなどにより人材ニーズを把握した上で、	実績: 〇
真に必要とされている訓練コースを設定したか。( <b>独立行政法人高齢・障害・求職者雇</b>	各地域に、都道府県、都道府県労働局等の関係行政機関代表委員、経済団体等の使
用支援機構)	用者代表委員、民間教育訓練機関、大学教授等の公益代表委員で構成される訓練計画
	専門部会を設置し、ニーズに基づく訓練コースの設定の適否や民間教育訓練機関等が
	設定する訓練コースとの競合の有無について意見聴取、審査を行い、その結果を踏ま
	えて、主にものづくり分野の訓練コースであって、地域の二一ズに即し、かつ、民間
	では実施できないものに限定した訓練を設定・実施した。(業務実績「(3) イ 離職
	者訓練の実施⑤」(P.14)参照。)

雇用・能力開発機構 評価シート5(高度技能者養成訓練)(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機	雇用。能力盟発機構	評価シート5	(喜度技能者養成訓練)	(独立行政法人高龄	• 隨害 • 求職者雇用支採機
--	-----------	--------	-------------	-----------	-----------------

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度業務実績
第2 業務の改善に関する事項  2 職業能力開発業務について (4)高度技能者の養成のための職業訓練について 産業の基盤を支える人材を育成するために、職 業能力開発大学校等の専門課程においては、技術 革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね 備えた実践技能者を養成し、また、応用課程においては、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる人材を養成するものとすること。	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 2 職業能力開発業務について (4)高度技能者の養成のための職業訓練について産業の基盤を支える人材を育成するために、職業能力開発大学校等の専門課程においては、技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技能者を養成し、また、応用課程においては、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる人材を養成するよう、次により職業訓練を実施	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる べき措置 2 職業能力開発業務について (4)高度技能者の養成のための職業訓練について	第 1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 2 職業能力開発業務について (4)高度技能者の養成のための職業訓練について 日本の産業の基盤を支えるものづくり人材の育成等を行うため、学卒者を対象とする職業 訓練について、以下により就職支援、大学等との連携に取り組んだ。
① 専門課程及び応用課程の修了者のうち、就職希望者の就職率を各年度とも95%以上とすること。	する。 ① 常に的確にものづくり産業における人材ニーズに対応した訓練内容とすることや、キャリア・コンサルティングの積極的な実施等就職支援を徹底して行うことにより、引き続き高い就職実績を確保し、専門課程及び応用課程の修了者のうち就職希望者の就職率を各年度とも95%以上とする。	① 1年次から就職ガイダンスやキャリア・コンサルティングを実施し、就職意欲を喚起する。 専門課程及び応用課程の修了者のうち就職希望者の就職率を95%以上とする。	① 就職支援 1年次から就職ガイダンスやキャリア・コンサルティングをきめ細かく実施した。また、職業人としての素養や職業意識を高めるため、職業社会論、キャリア形成論、生産現場を直接体験するインターンシップをカリキュラムに取り入れるとともに、平成23年度から配置された能力開発支援アドバイザーを中心にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングや職務経歴書の書き方、面接指導などの個別の就職支援の強化を図った。 さらに、東日本大震災や円高の影響等により求人数が減少する中、過去の求人を分析し、採用実績のある企業に重点化し訪問するなど、効果的な求人開拓に努めた。(参考) 就職率 98.1%(H22年度 97.5%) ※ 訓練終了後1ヶ月時点(平成24年4月末現在)の実績
			(参考)       (単位:%)         区分       20年度       21年度       22年度       23年度       対前年度増減
② 職業能力開発大学校等について、産学連携や他大学等関係機関との連携を強め、より地域に開かれたものとすること。	② 職業能力開発大学校等について、産学連携や他大学等関係機関との連携の強化を推進すること等により、広く地域社会に開かれた施設運営に努める。	② 産学連携や他大学等関係機関との連携の強化を推進すること等により、広く地域社会に開かれた施設運営に努める。	就職率   96.9   96.4   97.5   98.1   +0.6     ② 産業界及び他大学関係機関との連携   職業能力開発大学校等において、共同研究・受託研究や施設の開放等について次のとおり取り組んだ。 (i)共同研究 49件(H22年度 65件) (平成23年9月末現在継続中) (テーマ例)   ・漁業協同組合のニーズを踏まえたバイ貝の大きさ選別機の設計・製作   ・木造柱が斜めというデザインが特徴的な山小屋風建築物「サニーロッジ」の耐震性の強化 (ii)受託研究 3件(H22年度 12件) (平成23年9月末現在継続中) (テーマ例)   ・飛行船を使用した上空撮影システムの遠隔制御システムの研究開発   ・発熱パネルの製品化を目指したシステム開発 (iii)ものづくりの啓発   地域における「ものづくり」の啓発を行うため、地域の関係機関、産業界、地域住民等と連携し、「ものづくり体験教室」を開催した。

				当所スレノ	7 V/4X1F
				・ ライントレー	ースロボットの製作
				(iv)地域社会との連携	i
				地域の企業誘致や	や企業支援等について、人材
				(実施事例)	
				<ul><li>滋賀短大におい</li></ul>	いて県内の電気自動車研究で
				プトづくりや製造	<b>造場所等の提供などを行っ</b> か
				<ul><li>北陸能開大にお</li></ul>	いて富山県内の機械系分里
				技術等に関する譚	<b>講習会を実施した。</b>
③ 地方公共団体との役割分担を一層明確化し、 ③ 地方公	公共団体との役割分担を一層明確化し	、 ③ 地方公共団体との役割分	担を一層明確化	③ 高度職業訓練への特化	
民業補完に徹する観点から、民間教育訓練機関 民業補完	こに徹する観点から、民間教育訓練機関	し、民業補完に徹する観点が	いら、民間教育訓	地方運営協議会やもの <sup>・</sup>	づくり人材育成推進協議会
等の多種多様な訓練の実施の状況や昨今の地等の多種	重多様な訓練の実施の状況や昨今の均	練機関等の多種多様な訓練の	の実施の状況や昨	関や地方公共団体の訓練	実施状況を踏まえ、主とし
方公共団体における職業訓練の取組状況を踏 方公共団	団体における職業訓練の取組状況を闘	今の地方公共団体における事	敞業訓練の取組状	特化・重点化し、専門課	程、応用課程、専門課程活
まえ、さらに、ニーズや定員の充足率、就職率 まえ、さ	らに、ニーズや定員の充足率、就職率	況を踏まえ、さらに、二一ズ	や定員の充足率、	のとおり実施した。	
を見極めた上で、今後の経済社会を担う高度なを見極め	た上で、今後の経済社会を担う高度な	就職率を見極めた上で、今後	後の経済社会を担	(イ)専門課程	2,052人(
ものづくり人材を育成するため、主として若年ものづく	(り人材を育成するため、主として若年	う高度なものづくり人材を育	育成するため、主		(H22 定員 2,000 人、入
者を対象とした高度職業訓練に特化・重点化す 者を対象	とした高度職業訓練に特化・重点化す	として若年者を対象とした語	高度職業訓練に特	(口) 応用課程	892人(
ること。		化・重点化することとし、耳	<b>専門課程、応用課</b>		(H22 定員 850 人
		程、専門課程活用型デュアル	レシステムの職業	(ハ) 専門課程活用型デュア	アルシステム 16人(
		訓練を実施する。			(H22 上半期定員 35 人、
評価の視点等 【評価項目 5 高度技能者養成訓練】	自己評価	S		評定	
	以下の取組によ	り、「評価の視点」に対応した。			
		て、きめ細かな就職支援を実施し、キャ		•	
	ーンシップなど	をカリキュラムに取り入れるとともに、	個別の就職支援の強化を図	図っ	

[数値目標]

・専門課程及び応用課程の修了者のうち就職希望者の就職率が各年度とも95%以上で あったか。

#### (実績)

平成19年度 98.4% 平成20年度 96.9% 平成21年度 96.4% 平成22年度 97.5%

### 「評価の視点]

・産学連携や他大学等関係機関との連携の強化を推進すること等により、広く地域社会 | 実績: O

- 実施回数 139回(H22年度 233回、H22年度同期 176回)
- 参加者数 1 1, 3 9 4 人 (H22 年度 30, 328 人、H22 年度同期 8, 764 人) (開催事例)
- アルミニウム製こまの製作
- 銅板レリーフの製作

人材育成や技術支援の面から協力した。

- アプロジェクトに協力し、試作車のコンセ
- 予野の事業主団体に対して、三次元CAD

会などを活用し把握した民間教育訓練機 :して若年者を対象とした高度職業訓練に 『活用型デュアルシステムの職業訓練を次

(入校者数)

入校者 2,282 人、H23 定員 1,920 人)

(入校者数)

人、入校者 959 人、H23 定員 828 人)

(入校者数)

人、入校者 22 人、H23 上半期定員 35 人) (平成23年9月末現在)

た。また、過去の求人を分析し、採用実績のある企業に重点化し訪問するなど、効果 的な求人開拓に努めた。その結果、平成24年4月末現在の就職率は、前年度を上回 る98.1%となった。 ・ 産学連携の一環として、共同研究を49件、受託研究を3件実施した。また、地域 の企業誘致や企業支援等について、人材育成や技術支援の面から協力するとともに、 地域における「ものづくり」の啓発を行うため「ものづくり体験教室」を139回(参 加人数11、394人) 開催するなど、地域社会等との連携を強化した。 両課程ともに修了が平成24年3月であったため、平成23年9月末時点では実績 は集計できない。 なお、平成24年4月末現在の就職率は、過去の求人を分析し、採用実績のある企 業に重点化し訪問するなど、効果的な求人開拓に努めた結果、前年度(97.5%) を上回る98.1%となった。(業務実績「(4) ①就職支援」(P. 19) 参照。)

に開かれた施設運営に努めたか。	産学連携の一環として、共同研究を49件、受託研究を3件実施し、地域における「ものづくり」の啓発を行うため「ものづくり体験教室」を139回開催(参加者数11,394人)するなど、広く地域社会に開かれた施設運営に努めた。(業務実績
	「(4) ②産業界及び他大学関係機関との連携」(P. 19、20)参照。)
・地方公共団体との役割分担を一層明確化し、民業補完に徹する観点から、主として若	実績: 〇
年者を対象とした高度職業訓練に特化・重点化したか。	地方運営協議会やものづくり人材育成推進協議会などを活用し把握した民間教育
	訓練機関や地方公共団体の訓練実施状況を踏まえ、主として若年者を対象とした高度
	職業訓練に特化・重点化し、専門課程、応用課程、専門課程活用型デュアルシステム
	の職業訓練を実施した。(業務実績「(4)③ 高度職業訓練への特化」(P. 19、
	20)参照。)

#### 雇用・能力開発機構 評価シート6 (在職者訓練) (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構) 中期日標 中期計画 第2 業務の改善に関する事項 第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる│第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる│第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 ベき措置 2 職業能力開発業務について 2 職業能力開発業務について (5) 在職者を対象とする職業訓練について (5) 在職者を対象とする職業訓練について 産業の基盤を支える高度な職業能力を有する 産業の基盤を支える高度な職業能力を有する 人材を育成するため、在職者に対し、事業主等の 人材を育成するため、在職者に対し、事業主等の ニーズ等に基づき、適切かつ効果的な職業訓練を ニーズ等に基づき、次により職業訓練を実施す 実施すること。

① 受講者に対してアンケート調査を実施し、 80%以上の者から職業能力の向上に役立っ た旨の評価が得られるようにすること。また、 事業主の指示により職業訓練を受講した場合 については、当該事業主についてもアンケート 調査を実施し、80%以上の者から受講者に職 業能力の向上が見られた旨の評価が得られる ようにすること。

なお、アンケート調査の実施に当たっては、 受講者及び事業主の意見をより的確に把握で きるようにするとともに、当該調査結果を分析 して業務の質の向上に反映できるようにする こと。

② 在職者訓練の効果を客観的に把握する観点 から、受講者が習得した能力(習得度)の測定・ 評価を実施すること。

- ① 受講者に対してアンケート調査を実施し、 80%以上の者から職業能力の向上に役立っ た旨の評価が得られるようにする。また、事業 主の指示により職業訓練を受講した場合につ いては、当該事業主についてもアンケート調査 を実施し、80%以上の者から受講者に職業能 力の向上が見られた旨の評価が得られるよう にする。

なお、アンケート調査の実施に当たっては、 受講者及び事業主の意見をより的確に把握で きるようにするとともに、当該調査結果を分析 して業務の質の向上に反映できるようにする。

② 訓練開始時及び訓練修了時の能力をそれぞ れ把握し比較することにより、受講者が習得し た能力(習得度)を測定し評価する。

べき措置

平成23年度計画

- 2 職業能力開発業務について
- (5) 在職者を対象とする職業訓練について
  - ① 訓練コースの受講者と受講を指示した事業 主に対してアンケート調査を実施し、80% 以上の者から職業能力の向上に役立った旨の 評価が得られるようにする。また、受講者が 習得した能力(習得度)の測定を行う。

なお、アンケート調査に当たっては、受講 者及び事業主の意見をより的確に把握でき るようにするとともに、当該調査結果と習得 度測定の結果を分析して業務の質の向上に 反映できるようにする。

# 平成23年度業務実績

- 2 職業能力開発業務について
- (5) 在職者を対象とする職業訓練について
  - ① 在職者訓練の業務の質の向上を図るため、受講者や事業主に対するアンケート調査等を 実施した。
  - (イ) 受講者に対するアンケート調査の実施

アンケート調査において98.8% (H22年度 98.6%、H22年度同期 98.7%)の 者から職業能力の向上に「大変役に立った」「役に立った」との評価を得た。

※「大変役に立った」 47.5% (H22 年度 45.0%、H22 年度同期 45.0%) 「役に立った」 5 1. 3% (H22 年度 53.6%、H22 年度同期 53.7%) 2 1, 4 9 6人(H22 年度 35,778 人、H22 年度同期 20,222 人)) (受講者数 (回答者数 18,647人(H22年度 31,985人、H22年度同期 18,430人)) 数値は全て平成23年9月末現在の数値

(単位:%)

区分	22年度(上半期)	23年度(上半期)	対前年度増減
受講者満足度	98. 7	98. 8	+0. 1

(参考) (単位:%)

区分	20年度	2 1年度	2 2 年度	対前年度増減
受講者満足度	98. 3	98. 3	98. 6	+0. 3

(ロ) 事業主に対するアンケート調査の実施

受講者を派遣した事業主を対象とするアンケート調査において、98.0% (H22年) 度 97.5%、H22 年度同期 97.8%) の事業主から受講者が学んできた内容が事業所で 「大変役に立っている」「役に立っている」との評価を得た。

「役立っている」

※「大変役立っている」 2 O. 5% (H22 年度 20.6%、H22 年度同期 21.3%) 77.5% (H22年度 76.9%、H22年度同期 76.5%)

(回答事業所数 4. 165事業所

(H22 年度 6.869 事業所、H22 年度同期 3.879 事業所))

数値は全て平成23年9月末現在の数値

(単位:%)

区分	22年度(上半期)	23年度(上半期)	対前年度増減
受講者満足度	97. 8	98. 0	+0. 2

(参考)

(単位:%)

区分	20年度	2 1 年度	2 2 年度	対前年度増減
事業主満足度	97. 7	97. 6	97. 5	Δ0. 1

### (ハ)業務改善の取組

一層の業務改善の取組を推進するため、アンケート調査に基づく業務改善事例につい ては、本部で集約の上、各都道府県センターへフィードバックし、情報の共有化を行う こととしている。

また、在職者訓練の品質保証を図るため、訓練カルテ方式(受講者アンケート等のデ

③ 地方公共団体との役割分担の一層の明確化を図るとともに、民業補完に徹する観点から、民間教育訓練機関等の多種多様な訓練の実施の状況や昨今の地方公共団体における職業訓練の取組状況を踏まえ、中小企業等を主な対象として、ものづくり分野を中心に真に高度なもののみに真に限定して実施すること。このため、職業訓練コースについては、ものづくり分野以外のものを中心に平成19年度中に見直しを行い、平成18年度実績と比べ2割程度削減するとともに、平成19年度の早期に真に高度なものの基準を明確化して公表し、当該基準に該当しない訓練についても廃止すること。

また、中小企業等を主な対象としていることに配慮しつつ、適切な費用負担を求めること。

- ③ 地方公共団体との役割分担の一層の明確化 を図るとともに、民業補完に徹する観点から、 民間教育訓練機関等の多種多様な訓練の実施 の状況や昨今の地方公共団体における職業訓 練の取組状況を踏まえ、中小企業等を主な対象 として、ものづくり分野を中心に真に高度なも ののみに真に限定して実施する。このため、職 業訓練コースについて、平成19年度中に、特 に、情報・通信系、居住系、管理・事務系等の 訓練コースについて真に必要性の認められる もの以外のものを廃止することにより平成 18年度実績と比べ2割程度削減するととも に、平成19年度の早期に真に高度なものの基 準を明確化して公表するものとし、当該基準に 該当しない訓練についても廃止する。また、当 該地域ごとに事業主団体や関係行政機関等か ら意見を聴くことなどにより人材ニーズを把 握した上で、各地域において外部委員で構成す る検討の場を設け、毎年度の実施計画につい て、意見を聴取し、審査する。
- ④ 中小企業等を主な対象としていることに配慮しつつ、適切な費用負担を求める。

② 地方公共団体との役割分担の一層の明確化を図るとともに、民業補完に徹する観点から、民間教育訓練機関等の多種多様な訓練の実施の状況や昨今の地方公共団体における職業訓練の取組状況を踏まえ、中小企業等を主な対象として、ものづくり分野を中心に真に高度なもののみに真に限定して実施する。また、訓練コースは、当該地域ごとの事業主団体や関係行政機関等から意見を聴くことなどにより人材育成ニーズを把握した上で設定するものとし、各地域において外部委員で構成する検討の場を設け、実施計画について、意見を聴取し、審査する。

③ 中小企業等を主な対象としていることに配慮しつつ、適切な費用負担を求める。

- ータをPPMチャート及びレーダーチャート等で分析し、訓練コースを評価・改善する 仕組み)を全国で実施し、訓練コースの見直しに活用した。
- (二) 習得した能力の測定・評価

訓練コースの受講を通じて習得した能力(習得度)の測定・評価のため、訓練開始時に受講者の能力をアンケートにより把握するとともに、訓練受講後に、職場での適用状況(受講した訓練内容を職場の仕事に活用しているか等)を確認した。

② 地方公共団体との役割分担の一層の明確化を図り、民業補完に徹する観点から、各地域に、民間教育訓練機関、事業主団体、行政機関等の有識者を構成員とする訓練計画専門部会を設置し、ニーズに基づく訓練コースの設定の適否や民間教育訓練機関等が設定する訓練コースとの競合の有無について、意見聴取、審査を行った上で、ものづくり分野に特化し真に高度なもののみに限定して実施した。

③ 中小企業を主な対象としていること及び現下の厳しい経済情勢に配慮しつつ適切な費用 負担を求めた。

評価の視点等 自己評価 S

- 以下の取組により、「評価の視点」に対応した。
- ・ 在職者を対象とする職業訓練について、受講者と受講を指示した事業主に対して アンケート調査を実施し、目標を上回る受講者の98.8%から「職業能力の向上 に役立った」との評価を得るとともに、受講者を派遣した事業主の98.0%から 「受講者が学んできた内容が事業所で役立っている」との評価を得た。
- ・ アンケート調査結果及び習得度測定の結果を分析し、訓練内容の見直しを行うな ど業務の質の向上に反映させた。特に、訓練コースの見直しに当たっては、訓練の 品質保証を図るため、受講者アンケート等のデータをPPMチャート及びレーダー チャート等で分析し、訓練コースを評価・改善する訓練カルテ方式を全国で実施し た。
- ・ 地方公共団体との役割分担の一層の明確化を図り、民業補完に徹する観点から、 各地域に、都道府県、都道府県労働局等の関係行政機関代表委員、経済団体等の使 用者代表委員、民間教育訓練機関、大学教授等の公益代表委員で構成される訓練計 画専門部会を設置し、ニーズに基づく訓練コースの設定の適否や民間教育訓練機関 等が設定する訓練コースとの競合の有無について、意見聴取、審査を行った上で、 ものづくり分野に特化し真に高度なもののみに限定して実施した。また、中小企業

	を主な対象としていること及び現下の厳しい経済情勢に配慮しつつ適切な費用負担を求めた。
[数値目標]	C-3-40-51-C0
・受講者に対するアンケート調査において、職業能力の向上に役立った旨の評価をし	受講者に対するアンケート調査において、「職業能力の向上に役立った」との回答
た者が80%以上であったか。	が目標を大きく上回る98.8%となった。(業務実績「(5)①(イ)受講者に対
(実績)	するアンケート調査の実施」(P. 22)参照。)
平成19年度 97.8% 平成20年度 98.3% 平成21年度 98.3%	, <b>0</b> , 0, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,
平成22年度 98.6%	
・事業主に対するアンケート調査において、職業能力の向上が見られた旨の評価をし	事業主に対するアンケート調査において、「職業能力の向上が見られた」との回答
た者が80%以上であったか。	が目標を大きく上回る98.0%となった。(業務実績「(5)①(口)事業主に対
(実績)	するアンケート調査の実施」(P. 22)参照。)
平成19年度 96.2% 平成20年度 97.7% 平成21年度 97.6%	
平成22年度 97.5%	
・職業訓練コースについて、平成19年度中に、真に必要性の認められるもの以外の	実績: 一
ものを廃止することにより、平成18年度実績と比べ2割程度削減したか。	達成済み。
(実績 平成19年度 3割程度削減 ※達成済)	
[評価の視点]	実績 : ○
・訓練開始時及び訓練修了時の能力をそれぞれ把握し比較することにより、受講者が	訓練開始時に受講者の能力をアンケートにより把握するとともに、訓練受講後に
習得した能力(習得度)を測定し評価したか。	職場での適用状況(受講した訓練内容を職場の仕事に活用しているか等)を確認す
	ることにより、訓練コースの受講を通じて習得した能力(習得度)の測定・評価を
	行った。(業務実績「(5)①(二)習得した能力の測定・評価」(P. 23)参照。)
・中小企業等を主な対象として、ものづくり分野を中心に真に高度なもののみに限定	実績 : 〇
して実施したか。	地方公共団体との役割分担の一層の明確化を図り、民業補完に徹する観点から、
	訓練コースの設定に当たっては、外部専門家による委員会で審議・決定し機構が公
	表した「設定基準」のうち最上位レベルの内容とするとともに、各地域に、都道府
	県、都道府県労働局等の関係行政機関代表委員、経済団体等の使用者代表委員、民
	間教育訓練機関、大学教授等の公益代表委員で構成される訓練計画専門部会を設置
	し、ニーズに基づく訓練コースの設定の適否や民間教育訓練機関等が設定する訓練
	コースとの競合の有無について、意見聴取、審査を行い、ものづくり分野に特化し、
	真に高度なもののみに限定して実施した。(業務実績「(5) 在職者を対象とする職
	業訓練について②」(P. 23)参照。)
・中小企業等を主な対象としていることに配慮しつつ、適切な費用負担を求めたか。	実績: 〇
	中小企業を主な対象としていること及び現下の厳しい経済情勢に配慮しつつ適切
	な費用負担を求めた。 (業務実績「(5) 在職者を対象とする職業訓練について③」
	(P. 23)参照。)
・平成19年度の早期に真に高度なものの基準を明確化して公表し、当該基準に該当	実績:一
しない訓練については廃止したか。	達成済み。

雇用 • 能力開発機構	評価シートフ	(芸年者対策	キャリア・コンサルティ	(ング)(厚生	<b>労働省。独立行政法人</b> 認	<b>ふ齢・障害・求職者雇用支援機構</b> )
					// IS/ IS \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度業務実績
第2 業務の改善に関する事項	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
2 職業能力開発業務について	2 職業能力開発業務について	2 職業能力開発業務について	2 職業能力開発業務について
(6) 若年者対策について	(6) 若年者対策について	(6) 若年者対策について	(6) 若年者対策について
依然としてフリーター等若年不安定就労者や若	現在の若年者を取り巻く変化・課題を踏まえ、		
年失業者が多く、中長期的な競争力・生産性の低	次により若年者の就業に係る総合的な支援を実施		
下等が懸念され、若年者を我が国を支える「人材」	する。		
として育成していくことが喫緊の課題となってい			
る。こうした中、若年者の職業意識の形成、職業			
訓練の実施、就職支援等若年者の就業について総			
合的な支援を行うこと。			
① 職業意識の形成の支援等	① 職業意識の形成の支援等	① 職業意識の形成の支援等	① 職業意識の形成の支援等 ( <b>厚生労働省</b> )
(イ) キャリア・コンサルタントの活用等により、	(イ) 公共職業安定所や地方公共団体における若	公共職業安定所や地方公共団体における若	(イ)若年者への職業意識の啓発
様々な課題を抱える若年者の職業理解を促進	年者の就労支援機関との連携を図りながら、	年者の就労支援機関との連携を図りながら、若	公共職業安定所や地方公共団体における若年者の就労支援機関との連携を図りながら、
し、職業意欲の喚起を行い、安定就労への誘	若年者の職業意識を啓発するための取組み	年者の職業意識を啓発するための取組みや、キ	労働者等に対するキャリア形成に係る相談援助を行う中で、若年者に対して職業意識の恩
導を積極的に行うこと。	や、キャリア・コンサルティングの実施によ	ャリア・コンサルティングの実施により若年者	発に努めた。
その際、地方公共団体等とも連携した取組	り若年者のキャリア形成を支援する。	のキャリア形成を支援する。	
を展開するとともに、実績に基づく支援拠点	また、実績に基づく若年者の職業意識を啓		
の重点化を行うこと。また、事業の効果を検	発するための支援拠点の重点化を行い、事業		
証し、事業の在り方について厳格な評価を行	の効果を検証し、事業の在り方について厳格		
うこと。	な評価を行う。		
(ロ) 私のしごと館	(ロ) 私のしごと館		
( i )「独立行政法人整理合理化計画」(平成	( i )「独立行政法人整理合理化計画」(平成		
19年12月24日閣議決定)に基づき、	19年12月24日閣議決定)に基づき、		
運営を包括的に民間に委託し、当省におい	運営を包括的に民間に委託し、厚生労働省		
て、第三者委員会による外部評価を実施し、	において、第三者委員会による外部評価を		
その結果を踏まえて、平成20年末までに	実施し、その結果を踏まえて、平成20年		
「私のしごと館」の存廃を含めその在り方	末までに「私のしごと館」の存廃を含めそ		
について検討を行うため、機構は、必要な	の在り方について検討を行うため、機構は、		
協力を行うこと。	必要な協力を行う。		
なお、運営を包括的に民間に委託するに当	なお、運営を包括的に民間に委託するに当		
たっては、第三者委員会の検討を踏まえて	たっては、第三者委員会の検討を踏まえて		
設定する目標を上回ること。	設定する目標を上回るようにする。		
(ii)「私のしごと館」の未利用校に対する働き	(ii)「私のしごと館」の未利用校に対する来館		
かけ、利用前の事前学習の実施及び利用後	の働きかけ、利用前の事前学習の実施及び		
の事後学習指導の実施の支援等を行うこ	利用後の事後学習指導の実施の支援等を行		
と。	う。		
(iii)業務・システムの最適化のため、システ	(iii)業務・システムの最適化のため、システ		
ム構成及び調達方式の見直しを行うことに	ム構成及び調達方式の見直しを行うことに		
より、システムコスト削減、システム調達			
における透明性の確保及び業務運営の合理			
化を図ること。このため、当該業務・シス			
テムの監査及び刷新可能性調査を実施し、	の監査及び刷新可能性調査を実施し、これ		
これらを踏まえ平成19年度までに当該業			
務・システムの最適化計画を策定し、公表	務・システムの最適化計画を策定し、公表		

するとともに、当該計画を着実に実施すること。

- ② 訓練の実施等
- (イ) 高校卒業後フリーター等不安定就労を繰り 返す者等に対して、働きながら学ぶことによ り一人前の職業人を養成する「日本版デュア ルシステム」等の事業主と協力した実践的な 職業訓練を積極的に実施すること。

- (ロ)企業が主体となって現場の中核となる実践的な技能を備えた職業人を育成する「実践型人材養成システム」、フリーター等に実践的な訓練を行うことにより常用雇用化を促進する「有期実習型訓練」について、その導入・実施のため、企業の訓練カリキュラムの策定等への支援、訓練の一部実施による協力等を行うこと。その際、地域における民間教育訓練機関等との役割分担を踏まえ行うこと。
- (7) キャリア・コンサルティングについて キャリア・コンサルティングの能力を身につけ たアドバイザーを各都道府県センター等に配置 し、労働者等へのキャリア・コンサルティングの 充実を図るとともに、キャリア・コンサルタント について、研修を行う等により質の向上を図るこ

また、利用者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から職業能力の向上等が図られた旨の評価が得られるようにすること。

なお、アンケート調査の実施に当たっては、利用者の意見をより的確に把握できるようにするとともに、当該調査結果を分析して業務の質の向上に反映できるようにすること。

するとともに、当該計画を着実に実施する。

- ② 訓練の実施等
- (イ) 高校卒業後フリーター等不安定就労を繰り 返す者等が、安定就労へ移行できるように、 職業能力開発大学校等及び委託訓練先の活用 により一定期間の企業実習とそれと一体となった「日本版デュアルシステム」等の事業主 と協力した実践的な職業訓練を積極的に実施 する。

- (ロ)企業が主体となって現場の中核となる実践的な技能を備えた職業人を育成する「実践型人材養成システム」、フリーター等に実践的な訓練を行うことにより常用雇用化を促進する「有期実習型訓練」について、その導入・実施のため、企業の訓練カリキュラムの策定等への支援、訓練の一部実施による協力等を行う。その際、地域における民間教育訓練機関等との役割分担を踏まえ行う。
- (7) キャリア・コンサルティングについて

キャリア・コンサルティングの能力を身につけたアドバイザーを各都道府県センター等に配置し、労働者等へのキャリア・コンサルティングの充実を図るとともに、キャリア・コンサルタントについて、研修を行う等により質の向上を図る。

また、利用者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から職業能力の向上等が図られた 旨の評価が得られるようにする。

なお、アンケート調査の実施に当たっては、利用者の意見をより的確に把握できるようにするとともに、当該調査結果を分析して業務の質の向上に反映できるようにする。

- ② 訓練の実施等
- (イ)職業能力開発大学校等における職業訓練と、 企業等における実習とを組み合わせた「日本 版デュアルシステム」等を積極的に実施する。

(ロ)「実践型人材養成システム」及び「有期実習型訓練」の導入・実施のため、企業の訓練カリキュラムの策定等への支援、訓練の一部実施による協力等を行う。

- (7) キャリア・コンサルティングについて
  - ① キャリア・コンサルティングの能力を身につけたアドバイザーを各都道府県センター等に配置し、労働者等へのキャリア・コンサルティングの充実を図る。

また、利用者に対してアンケート調査を実施 し、80%以上の者から職業能力の向上等が図 られた旨の評価が得られるようにする。

なお、アンケート調査の実施に当たっては、 利用者の意見をより的確に把握できるように するとともに、当該調査結果を分析して業務の 質の向上に反映する。

- ② 訓練の実施等
- (イ) 職業能力開発大学校等における訓練と、企業等における実習とを組み合わせた職業訓練について、以下のとおり実施した。(**高障求機構**)
- (i) 職業能力開発大学校等での訓練と、企業等における実習とを組み合わせた「専門課程活用型デュアルシステム」の実施
  - 訓練期間 2年
  - 実施科数 2科
  - 実施科名 生産技術科、メカトロニクス技術科
  - · 入校者数 16人(H22年度 64人) (平成23年9月末現在)
- (ii) 職業能力開発促進センターでの訓練と、企業等における実習とを組み合わせた「短期課程活用型デュアルシステム」の実施
  - 訓練期間 概ね6か月
  - ・ 実施コース数 96コース (H22年度 223コース、H22年度同期 109コース)
  - ・ 実施コース名 電気設備科、テクニカルオペレーション科
  - 入所者数 1, 062人(H22年度 2,452人、H22年度同期 1,256人)
  - ・ 就職率 89.3% (H22 年度 87.6%、H22 年度同期 87.2%) (平成23年12月末実績)
- (ロ) 各都道府県センターにおいて、企業又は地域ジョブ・カードセンターからの要請に応じ、 実践型人材養成システム及び有期実習型訓練の導入・実施のための訓練実施計画及び訓練カ リキュラムの作成等の各種支援を行った。(**厚生労働省**)

なお、実践型人材養成システムにおいては、実施計画認定申請書の取り次ぎを行い、有期実習型訓練については、訓練基準に適合するか否かの確認を行った。

- ・ 実践型人材養成システムの実施計画認定申請書の取次件数 52件
- ・ 有期実習型の訓練基準に適合するか否かの確認件数 866件

また、当機構の廃止に伴い、平成23年10月1日に当該業務は国(都道府県労働局) に移管したことから、円滑な業務の移管に向けて、制度及び手続の概要説明や提出資料の 内容確認など、必要な引継ぎを行った。

- (7) キャリア・コンサルティングについて (厚生労働省)
  - ① 労働者へのキャリア・コンサルティングの充実とアンケート調査の実施 キャリア・コンサルティングの能力を身につけたアドバイザーを各都道府県センター等に配置し、以下のとおりキャリア形成に係る相談援助を実施した。

なお、当機構の廃止に伴い、当該業務は平成23年9月末で廃止した。

- (イ) 労働者に対する相談援助
- (i) 実施内容
- キャリア・コンサルティングの実施

ジョブ・カードの作成支援、キャリアシートの作成支援、能力開発プログラムの作成 等能力開発に関する必要な援助等

- キャリア形成に関する情報提供
- (ii) 相談援助件数

312,872件

(うち、基金訓練対象者分件96.779件(再掲))

- (ロ) 事業主及び事業主団体等に対する相談援助
- (i) 実施内容

		<ul><li>キャリア・コンサルティングに関する技術的援助</li></ul>
, I		・ キャリア形成促進助成金に関する相談援助
ļ		・ キャリア形成に関する情報提供
ļ		(ii )相談援助件数 25, 204件
ļ		(ハ) アンケート調査の実施
ļ		キャリア・コンサルティングを受けた利用者に対しアンケート調査を実施し、回答者の
ļ		うち、99.6%の利用者から「大変役に立った」「役に立った」旨の評価を得た。
ļ		※「大変役に立った」 69.7%
ļ		「役に立った」 29.9%
ļ		有効回答者数 6,623人
ļ		有効回答事業所数 75事業所
ļ		また、利用者のニーズを的確に把握し、サービスの質の向上を図るため、アンケート自
ļ		由記述欄に記載された利用者の要望・意見等を分析し、満足度向上に努めた。
ļ		併せて、一層の業務改善の取組を推進するため、各都道府県センターにおける業務改善
ļ		事例については、本部で集約の上、各都道府県センターへフィードバックし、情報の共有
ļ		
ļ		化を行った。
		《アンケート調査に基づく業務改善の事例》
ļ		・実施方法の見直し
· I		アンケート調査において、求職者から要望が多かった「自己理解」や「情報収集の仕
ļ		方」のテーマでセミナーを開催し、必要な情報提供や自己理解を深めるグループワーク
ļ		を開催するとともに、必要に応じてキャリア・コンサルティングを実施することで、限
ļ		られた人員で多くの求職者に支援を提供した。
ļ		・ ジョブ・カードに係る理解の促進
ļ		ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施する際に、利用者がジ
ļ		ョブ・カードの意義を十分に理解した上で、ジョブ・カードの作成に取り組めるよう、
ļ		相談の目的別の記入例を作成し、利用者に提示して説明を行うことにより、理解の促進
ļ		を図った。
ļ		(二)フォローアップ調査の実施への協力
ļ		厚生労働省が実施する事業効果を測るためのフォローアップ調査(利用者がキャリア・
ļ		コンサルティングを受けた結果、就職・能力開発等への具体的な取組等の行動につながっ
ļ		
ļ		たか)の実施に協力した。
ļ		・ 「就職・能力開発等への具体的な取組等が図られた」との回答 84.6%
		(有効回答者数 358人)(暫定値)
	② キャリア・コンサルタントの質の向上を図る	
	ため、フォローアップ研修を実施する。	キャリア・コンサルタントの質の向上を図るため、キャリア・コンサルタント養成講座修了
		生を対象にして、フォローアップ研修を実施した。
		なお、当該業務については、当機構の廃止に伴い、平成23年9月30日で廃止した。
		(イ)実施件数
		<ul><li>開催回数 47回</li></ul>
		· 参加人数 769人
		(ロ) 実施テーマ例
		- 傾聴能力スキルアップ講座
		<ul><li>グループ・アプローチを活用した若年者に対するキャリア・コンサルティング講座</li></ul>
		<ul><li>キャリア・コンサルタント交流会</li></ul>

評価の視点等	【評価項目7 若年者対策、キャリア・コンサルティング】	自己評価	厚生労働省	Α		評定	厚生労働省	
			高障求機構	Α			高障求機構	
		【厚生労働省の自己評価理由	自】		·			
		<ul> <li>実践型人材養成システム</li> </ul>	ム実施計画書の認定申記	青取次件数は、	前年同期と比較すると、			
		36件の減少である(前年	三同期88件)。また、7	有期実習型訓練	東の実施計画の確認件数に			
		ついても、前年同期と比較	対ると2,701件の	減少となって	いる(前年同期3,567			
		件)。こうした実績減の主	な要因は、平成23年原	度からキャリア	ア形成促進助成金の支給額			
		が減額となったために、こ	これらの訓練の実施件数	数が減ったこと	: や、支給額の減額前であ			
		る平成22年度中に訓練の	D申請を行った事業主が	が増加したため	と考えられる。このよう			
		な外部要因が大きく影響す	「る中、実践型人材養成	システムや有	期実習型訓練については、			
		事業主のニーズを踏まえた	と上で平成20年から <sup>3</sup>	平成22年まで	ごに作成した28業種、6			
		3訓練科のモデルカリキコ	ュラム及び幅広い業種に	こ渡る訓練の評	F価支援ツールについてホ			
		ームページで周知したこと	とや、地域ジョブ・カー	ードセンターに	<b>在籍しているジョブ・カ</b>			
		ード制度普及推進員を対象	象とした研修会においる	て、ジョブ・カ	コードの活用方法等に係る			
		周知を積極的に行ったこと	上により、事業主が効率	率的・効果的に	活用できるよう支援を行			
		った。						
		・キャリア・コンサルティ	ィングを受けた利用者に	こ対するアンク	「一ト調査では、中期計画			
		の目標を上回る99. 6%	6の利用者から役に立っ	った旨の評価を	そ得ている。また、キャリ			
		ア・コンサルティングを受	受けた利用者へのフォロ	コーアップにま	いては、84.5%の受			
		講者から「就職・能力開発	発等への具体的な取組等	等が図られた」	との回答を得ている。			
		以上より、実践型人材養成	<b>뷫システム実施計画の</b> 詞	認定申請取次件	数については、外部要因			
		の影響により、前年同期と比	とべ減少となったものの	の、雇用型訓練	の普及促進を積極的に行			
		い、キャリア・コンサルティ	ィング業務については、	99. 6% <i>0</i> .	)利用者から高い評価を受			
		けるなど成果を上げているこ	ことから、自己評価を	「A」とした。				
		【独立行政法人高齢・障害・	·求職者雇用支援機構の	の自己評価理由	a)			
		以下の取組により、「評価	の視点」に対応した。					
		<ul><li>フリーター等の若年者対</li></ul>	対策として、機構施設で	での訓練と企業	実習を組み合わせた「日			
		本版デュアルシステム」	を1,078人の若な	年求職者等に	対して実施し、就職率は			
		89.3%と、前年同期を	2. 1ポイント上回る	高い水準とな	った。(就職率は、平成2			
		3年度は上半期の修了者	(短期課程活用型)につ	ついてのみ集計	h <sub>0</sub> )			
[数値目標]								
・キャリア・コンサルティン	yグを受けた利用者へのアンケート調査において、職業能力の				-ト調査を実施し、回答者			
向上等が図られた旨の評価が	、80%以上であったか。 <b>(厚生労働省)</b>	のうち99.6%の利用者	<b>針から役に立った旨の</b> 記	評価を得た。(	業務実績「(7)①(ハ)			
(実績)		アンケート調査の実施」(	P. 27)参照。)					
平成19年度 99.5%	平成20年度 99.5% 平成21年度 99.3%							
平成22年度 99.4%								
[評価の視点]								
	D取組み等により若年者のキャリア形成を支援したか。( <b>厚生</b>	実績: 〇						
労働省)					機関との連携を図りなが			
		ら、労働者等に対するキャ						
		識の啓発に努めた。(業務	実績「(6) ① (イ) オ	<b>苦年者への職業</b>	意識の啓発」(P. 25)			
		参照。)						
<ul><li>支援拠点の重点化を行い、</li></ul>	事業の効果を検証し、事業の在り方について厳格な評価を行	実績 : 一						
ったか。		達成済み。						
・運営を包括的に民間に委託	fするに当たり設定した目標を上回ったか。	実績 : 一						
		達成済み						 

・未利用校への働きかけ、事前・事後学習の支援等を行ったか。	実績:一
	達成済み
・独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、運営を包	実績:一
括的に民間に委託したか。	達成済み。
・厚生労働省において、第三者委員会による外部評価を実施し、その結果を踏まえて、「私	·····································
のしごと館」の存廃を含めそのあり方について検討を行うため、機構は必要な協力を行っ	達成済み。
たか。	
・業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに業務・システ	実績:一
ムに関する最適化計画を策定し、公表するとともに、当該計画を着実に実施したか。	達成済み。
・「日本版デュアルシステム」を積極的に実施したか。 <b>(独立行政法人高齢・障害・求職者</b>	
雇用支援機構)	フリーター等の若年者対策として、機構施設での訓練と企業実習を組み合わせた「日
	本版デュアルシステム」を1,078人の若年求職者等に対して実施し、就職率は
	89.3%と、前年同期を2.1ポイント上回る高い水準となった。(就職率は、平成2
	3年度は上半期の修了者(短期課程活用型)についてのみ集計。)(業務実績「(6)② 訓
	練の実施等 (イ)」 (P. 26) 参照。)
・「実践型人材養成システム」や「有期実習型訓練」の導入・実施のための各種施策を実施	実績: 〇
したか。( <b>厚生労働省</b> )	各都道府県センターにおいて、企業又は地域ジョブ・カードセンターからの要請に応
	じ、実践型人材養成システム及び有期実習型訓練の導入・実施のための訓練実施計画及
	び訓練カリキュラムの作成等の各種支援を行った。
	なお、実践型人材養成システムにおいては、実施計画認定申請書の取次ぎを52件行
	い、有期実習型訓練については、訓練基準に適合するか否かの確認を866件行った。
	こうした実績減の主な要因は、平成23年度からキャリア形成促進助成金の支給額が
	減額となったために、これらの訓練の実施件数が減ったことや、支給額の減額前である
	平成22年度中に訓練の申請を行った事業主が増加したためと考えられる。このような
	外部要因が大きく影響する中、実践型人材養成システムや有期実習型訓練については、
	事業主のニーズを踏まえた上で平成20年から平成22年までに作成した28業種、
	6 3 訓練科のモデルカリキュラム及び幅広い業種に渡る訓練の評価支援ツールについて
	ホームページで周知したことや、地域ジョブ・カードセンターに在籍しているジョブ・
	カード制度普及推進員を対象とした研修会において、ジョブ・カードの活用方法等に係
	る周知を積極的に行ったことにより、事業主が効率的・効果的に活用できるよう支援を
	行った。(業務実績「(6)② 訓練の実施等(ロ)」(P. 26)参照。)
・キャリア・コンサルティングの能力を身につけたアドバイザーを各都道府県センター等	
に配置し、労働者等へのキャリア・コンサルティングの充実を図ったか。( <b>厚生労働省)</b>	各都道府県センタ一等に配置したアドバイザーにより、労働者に対する相談援助を
	312,872件、事業主及び事業主団体等に対する相談援助を25,204件実施し
	た。また、キャリア・コンサルタント養成講座修了生を対象にして、フォローアップ研
	修を実施した(開催回数47回、参加人数769人)。(業務実績「(7)キャリア・コン
	サルティングについて」(P. 26、27)参照。)

雇田	• 能力盟発機構	証価シート8	(事業主等との連携・支援、	新分野展開)	(独立行政法人喜龄。	陪宝.	
r = r = r	- PL / 川井  元1107円			不八 ノーモドカダリサーノ			

中期目標	中期計画		平成23年度計画		平成23年度業務実績
甲期日標 第2 業務の改善に関する事項 2 職業能力開発業務について (8)事業主等との連携・支援について 事業主等との連携による訓練カリキュラムの 開発や訓練の実施、その求めに応じた職業訓練指 導員の派遣、訓練設備の貸与、訓練ノウハウ・情 報の提供等を行うなど、事業主等が効果的に職業 訓練を実施できるよう、連携・支援を行うこと。 その際、適切な費用負担を求めること。 その際、適切な費用負担を求めること。 り、円滑な労働移動を促進するため、関係機関と の連携を図りつつ、これらの分野において中小企 業等の創業・経営革新を職業能力開発の側面から 支援すること。	第1 業務の改善に関する目標 べき措置 2 職業能力開発業務について (8)事業主等との連携・支援は 事業主等との連携にの求め 導員の派遣、訓練設備の実施、その派遣、訓練を実施できるよう、逮捕を実施できるよう、逮捕を実施を実施できるよう。 新規成長等をきるよう。 東野等の事業展開のの 東門の が 新規成の側面から支援が 野等の事業展開を担う人材 乗等を行う。	2 こついて 訓練カリキュラムの に応じた職業訓練指 に、訓練ノウハウに職業 でででででででででででででででででででででででででででででででででいる。 に、経費とのででででででででででででででででいる。 に、経費とのでででででででででででででできません。 に、は、まででででできません。 に、は、までででできません。 に、は、までででできません。 に、は、まででできません。 に、は、まででできません。 に、は、までできまない。 に、は、までできまない。 に、は、までできまない。 に、は、までできまない。 に、は、までできまない。 に、は、までできまない。 に、は、までできまない。 に、は、までできまない。 に、は、までできまない。 に、は、までできまない。 に、は、までできまない。 に、は、までできまない。 に、は、までできまない。 に、は、までできまない。 に、は、までできない。 に、は、までできない。 に、は、までできない。 に、は、までできない。 に、は、までできない。 に、は、までできない。 に、ないできない。 に、ないできない。 に、ないできない。 に、ないできない。 に、ないできない。 に、ないできない。 に、ないできないできない。 に、ないできないできないできないできないできないできないできないできないできないでき	平成23年度計画  1 業務の改善に関する目標を達成でき措置  2 職業能力開発業務について (8)事業主等との連携・支援につい事業主等との連携による訓練、開発や訓練の実施、その求めにが指導員の派遣、訓練設備の貸与、情報の提供等を行うなど、事業職業訓練を実施できるよう、連携特に、現在の雇用失業情勢を踏まりのニーズに対応できるよう、事業期間中の教育訓練に対する支持行う。 また、支援に対する適切な費用	で カリキュラムの なじた職業訓練 訓練ノウハウ・ 主等が効果的に き・支援を行う。 まえ、中小企業 事業主が行う休 爰等を積極的に	
評価の視点等 【評価項目8 事業主等 【評価項目8 事業主等 【評価項目8 事業主等 【評価項目8 事業主等 「数値目標」 「評価の視点」 ・適切な費用負担の下、事業主等が効果的に職業訓練で 行ったか。	を実施できるよう、連携・支援を	<ul> <li>事業主自らが職業訓応じて、指導員を延6,441件行った。支援した。</li> <li>依然として厳しい雇相談431件を踏まえた。</li> <li>これらの支援に当たた。</li> <li>実績: 〇</li> </ul>	居 評価の視点」に対応した。 訓練を実施する等のために必要な支援 遅べ2,064人派遣した。また これらにより、延べ167,686 雇用失業情勢が続く中、労働者の雇用 え、「緊急雇用対策講習」を31コー こっては、厳しい経済情勢に配慮しつ 的に職業訓練を実施できるよう、指導 支援を行った。	、施設設備の貸人に対し職業訓組維持に努める事業ス、359人に対	で与を延べ 棟の実施を 業主からの 対して行っ 負担を求め

,,	
	・ また、依然として厳しい雇用失業情勢が続く中、労働者の雇用維持に努める事
	業主を引き続き支援するとともに、「緊急雇用対策講習」を実施した。
	・ これらの支援に当たっては、厳しい経済情勢に配慮しつつ、支援に対する適切
	な費用負担を求めた。(業務実績「(8)事業主等との連携・支援について」(P.
	30)参照。)
・新規成長分野等において、専門的フ	な相談・情報提供、新分野等の事業展開を担う人材 実績:一
養成のための職業訓練等を行ったか。	き成済み

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度業務実績
第2 業務の改善に関する事項	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
	べき措置	べき措置	
2 職業能力開発業務について	2 職業能力開発業務について	2 職業能力開発業務について	2 職業能力開発業務について
(10) 労働者の職業能力の開発及び向上を促進する	(10)労働者の職業能力の開発及び向上を促進する	(9)労働者の職業能力の開発及び向上を促進するた	(9) 労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための助成金及び技能者育成資金について
ための助成金及び技能者育成資金について	ための助成金及び技能者育成資金について	めの助成金及び技能者育成資金について	① キャリア形成促進助成金
① ホームページ及びパンフレットにおいて、制	① ホームページ、パンフレット、申込みに係る	① キャリア形成促進助成金	労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための助成金の支給業務については、申
度内容、利用条件、相談・受付窓口等を公開し、	手引等を作成することとし、その作成に当たっ		者の利便や申請内容の適正化、不正受給防止を図るため、以下の取組を行った。
申請者の利便を図るとともに、説明会や相談業	ては、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等		なお、当機構の廃止に伴い、平成23年10月1日に当該業務は国(都道府県労働局
務を通じて、制度の趣旨等を申請者に対し十分	を利用者の視点に立った分かりやすい表現と		に移管したことから、円滑な業務の移管に向けて、都道府県労働局と十分に調整し、必
に周知することにより、申請者の利便を図るこ	する。パンフレット、申込みに係る手引等につ		な引継ぎを行った。
と。	いては、都道府県センターにおいて配布すると	(イ)制度の周知等	(イ)制度の周知等
また、職員研修等による担当者の審査能力の	ともに、公共職業安定所等関係機関においても	(i) 制度内容、利用条件、相談・受付窓口	(i)ホームページ、パンフレット等の作成
向上を図ること。	配布されるようこれらの機関との連携を図る。	等を利用者の視点に立った分かりやす	<ul><li>助成金制度をより分かりやすく、利用しやすいものとするため、ホームページに</li></ul>
	また、インターネットを通じた質問を受け付	い表現で、ホームページ、パンフレット、	いては、制度改正後、速やかに、利用者にとってわかりやすいレイアウト、表現及
	け、よくある質問に対して回答をホームページ	申込みに係る手引等を作成する。	受付窓口への誘導等の見直しを行い、公開した。
	に公開するなど積極的に利用者の利便の向上		・ 利用者の用途に対応するため、助成金の内容等を簡潔にまとめたパンフレットと
	と情報提供に努める。さらに、支給金額、利用		際の申請に向けた詳細な内容や申請書の記入例を盛り込んだ申請の手引を活用し、
	条件等の制度内容に変更があった場合は当該		知を行った。
	変更が確定した日から、7日以内にホームペー	(ii)パンフレット、申込みに係る手引等は、	(ii) パンフレット等の配布による周知
	ジ等で公開する。	公共職業安定所等関係機関においても	作成したパンフレット等は、都道府県センターが実施する説明会や相談業務等に
		配布されるように連携を図る。	らず、各関係機関が開催する説明会等においても配布されるようにするとともに、 共職業安定所等の関係機関においても配布されるようにした。
			また、ジョブ・カード制度を推進する上で、地域ジョブ・カードセンターや地域
			ョブ・カードサポートセンターにもパンフレット等を提供することにより、一体的
			周知等を図った。
		   (iii)インターネットを通じた質問を受け付	(iii) インターネットを通じた質問への対応
		け、よくある質問については回答をホー	インターネットを通じた質問は、電話、電子メールによる説明・回答を行うとと
		ムページに公開する。	に、よくある質問については、回答をQ&Aとしてホームページで公開した。
		(iv)支給金額、利用条件等の制度内容に変	(iv)制度内容変更の公開
		更があった場合は、当該変更が確定した	平成23年4月1日付けの改正について、同日にホームページで公開した。
		日から、7日以内にホームページで公開	「成とも中午月1日刊の改正について、同日にホーム・ラで召開した。
		する。	
② 助成金については、申請内容の適正化や不正	② 説明会や相談業務を通じて制度の趣旨、内	v が v v v v v v v v v v v v v v v v v	(v)利用者に対する説明
受給の防止を図るとともに、説明会終了時にア	容、申請手続等を利用者に対して十分に説明す	旨、内容、申請手続等及び不正受給の防	説明会や相談業務において利用者に対して助成金の趣旨、目的及び受給のための
ンケート調査を実施し、内容を理解した旨の評	ることなどにより、利用者の利便を図る。また、	止について利用者に対して十分に説明	続きを十分に説明するとともに、不正受給を行うことのないよう注意を促した。
価を80%以上得られるようにすること。な	職員研修を実施し、審査能力の向上を図る。	する。	がにとしているとという。
お、アンケート調査の実施に当たっては、説明	③ 助成金については、申請内容の適正化や不正	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	   (ロ)審査能力の向上等
会出席者の意見をより的確に把握できるよう	受給の防止等を図る。また、可能な限り直接事	(i)職員研修を実施し、審査能力の向上を	(i)職員の審査能力の向上
にするとともに、当該調査結果を分析して業務	業所を訪問するなどし、支給要件と実際に合致	図る。	本語
の質の向上に反映できるようにすること。	しているか等の確認を行う。また特に疑義のあ	التان»	にあった事案等を活用したケーススタディを通じた職員研修等を実施した。
また、申請に係る諸手続の合理化を進めるこ	るものについては、すべて事業所を訪問し、不		(実施状況)
かん、中国に下る品丁を受力は下で作るので	るものについては、ゲントサ末所で副向し、个		

実施回数 200回

て

・ 実施内容 助成金の相談・審査業務、審査期間の短縮、不正受給防止等につい

とにより、申請者の手続面での負担の軽減を図

るとともに、実地調査の実施等により、不正受

給の防止に努めること。

正受給の防止に努める。

(ii) 可能な限り直接事業所を訪問するなど し、支給要件と実際に合致しているか等 の確認を行い、疑義のあるものについて は、すべて事業所を訪問するなど不正受 給の防止に努める。

④ 助成金については、説明会を積極的に開催するとともに、説明会終了時にアンケート調査を 実施し、80%以上の者から、助成金等の制度 の理解に役立った旨の評価が得られるように する。

なお、アンケート調査については、利用者の 意見等をより的確に把握できるように実施す るとともに、当該調査結果を分析し、業務の質 の向上に反映させる。

#### (ハ) 説明会の開催等

- (i)説明会を積極的に開催するとともに、 説明会終了時に参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から、助成金等の制度の理解に役立った旨の評価を得られるようにする。
- (ii) アンケート調査については、利用者の 意見等をより的確に把握できるように 実施するとともに、当該調査結果を分析 し、業務の質の向上に反映させる。

#### (ii) 不正受給の防止

(a) 事業所訪問の実施

訓練等の実態等が支給要件に合致しているかの確認のため可能な限り直接事業所訪問を行い、疑義のあるものについては、すべて直接事業所を訪問し確認した。特に、ジョブ・カード制度関連の訓練について、実習(OJT)及び事業内で実施される座学等(OFF-JT)の実態の確認等を行った。

事業所訪問数 962件(うち疑義事業所訪問数 29件)

- (b) 都道府県労働局との連携の強化
- ・ 情報の共有化、不正受給の防止等を図るため、都道府県労働局等関係機関との連絡会議を開催した。
- ・ 助成金を支給するに当たって、都道府県労働局への雇用保険関係データの照会 (「ハローワークシステム」による照会)を行い、不正受給防止を図った。
- ・ 都道府県労働局への業務移管後も円滑な運営ができるよう、助成金の概要説明や 過去の支給実績の情報提供、審査状況に応じた申請書類の整理表の提供など、都道 府県労働局と十分に連絡調整し、必要な引継ぎを行った。
- (c) 不正受給防止体制の強化

不正受給防止体制の強化を図るため、本部総務部に監察役及び各都道府県センターに給付調査役を配置し、不正受給防止マニュアルの遵守を徹底するための点検を行うとともに、本部総務部及び助成金担当部による都道府県センター給付調査役等に対する研修(平成23年4月)を実施し、不正受給防止のための取組を都道府県労働局への業務移管まで適切に行った。

#### (ハ) 説明会の開催等

- (i) 説明会及び個別相談の実施
- 説明会開催回数 333回
- 説明会参加者数 5,920人
- 個別相談の件数 15,204件
- (ii) 説明会終了後のアンケート調査の実施等
- (a) 説明会終了後のアンケート調査の実施

説明内容の理解度を測るため、アンケート調査を実施し、88.4%の者から 説明内容が「大変理解できた」「理解できた」旨の評価を得た。

※「大変理解できた」 15.6%

「理解できた」 72.8%

(有効回答者数 2, 156人)

また、説明会の実施方法の見直し等業務の改善を図るため、アンケート自由記述欄に記載された参加者の要望・意見等を分析した。

併せて、一層の業務改善の取組を推進するため、アンケート調査に基づく業務 改善事例については、本部で集約の上、各都道府県センターへフィードバックし、 情報の共有化を行った。

《アンケート調査結果に基づく業務改善の事例》

- ① 実施方法の改善
- ・ 有期実習型訓練に対する助成内容など特定の内容については、説明会前の資料の事前送付や個別の事業所訪問、説明会後の個別相談の実施により、制度理解の促進を図った。
- 助成金を初めて活用したいという事業所からの問い合わせが多数あったため、 主に制度改正時期や申請時期に集中的に実施してきた説明会を、定期的に開催

- ③ 技能者育成資金については、中期目標期間の 最終年度までに国からの補助金が廃止され返 還金のみによる貸付制度に転換されることを 踏まえ、回収業務の強化を行うとともに、リス ク評価を適切に行うこと。また、貸付対象者を 真に必要な者に限定すること等により、業務の 効率化を図ること。
- ⑤ 助成金については、申請者の声や適正支給に 配慮しつつ、申請書の記載項目の簡略化、添付 書類の簡素化等による事務手続の合理化を進 めることにより、申請者の手続面での負担の軽 減を図る。
- ⑥ 技能者育成資金については、中期目標期間の 最終年度までに国からの補助金が廃止され返 還金のみによる貸付制度に転換されることを 踏まえ、滞納者(連帯保証人を含む。)に対す る文書や電話での督促の徹底、1年以上の滞納 者に対して法的手続処理を前提とした請求行 為等の徹底及び必要に応じた法的措置を実施 する等、回収業務の強化を図るとともに、民間 基準に準拠した債権分類基準による債権分類 を推進することにより、債権の適切な管理を行 う。また、借受者の返還意識の涵養、口座振替 による返還の推進等により、技能者育成資金の 新規返還者の初年度末の返還率について平成 23年度までに97%以上とする。

### (二)事務手続の合理化

申請者の声や適正支給に配慮しつつ、申 請書の記載項目の簡略化、添付書類の簡素 化等による事務手続の合理化を進めるこ とにより、申請者の手続面での負担の軽減 を図る。

- ② 技能者育成資金の回収業務等
- (イ)滞納者(連帯保証人含む)に対して文書 や土日・夜間を含めた電話での督促を徹底 するとともに、1年以上の滞納者に対して 法的処理を前提とした請求行為等の徹底及 び必要に応じて支払督促申立等の法的手続 を行う。

- (ロ) 民間基準に準拠した債権分類基準による 債権分類を推進することにより、債権の適 切な管理を行う。
- (ハ) 借受者に対する在校中の説明会開催等により借受者の返還意識の涵養を図る。金融機関口座振替制度等の利用促進を推進する。なお、新規返還者の返還初年度末の返還率を97%以上とする。

にすることで、助成金を活用できる事業所の拡大に取り組んだ。

② 説明方法の改善

制度が複雑で理解が困難との意見が見られたことから、より分かりやすい説 明とするための職員研修等を実施するとともに、説明会ではスライドショーを 用いてポイントを明らかにするなど、説明方法を改善した。

(b) フォローアップ調査の実施への協力

厚生労働省が実施する助成金を活用した事業主等に対する事業効果を把握する ためのアンケート調査について、必要な協力を行った。

事業主に対する調査

助成金を利用した事業主に対する助成金制度があったことにより訓練等の実施 につながったかどうかのアンケート調査

- 「訓練等の実施につながった」との評価 93.8%(有効回答数 1,544人)
- 労働者に対する調査

事業主を通じた助成金の対象となった労働者に対する助成の対象となった訓練 等によりキャリアアップが図られたかどうかのアンケート調査

- 「キャリアアップにつながった」との評価 93.8% (有効回答数 3.444人)
- (二) 事務手続の合理化

申請者の手続面での負担の軽減を図るため、都道府県センターへ寄せられた事務手続に関する申請者の要望等を踏まえ、適正支給に配慮しつつ、以下の措置を講じた。

- ・ 訓練等の実施前における手続きの簡素化を図るため、受給資格認定申請手続きを廃止し、訓練実施計画の届出に代えることとした。
- ② 技能者育成資金の回収業務等

技能者育成資金は、平成 22 年度末をもって廃止され、平成 23 年度より、国において全国の労働金庫を利用した新たな貸付制度を実施している。

- (イ) 滞納者(連帯保証人を含む)に対して督促状を送付するとともに、電話督促の実施をするなど回収の徹底を図った。
  - 督促状送付件数 11,597件
  - 電話督促件数 3.114件
    - ※ 例年、督促業務は、年度上期における延滞状況を下期に把握し、下期において督促業務を行っていたところである。また、今年度の上期については、技能者育成資金制度の廃止に伴う継続貸付者への「一括貸付」の実施や承継に係る作業を中心に行ったところ。これにより平成23年度の土日・夜間の督促業務が実施できなかった

また、住所不明の状況にある債務者に対しては住民票調査を行い、回収業務の徹底を図った。

- (ロ) 民間基準に準拠した債権分類により一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権に区分し、 さらに、金融再生法に基づく金融機関の債務者区分に準拠して、正常及び要管理等に区 分して管理した。
- (ハ) 在校生に対し、「返還の手引」を配付して説明会を行うことにより、返還意識の高揚を 図った。

さらに、返還率の向上のため、金融機関口座振替制度及びコンビニエンス・ストアによる振込制度の利用の促進を図った。

平成23年度

84. 2%

	⑦ 技能者育成資金につい に必要な者に限定するこ 率化を図る。				ストアを活用した払いで同制度の活用を中止 また、年度末時点で	込み制度の利用促進等 したことが回収率を低 年度中の返還率を通算 の各種回収強化等を積	による引き落とし及びコンビニエンス 等を推進できなかったこと及び8月末 でさせたと考えられる。 した上で返還率を算定することから、 み重ねて、返還率引き上げを図ること
   評価の視点等	【評価項目9 職業能力開発関係助成金等の業務】	自己評価	A		 評定		
	_		 戊金について、制度内容に変更があっ	た日と同日にホームペー	<del>-</del>		
		ジで公開し、説明会をは	333回、個別相談を15,204件	実施したほか、助成金に			
		ついてのパンフレット	や申請書の記入例を盛り込んだ申請	の手引き等を公共職業安			
		定所等においても配布	されるよう連携するなど、制度の周知	・説明に努め、説明会終			
		了時のアンケート調査(	こおいて、88.4%の者から説明内	容が理解できた旨の評価			
		を得たことにより、中熱	朝計画の目標を大幅に達成した。				
		さらに厚生労働省が	実施する助成金を活用した事業主等	に対する事業効果を把握			
		するためのアンケート	調査について、必要な協力を行ったと	:ころ、93.8%の助成			
		金を利用した事業主か	ら助成金制度があったことにより訓	練等の実施につながった			
			と、93.8%の受講者から助成対象	となった訓練等によりキ			
		ャリア・アップが図られ					
			き等については、申請者の負担軽減の				
			句上のための職員研修を200回実施 ***・				
			件に合致しているかの確認のため疑				
			接事業所訪問を実施するとともに、支				
			し雇用保険関係データの照会を行い、	个正受給防止対策の強化 			
		を図った。	いては、正代20年度の新担に漂	*の切欠中十の下温本だ			
			いては、平成22年度の新規返還を				
			リ、平成23年度までに97%として 3年度目標については、平成23年度				
			5 年度日標については、平成23年度 5還意識の涵養を図る等の返還率の向				
			・ 遠思調の個後を図る等の返還率の同 通年と同規模の督促状の送付を行った				
			翌年と问及僕の首に次の区内を行った。 還者の初年度の返還率は、前年同期と	-			
		り、前年度比0.8%		、			
			吸に曲ようた。 形成助成金について、事業主等に対す	「スアンケートを宝施」			
			不正受給防止対策の強化を図ったこ				
			の各種取組を行ったことから、84.				
			自己評価を「A」とした。				
			が成金に係る説明会について、アン	 /ケート調査を実施し、			
	に係る説明会を開催して80%以上の者から制度の理解に役		月内容が理解できた旨の評価を得た。				
立った旨の評価を得たか。			ンケート調査の実施」(P. 33、3				
(実績)			した事業主に対しては、厚生労働省				
	平成21年度 88.3% 平成22年度 90.4%		事業効果を把握するためのアンケー				
		度があったことにより	訓練等の実施につながったかどうか	について93.8%の事			
		業主から、訓練等の実	施につながったとの評価を得た。				
		さらに、当該事業主	を通じ、助成金の支給対象となった	労働者に対するアンケー			
		トを実施したところ、	助成金の支給対象となった訓練等に	よりキャリアアップが図			

られたかどうかについて93.8%の労働者から、キャリアアップにつながったと の評価を得た。(業務実績「①(ハ)(ii)(b)説明会終了後のアンケート調査の実 施」(P. 34)参照。) 技能者育成資金については、平成22年度の新規返還者の初年度末の返還率が ・借受者の返還意識の涵養等により、技能者育成資金の新規返還者の初年度末の返還率 について平成23年度までに97%以上となったか。 97.3%となっており、平成23年度までに97%としている中期目標については (年度計画目標) 達成している。平成23年度目標については、平成23年度の新規返還者に対し、「返 平成19年度の返還率 90%以上 還の手引」を配付して返還意識の涵養を図る等の返還率の向上のための取組を行った 平成20年度の返還率 92%以上 ことや、平成22年度通年と同規模の督促状の送付を行ったこと等により、平成23 平成21年度の返還率 94%以上 年9月末時点の新規返還者の初年度の返還率は、前年同期(85.0%)と遜色ない 平成22年度の返還率 96%以上 84. 2%となり、前年同期比0. 8%減に留まった。(業務実績「②技能者育成資 平成23年度の返還率 97%以上 金の回収業務等(ハ)」(P.34、35参照) (実績) 平成19年度 93.0% 平成20年度 92.7% 平成21年度 96.2% 平成22年度 97.3% [評価の視点] 実績: 〇 ・制度内容等の変更後7日以内にホームページで公表する等により、利用者に対する十 キャリア形成促進助成金 制度内容変更後、7日以内にホームページで公開した。また、助成金制度をより 分な制度の周知・説明に努めたか。 分かりやすく利用しやすいものとするため、ホームページにおいて制度内容等を紹 介するとともに、助成金の内容等を簡潔にまとめたパンフレットと実際の申請に向 けた詳細な内容や申請書の記入例を盛り込んだ申請の手引を作成し、利用者の用途 に応じた周知等を図った。 さらに、よくある質問については、その回答をQ&Aとして、ホームページで公 開し、利用者に対して助成金の趣旨、目的及び受給のための手続を十分に説明する とともに、不正受給を行うことのないよう注意を促した。(業務実績「①(イ)制 度の周知等」(P. 32)参照。) 手続等について、申請に係る書類の簡素化等を行い申請者の負担軽減を図ったか。ま | 実績: ○ た、審査担当者の審査能力向上や直接の事業所訪問などにより不正受給防止対策を行っ 都道府県センターへ寄せられた事務手続に関する申請者の要望等を踏まえ、訓練等 の実施状況等を確認する様式の整理統合を行い、簡素化された様式を活用できること たか。 とするなど、申請者の負担軽減を図った。 また、審査業務における疑義・要望事項を都道府県センターの助成金担当職員から 集約し、本部における対応方針についてブロック別職員研修等の機会を通じて周知 し、各助成金担当職員の理解を高めるとともに、センター間での情報の共有化、対応 に係るバラツキの防止を図ることにより、審査能力の向上を図った。 なお、不正受給の防止のため、訓練等の実態等が支給要件に合致しているかを、可 能な限り直接事業所を訪問することにより確認し、疑義のあるものは、すべて直接事 業所を訪問し確認するとともに、本部総務部及び助成金担当部による都道府県センタ 一に対する不正受給防止のための巡回指導や給付調査役等に対する研修を実施する こと等により、不正受給防止体制の強化を図った。(業務実績「①(ロ)審査能力の 向上等」(P. 32、33)参照。) 技能者育成資金について、回収業務の強化や民間基準に準拠した債権分類基準による | 実績:○ 債権分類の推進により、債権の適切な管理を行ったか。 技能者育成資金について、滞納者(連帯保証人を含む)に対して督促状を送付する

技能者育成資金について、滞納者(連帯保証人を含む)に対して督促状を送付するとともに、前月未入金者への電話督促の実施など回収の強化を図った。また、督促状の送付によっても返還に応じない滞納者に対して法的手続を前提とした支払督促申立のための住民票調査を行い、回収業務の徹底を図った。また、債権については、民間基準に準拠した債権分類により一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権に区分し、さらに、金融再生法に基づく金融機関の債務者区分に準拠して、正常及び要管理等に区分して管理をした。

	なお、当業務については平成23年10月1日に国に移管したことから、円滑な業
	務の移管に向けて、国と十分に調整し、必要な引継ぎを行った。(業務実績「②(ハ)
	回収業務の強化(i)、(ii)」(P. 37)参照。)
ったか。	平成23年度の新規貸付は労働金庫において実施することになったため、機構にお
	いて新規貸付は行わなかった。
・貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定さ	実績 : 〇
れていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価	機構で保有した債権については、催告を行うも弁済が認められない場合、必要に応
の視点)	じて法的措置を講じて、貸倒懸念債権の解消に取り組んだ。(別添資料(項目2)「保
	有資産の管理・運用等 ③債権の回収状況」(P. 5)参照。)
・回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i)貸倒懸念債	実績: 〇
権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)	• 技能者育成資金
計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)	平成23年9月末日現在で、要回収額の1,816,335千円に対し、回収
	額は836,333千円となっている(平成24年3月末現在については、現在
	集計中)。
	主な取組は、滞納予防策として金融機関口座振替制度の利用勧奨、また、滞納
	分の回収強化策として、前月未入金者に対する迅速な電話督促、滞納者に対する
	通告書の送付又は支払督促申立等の対策を講じ、債権の回収に努めている。(別添
	資料(項目2)「保有資産の管理・運用等 ③債権の回収状況」(P. 5)参照。)
・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	実績: 〇
(政・独委評価の視点)	機構で保有した債権については、催告を行うも弁済が認められない場合、必要に応
	じて法的措置を講じて、貸倒懸念債権の解消に取り組んだ。(別添資料(項目2)「保
	有資産の管理・運用等 ③債権の回収状況」(P. 5)参照。)

雇用・能力開発機構 評価シート10(指導員養成、訓練コースの開発等)(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

する目標を達成するためとるべき措置 について 員の養成について 党課程、研修課程等において、技能習得の指導ができるだけでなく、訓練の キャリア・コンサルティング、就職支援などに対応できる幅広い能力を有 算員を養成するため、訓練の実施に以下のとおり取り組んだ。
員の養成について C課程、研修課程等において、技能習得の指導ができるだけでなく、訓練の キャリア・コンサルティング、就職支援などに対応できる幅広い能力を有
一ディネート及びキャリア・コンサルティング関連の「カウンセリング法」施した。 欠に現職の職業訓練指導員による職業能力開発関係施設等の訓練業務、職業社会的重要性についての講話を行い、指導員業務に対する理解促進を図った。 年次に実務実習を行い、指導員就職への意欲の醸成・強化を図るとともに、 員就職希望者に対する職業能力開発施設でのインターンシップを実施し、よ 身力等の強化に努めた。 144人(H22定員 120人、入校者 182人、H23定員 120人) 一ディネート及びキャリア・コンサルティング関連の「キャリア形成支援特を実施した。 15人(H22定員 20人、入校者 19人、H23定員 20人) 練指導員として従事している者に対し、専門性の拡大・レベルアップや新たする技能を習得する訓練を実施した。 1、497人(H22年度 1,794人、H22年度同期 1,277人) 県等 826人(H22年度 1,794人、H22年度同期 740人) 業 86人(H22年度 66人、H22年度同期 54人) 585人(H22年度 66人、H22年度同期 483人) 年9月末現在) 的ものづくり手法の基礎技術 ルギー有効利用技術 の基礎 建障害者のための職業能力開発 リング演習(基礎・技術・応用) 指導員のための就職支援テクニック 他 分野の訓練等を担当するため、職業訓練指導員免許の取得に向けた訓練を実 19人(1年訓練6人(機械科)、6ヶ月訓練13人(溶接科、電気科)) (平成23年9月末現在)(H22年度 58人、H22年度同期 54人) 人)
存在道路 一名 非一名 的人名英里特 多

### (12)訓練コースの開発等について

政策的必要性の高い分野を中心に、訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握、職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・研究を実施し、その成果を民間教育訓練機関、地方公共団体等にも提供すること。

#### (12)訓練コースの開発等について

政策的必要性の高い分野を中心に、訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握、職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・研究を実施し、その成果を各施設において実施する職業訓練やキャリア・コンサルティング等に活用するほか、民間教育訓練機関、地方公共団体等にも提供する。

# (11)訓練コースの開発等について

政策的必要性の高い分野を中心に、訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握、職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・研究を実施し、その成果を各施設において実施する職業訓練やキャリア・コンサルティング等に活用するほか、民間教育訓練機関、地方公共団体等にも提供する。

• 受講者数 9人(H22年度 8人、H22年度同期 8人) (平成23年9月末現在)

#### (11)訓練コースの開発等について

効果的・効率的な職業訓練を実施するため、調査・研究の実施に以下のとおり取り組んだ。

① 職業訓練の実施に資する調査・研究

政策上の見地から必要とされるものや職業能力開発に係る業務上必要なものについて、 厚生労働省と機構との協議により決定した10テーマについて学識経験者及び産業界等の 外部有識者を含めた委員会を設けて職業訓練の実施に資する調査・研究を実施した。(平成 23年9月末現在継続中)

### (イ)調査・研究テーマ

- 新訓練科(高度職業訓練専門課程及び応用課程)の試行検証に関する調査研究
- 業種別職業能力開発体系の構築に関する調査研究
- 精神障害者に対する効果的な職業訓練に関する調査研究
- ・ 分野別実践的カリキュラムの設定に係る基礎研究 一電気・電子、情報・通信、非金属加工、繊維・繊維製品分野一
- 離職者訓練用訓練課題の開発及びメンテナンスに関する調査研究
- 求職者に対する訓練コースのコーディネート等に関する調査研究
- ・ 総合的かつ体系的な職務分析の推進(「生涯職業能力開発体系」のメンテナンス及び整備等)
- 公共職業訓練の効果測定手法に関する調査研究
- ・ 求職者支援法の創設に基づき実施される職業訓練の質保証に関する調査研究
- ・ 離職者訓練の実施に係る訓練用教材等のあり方についての調査研究
- (ロ) 職業訓練用教材の作成

都道府県等で実施する普通職業訓練における教科書について、技術革新等に対応する ため、改訂に着手した。

(改訂に着手した職業訓練用教科書)

- 電気関係法規
- 電気工事
- 送配電及び配線設計
- · 溶接 I (金属加工) 系基礎学科 溶接法-
- ② 成果の普及・活用

成果については、職業能力開発総合大学校のホームページに公表するとともに、民間教育訓練機関、地方公共団体等へ配布した。

ホームページアクセス件数 437,356件

(H22 年度 1,072,007 件、H22 年度同期 556,508 件)

ダウンロード件数

14,733件

(H22 年度 33,464 件、H22 年度同期 17,426 件) (平成 2 3 年 9 月末現在)

	・ 職業訓練の実施に資する調査・研究については、政策上の見地から必要とされるものや職業能力開発に係る業務上必要な10テーマを選定し、学識経験者及び産業界等の外部有識者を含めた委員会を設けて実施し、その成果を研究報告書等に取りまとめ、機構が実施する職業訓練等の場で活用するとともに、民間教育訓練機関や地方公共団体等に対して印刷物の配布やホームーページ上での公表を通じて広く提供した。
[評価の視点] ・訓練コーディネート、キャリア・コンサルティング、就職支援など、幅広い能力を存する人材を養成したか。	技能習得の指導ができるだけでなく、訓練のコーディネート、キャリア・コンサルティング、就職支援などに対応できる幅広い能力を有する職業訓練指導員を養成するため、以下のようにカリキュラムの工夫と充実を図り、実施した。     初めて職業訓練指導員となろうとする者を対象とした長期課程及び研究課程においては、コース・コーディネート及びキャリア・コンサルティング関連の「カウンセリング法」等8科目(長期課程3科目、研究課程5科目)を実施した。     現に職業訓練指導員として従事している者を対象とした研修課程においては、専門性の拡大・レベルアップや新たな職種を担当する技能を習得するための訓練を実施した(民間86人、都道府県等826人、機構585人)。     職業訓練指導員又は2級の技能検定に合格した者でその後3年以上の実務経験を有する者等を対象とした専門課程や、専門課程の高度職業訓練の職業訓練指導員として従事している者を対象とした応用研究課程においては、新たな専門分野
	の訓練等を担当するための職業訓練指導員免許の取得に向けた訓練や、応用課程 及び応用短期課程を担当するための知識及び技能等を習得する訓練を実施した。 (業務実績「(10)職業訓練指導員の養成について」(P. 37、38)参照。)
・効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・研究を実施し、その成果を自ら活用。	
する他、民間教育訓練機関や地方公共団体に提供したか。	職業訓練の実施に資する調査・研究については、政策上の見地から必要とされるものや職業能力開発に係る業務上必要なものとして、平成23年度は、「分野別実践的カリキュラムの設定に係る基礎研究」、「求職者に対する訓練コースのコーディネート等に関する調査研究」等の10テーマを選定し、学識経験者及び産業界からの代表者等の外部有識者を含めた委員会を設けて実施した。また、都道府県等で実施する普通職業訓練における教科書について、技術革新等に対応するための改訂に着手した。これらの成果については、研究報告書等に取りまとめ、機構が実施する職業訓練等の場で活用するとともに、民間教育訓練機関や地方公共団体等に対して印刷物の配布やホームーページ上での公表を通じて広く提供した。(業務実績「(11)訓練コース

雇用・能力開発機構	評価シート11	(公共職業能力開発施設等)	(独立行政法人高龄 •	・障害・求職者雇用支援機構)
/圧/     にノノ  ボ フしり火  丹		(ムノ、物末化力が近心はす)		

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度業務実績
第2 業務の改善に関する事項	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる べき措置	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる べき措置	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
2 職業能力開発業務について	2 職業能力開発業務について	2 職業能力開発業務について	2 職業能力開発業務について
(13)公共職業能力開発施設等について	(13)公共職業能力開発施設等について	(12) 公共職業能力開発施設等について	(12)公共職業能力開発施設等について
① 独立行政法人整理合理化計画に基づき、当省	① 独立行政法人整理合理化計画に基づき、厚生		
において、雇用のセーフティネットとしての職	労働省において、雇用のセーフティネットとし		
業能力開発施設の設置・運営業務について、も	ての職業能力開発施設の設置・運営業務につい		
のづくり分野を重点に、地域の民間では実施し	て、ものづくり分野を重点に、地域の民間では		
ていないものに特化するとの観点から、その必	実施していないものに特化するとの観点から、		
要性について評価を行い、その結果を踏まえ、	その必要性について評価を行い、その結果を踏		
法人自体の存廃について平成20年末を目途	まえ、法人自体の存廃について平成20年末を		
に検討を行うため、機構は、必要な協力を行う	目途に検討を行うため、機構は、必要な協力を		
こと。	行う。		
② 職業能力開発促進センターについては、第2	② 職業能力開発促進センターについては、第1	① 職業能力開発促進センターについては、第	① 職業能力開発促進センターについては、雇用失業情勢等に配慮しつつ、ものづくり分
の2の(3)及び(5)の内容を十分に踏まえ、	の2の(3)及び(5)の内容を十分に踏まえ、	1の2の(3)及び(5)の内容を十分に踏	に重点特化し、職業訓練を的確に実施した。
雇用失業情勢等に配慮しつつ、各施設の訓練内	雇用失業情勢等に配慮しつつ、各施設の訓練内	まえ、雇用失業情勢等に配慮しつつ、職業訓	
容及び実施規模の縮小を図ること。	容及び実施規模の縮小を図る。	練を的確に実施する。	
③ 生涯職業能力開発促進センターについては、	③ 生涯職業能力開発促進センターについては、		
平成20年度末までに廃止すること。	平成20年度末までに廃止する。		
④ 職業能力開発大学校・短期大学校について	④ 職業能力開発大学校・短期大学校について	② 職業能力開発大学校・短期大学校について	② 厚生労働省において、施設の在り方及び配置について検討し、必要な措置を講ずるため
は、訓練ニーズや訓練実績等も勘案し、訓練定	は、訓練ニーズや訓練実績等も勘案し、訓練定	は、平成21年度に実施した訓練定員の見直	平成21年度に実施した訓練定員の見直しや訓練科の整理・縮小を踏まえた、平成23
員の見直しや訓練科の整理・縮小を行うととも	員の見直しや訓練科の整理・縮小を行うものと	しや訓練科の整理・縮小も踏まえ、厚生労働	度における応募者数、入校者数などの訓練実施状況等について資料を取りまとめ、厚生
に、その状況を踏まえ、当省において、施設の	し、平成21年度の訓練から実施する。その状	省において、施設の在り方及び配置について	働省に提供した。
在り方及び配置について、実績の低調な施設の	況を踏まえ、厚生労働省において、施設の在り	検討し、必要な措置を講ずるため、機構は、	
統廃合を含め中期目標期間の最終年度までに	方及び配置について、実績の低調な施設の統廃	必要な協力を行う。	
検討し、必要な措置を講ずるため、機構は、必	合を含め中期目標期間の最終年度までに検討		
要な協力を行うこと。	し、必要な措置を講ずるため、機構は、必要な 協力を行う。		
⑤ 職業能力開発総合大学校については、今後の 職業訓練指導員の需要予測等を踏まえ、養成定 員の削減を行うとともに、職業能力開発総合大 学校の設置の趣旨及び目的を踏まえ、当省にお いて、施設の在り方を見直すため、機構は、必 要な協力を行うこと。	⑤ 職業能力開発総合大学校については、外部委員を含めた検討の場を設け、今後の職業訓練指導員の需要予測等を行い、これを踏まえて、養成定員の削減を行う。また、職業能力開発総合大学校の設置の趣旨及び目的を踏まえ、厚生労働省において、施設の在り方を見直すため、機	③ 職業能力開発総合大学校については、設置 の趣旨及び目的を踏まえ、厚生労働省におい て、施設の在り方を見直すため、機構は、必 要な協力を行う。	③ 厚生労働省において、施設の在り方を見直すため、平成21年度に実施した養成定員 削減を踏まえた、平成23年度における応募者数、入校者数などの訓練実施状況等につ て資料を取りまとめ、厚生労働省に提供した。
⑥ 上記各施設の在り方等の見直しに当たっては、施設ごとのセグメント情報を十分に踏まえ、具体的な業務運営の達成目標を定めた上で、その業務量に応じた適切な人員やコストとなっているかを検討し、必要な措置を講ずること。	構は、必要な協力を行う。 ⑥ 上記各施設の在り方等の見直しに当たっては、施設ごとのセグメント情報を十分に踏まえ、機構本部において施設ごとに具体的な業務運営の達成目標を定めた上で、その業務量に応じた適切な人員やコストとなっているかを検討し、必要な措置を講ずる。	④ 上記各施設の在り方等の見直しに当たって 必要とされる施設ごとのセグメント情報を整 備し、活用する。	④ 施設ごとに訓練の種類(離職者訓練、在職者訓練、高度技能者養成訓練、指導員養成練及び指導員再訓練)をセグメントの単位として、平成22年度決算報告書の支出額のか各施設の訓練実績等を用いて、訓練生一人当たりの経費を算出し、施設の在り方等の直しの検討に活用した。 また、資金(予算)管理にあたっては、決算実績を踏まえた年度計画の作成、資金(算)の執行、年度途中での執行状況の点検、点検結果を踏まえた年間計画の変更といっPDCAサイクルにより、業務目標や業務実績の達成状況を見据えながら実施した。

評価の視点等	【評価項目11 公共職業能力開発施設等】	自己評価 A		評定	
	_	以下の取組により、「評価の視点」に対応した。			
		・ 職業能力開発促進センターについては、雇用失業情勢	<b>幹に配慮しつつ、ものづくり</b>		
		分野へ重点特化し、職業訓練を的確に実施した。			
		・ 施設ごとに訓練の種類をセグメントの単位として、平原のアイルを共享の制度は対象を関する。			
		額のほか各施設の訓練実績等を用いて、訓練生一人当たり	りの経質を算出し、施設の仕		
		り方等の見直しの検討に活用した。			
[数値目標]					
 [評価の視点]					
・厚生労働省において、職業	業能力開発施設の設置・運営業務について、その必要性につ	実績: -			
いて評価を行い、その結果を	を踏まえ、法人自体の存廃について検討を行うため、機構は、	達成済み。			
必要な協力を行ったか。					
・職業能力開発促進センター	ーについて、雇用失業情勢等に配慮しつつ、各施設の訓練内	実績:〇			
容及び実施規模の縮小を図	ったか。	職業能力開発促進センターについて、各施設の訓練内容	F及び実施規模の縮小は実施		
		済み。平成23年度は、雇用失業情勢等に配慮しつつ、も	のづくり分野に重点特化し、		
		職業訓練を的確に実施した。(業務実績「(12)公共職業	能力開発施設等について①」		
		(P. 41)参照。)			
• 生涯職業能力開発促進セ	ンターについては、平成20年度末までに廃止したか。	実績:一			
att the transfer of the transfer of		達成済み。			
	朝大学校については、訓練ニーズや訓練実績等も勘案し、平	実績:〇			
成21年度の訓練から訓練	定員の見直しや訓練科の整理・縮小を実施したか。	平成21年度に実施した訓練定員の見直しや訓練科の			
		23年度における応募者数、入校者数などの訓練実施状況 は、原生学歴史に提供しま、(業務実徒「(10) 公共職業			
		め、厚生労働省に提供した。(業務実績「(12)公共職業 (P. 41)参照。)	能力用完施設寺について②」		
• 職業能力開発総合士学均	こうないでは、外部委員を含めた検討の場を設け、今後の職業				
	こういでは、外部委員を占めた検討の場を設け、予後の職業 行い、これを踏まえて、養成定員の削減を行ったか。	平成21年度に実施した養成定員の削減を踏まえた、 <sup>3</sup>	- ☑成23年度における応募者		
	110 COUCHOOL CORRESPONDED SIZE OF	数、入校者数などの訓練実施状況等について資料を取り			
		た。(業務実績「(12)公共職業能力開発施設等につい			
・各施設の在り方等の見直		実績: O			
	っているかを検討し、必要な措置を講じたか。	施設ごとに訓練の種類(離職者訓練、在職者訓練、高原	   		
		成訓練及び指導員再訓練)をセグメントの単位として、			
		出額のほか各施設の訓練実績等を用いて、訓練生一人当			
		在り方等の見直しの検討に活用した。(業務実績「(12)	公共職業能力開発施設等に		
		ついて④」(P. 41)参照。)			

<b>雇用。能力閚桑機構</b>	評価シート12	(財形業務)	(独立行政法人勤労者退職金共済機構)
作の「66ノリオリ元1及1件		( 景) ハンスト(カ /	

	·業務)( <b>独立行政法人勤労者退職金共済機構</b> ) 「		
中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度業務実績
第2 業務の改善に関する事項	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる べき措置	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる べき措置	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
3 勤労者財産形成促進業務について (1)融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審 査能力の向上や、国及び関係機関と連携を図ることにより、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生 活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融 資を実現すること。	3 勤労者財産形成促進業務について (1)融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審 査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関 と連携を図り、適正な貸付金利の設定等、勤労者 の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資す る融資を実現する。	3 勤労者財産形成促進業務について (1)融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審 査能力の向上に努めるとともに、厚生労働省及び 関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定を 行い、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の 改善等に資する融資を行う。	3 勤労者財産形成促進業務について (1)融資業務について 融資業務の運営に当たっては、住宅金融支援機構等と必要な情報交換を行うとともに、通信講座の受講、図書等の活用により、担当者の融資審査能力の向上に努めた。また、規程改正等に伴う内容の見直しを行った上で、金融機関担当者用及び都道府県センター業務担当者用のマニュアルをそれぞれ作成し配布した。 貸付金利の設定等に関しては、基準金融機関の短期プライムレート及び5年利付国債の入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行った。 なお、住宅金融支援機構と資金調達、融資業務等について意見交換を行い、一層の連携を図った。
(2) 周知について ① ホームページ及びパンフレットにおいて、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を公開し、各種情報の提供を充実させ、申請者である事業主の利便を図るのみならず、制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図ること。	(2) 周知について ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る 手引等を作成することとし、その作成に当たって は、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利 用者の視点に立った分かりやすい表現とする。パ ンフレット、申込みに係る手引等については、都 道府県センター等において配布する。また、イン ターネットを通じた質問を受け付け、よくある質 問については回答をホームページに公開するなど 積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努め る。さらに、貸付金額、利用条件等の制度内容に 変更があった場合は当該変更が確定した日から、 7日以内にホームページ等で公開する。	<ul> <li>(2)周知について</li> <li>① 制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成する。</li> <li>② パンフレット、申込みに係る手引等は、都道府県センター等において配布する。</li> <li>③ インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開する。</li> <li>④ 貸付金額、利用条件等の制度内容に変更があ</li> </ul>	(2) 周知について 財形業務の周知、利用者の利便や申請内容の適正化等を図るため以下の措置を講じた。 ① パンフレット等の作成 制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現で、見直しを行った上で、ホームページ、パンフレット、リーフレット、申込みに係る手引等を作成した。 ② パンフレット等の配布による周知 パンフレット、リーフレット、申込みに係る手引等を都道府県センター等の制度説明会等において配布、周知した。 ③ ホームページでの公開 (平成23年度(上半期)実績) ・ アクセス件数 81,484件 ・ 対前年度同期比 13.7%減 (イ)よくある質問 来所や訪問等による相談のほか、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については、見直しを行った上で、回答をQ&Aとしてホームページに公開した。 (ロ)財形資料請求コーナーの実施 電話等による資料請求のほか、ホームページ上の財形資料請求コーナー、ダウンロード資料を活用し、利用者の資料要求に迅速に対応した。 ④ 貸付利率の変更等に伴うホームページの公開
		った場合は当該変更が確定した日から、7日以内にホームページ等で公開する。 43	貸付利率の変更等については、変更が確定等した日から7日以内にホームページに次のとおり公開した。 (貸付金利の変更) ・ 第1回 確定した日の当日

② 説明会や相談業務等を通じて、制度の趣旨等 を申請者である事業主のみならず、制度の恩恵 を受けることとなる勤労者に対し十分に周知 することにより、勤労者の利便を図るととも に、申請者については申請内容の適正化を図る こと。

説明会については、終了時にアンケート調査 を実施し、内容を理解した旨の評価を80%以 上得られるようにすること。

なお、アンケート調査については、事業主等 の意見をより的確に把握できるように実施す るとともに、当該調査結果を分析して業務の質 の向上に反映できるようにすること。

③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図る ことにより、より効果的な制度の周知、利用の 促進を図ること。

(3)業務運営の効率化について

業務の外部委託や競争入札を活用することに よる業務の効率化、経費削減に努めること。

(4) その他

経過措置期間の助成金支給については、不正受 給防止に努め、適正に執行すること。

② 説明会や相談業務等を通じて制度の趣旨、内 容、申請手続等を利用者に対して十分に説明す ることなどにより、利用者の利便を図るととも に、申請内容の適正化を図る。

説明会については、終了時にアンケート調査 を実施し、80%以上の者から制度の理解に役 立った旨の評価が得られるようにする。

なお、アンケート調査については、事業主等 の意見をより的確に把握できるように実施す るとともに、当該調査結果を分析して業務の質 の向上に反映できるようにする。

③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図る ことにより、より効果的な制度の周知、利用の 促進を図る。

(3)業務運営の効率化について 業務の外部委託や競争入札を活用することに よる業務の効率化、経費削減に努める。

(4) その他

経過措置期間の助成金支給については、不正受 給防止に努め、適正に執行する。

⑤ 説明会や相談業務等において制度の趣旨、内 容、申請手続等を利用者に対して十分に説明す

説明会については、終了時に参加者に対して アンケート調査を実施し、80%以上の者から 制度の理解に役立った旨の評価が得られるよ うにする。

なお、アンケート調査については、事業主等 の意見をより的確に把握できるように実施す るとともに、当該調査結果を分析して業務の質 の向上に反映させる。

⑥ 外部委託の活用や関係機関との連携を図り、 より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。

(3) 業務運営の効率化について

業務運営については、業務の外部委託、競争入 札や契約の見直しによる業務の効率化、経費削減 に努める。

(4) その他

経過措置期間の助成金支給については、不正受 給防止に努め、適正に執行する。

⑤ 制度説明等の実施

(イ) 制度説明等の実施

都道府県センターにおいて、本部から送付された財形制度説明用資料等を活用し、説明 会、事業所訪問、相談業務等を通じ制度の趣旨、内容、申請手続等を利用者に対して十分 に説明した。

(平成23年度(上半期)実績)

財形制度の説明会の実施 132回 2. 306人 • 説明会参加者数 事業所訪問の実施 1,047件 相談業務の実施 5. 922件

(ロ) アンケート調査の実施

都道府県センターでは、説明会終了後に参加者に対してアンケート調査を実施し、

88. 1%の者から説明内容が「大変理解できた」「理解できた」旨の評価を得た。

(平成23年度(上半期)実績)

※「大変理解できた」 13. 3% 「理解できた」 74.8% (有効回答数 1,047人)

(単位:%)

区 分	2 1 年度	2 2 年度	23年度	対前年度増減
アンケート調査理解度	88. 3	92. 3	88. 1	△4. 2

(ハ)調査結果の分析・業務の質の向上

都道府県センターにおいて、アンケート調査により、利用者の意見等の的確な把握に努 めた。

⑥ 外部委託の活用等

広報業務について、外部委託を活用し、また都道府県センターにおいては関係機関との連 携を図り、より効果的な制度の周知、利用の促進を図った。

• 広報外部委託先 民間広告代理店 1社 広報内容 インターネットを活用した広報

(3)業務運営の効率化について

広報については、外部委託を活用することにより、効果効率的に業務を実施した。また、広 報資料の作成及び広報外部委託については内容の見直し等により、経費削減を行った。

(4) その他

経過措置期間の助成金については、本部総務部に監察役及び各都道府県センターに給付調査 役を配置し、不正受給防止マニュアルの遵守を徹底するための点検を行った。

また、本部において、都道府県労働局に雇用保険関係データの照会(OCR 照会)を行う等不 正受給防止に努めた。

評価の視点等 【評価項目12 財形業務】 自己評価 評定 貸付利率の変更については、変更確定日当日にホームページで公開した。 ・ 財形制度の説明会を132回、事業所訪問を1.047件、相談業務を5.922 件実施するなど、利用者に対する十分な制度の周知、説明に努め、説明会参加者に 対するアンケート調査の結果、88.1%の者から説明内容が理解できた旨の評価 を得たことにより、中期計画の目標(80%以上)を上回った。

[数値目標] ・勤労者財産形成促進制度に係る説明会について、アンケート調査において、制度の理解に役立った旨の評価をした者は、80%以上であったか。 (実績) 平成19年度 87.9% 平成20年度 87.1% 平成21年度 88.3% 平成22年度 92.3%	・ 勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行うため、住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行う等の取り組みをした。 ・ 広報業務について、外部委託を活用し、また都道府県センターにおいては関係機関との連携を図り、より効果的な制度の周知、利用の促進を図った。また、広報外部委託については内容の見直し、今年度から企画競争入札から一般競争入札へ移行したことにより、経費削減を行った。以上により、数値目標がある項目で計画を上回ったほか、広報の外部委託を企画競争入札から一般競争入札へ移行したことにより経費削減に努めたことから、自己評価を「B」とした。  勤労者財産形成促進制度に係る説明会について、アンケート調査を実施し、88.1%の者から説明内容が理解できた旨の評価を得た。(業務実績「(2)⑤(ロ)アンケート調査の実施」(P.44)参照。)
<ul><li>[評価の視点]</li><li>・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行ったか。</li></ul>	実績:〇 融資業務の運営に当たっては、住宅金融支援機構等と必要な情報交換を行うとともに、通信講座の受講、図書等の活用により、担当者の融資審査能力の向上に努めた。また、規定改正等に伴う内容の見直しを行った上で、金融機関担当者用及び都道府県センター業務担当者用のマニュアルをそれぞれ作成し配布した。貸付金利の設定等に関しては、基準金融機関の短期プライムレート及び5年利付国債の入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行った。なお、住宅金融支援機構と資金調達、融資業務等について意見交換を行い、一層の連携を図った。(業務実績「3(1)融資業務について」(P.43)参照。)
・制度内容等の変更後7日以内にホームページで公表する等により、利用者に対する十分な制度の周知・説明に努めたか。	実績:〇 貸付利率の変更等については、変更確定日の当日(平成23年6月24日、平成23年9月26日)、東日本大震災特例貸付については施行日の当日(平成23年7月8日)に、ホームページに公開した。また、財形業務の周知、利用者の利便や申請内容の適正化等を図るため、来所や訪問等による相談のほか、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については、回答をQ&Aとしてホームページに公開し、パンフレットや申込みに係る手引等を利用者の視点に立った分かりやすい表現で見直し、都道府県センター等の制度説明会等において配布、周知した。さらに、電話等による資料請求のほか、ホームページ上の財形資料請求コーナー等を活用し、利用者の資料要求に迅速に対応した。なお、都道府県センターにおいて、財形制度の説明会を132回、事業所訪問を1,047件、相談業務を5,922件実施するなど、利用者に対する制度の周知、説明に努めた。(業務実績「(2)周知について」(P.43)参照。)
・外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利 用の促進を図ったか。	<u> </u>
・業務の外部委託や競争入札を活用することにより、業務の効率化、経費削減に努めた か。	<u> </u>

について」(P. 44)参照。)	

雇田	• 能力開発機構	評価シート	1 3	(助成金等の平均処理期間の短縮、	蛙伽業怒)	(恒生学働名	独立行政法人 草岭。 陪宝	<ul><li>・</li></ul>	独立行政法	人 勤 学 考 混 職 全 共
准刑	「旧ノノナナナナルス)円	計画ノード	1 0	(別及並帯リノ下均処理規則リノ位相)	. 1寸1771木4カ/	()子工刀())目:	、江北门以从入向即「阡百	一个似'日'在'几义'及'灰'件、		八到刀'日必似亚大/月饭件/

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度業務実績
第2 業務の改善に関する事項	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる べき措置	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとる べき措置	第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
4 助成金の支給、融資等の業務については、平均処理期間 (申請書の受付から支給等の決定までの期間)が特に長い助成金等について平均処理期間を短縮することとし、中期目標期間の最終年度までに、1件当たりの平均処理期間を平成18年度と比べて5%以上短縮すること。	4 助成金の支給、融資等の業務については、適正支給に配慮しつつ、平均処理期間(申請書の受付から支給等の決定までの期間)が特に長い助成金等について平均処理期間を短縮することとし、中期目標期		4 助成金の支給、融資等の業務( <b>厚生労働省</b> ) 助成金の支給、融資等の業務については、適正支給に配慮しつつ、平成18年度おいて平均処理期間(申請書の受付から支給等の決定までの期間)が特に長い助成金等について、以下のとおり平均処理期間の短縮に取り組んだが、1件当たりの平均処理期間は平成18年度実績と比べて84、1%延長した。 《処理期間短縮への取組》 (1)申請者の適正な理解を促し、申請書の記載相違や書類不備等に伴う処理期間の増大を防ぐがめの取組 ① 制度の周知 ・ ホームページを活用した効果的な周知 ・ わかりやすいパンフレット、手引等の作成 ② 説明会における工夫 ・ 説明会参加者からの意見等に基づく、開催方法や説明内容等の改善 (2)審査能力を向上させる等、処理期間の短縮に向けた取組 ① 不正受給等の防止と処理期間短縮を図るための職員研修等の実施 ② 都道府県センターの審査方法等の改善を図るための本部による業務指導の実施 ③ 審査の長期化が見込まれる疑義案件等の早期抽出と対処の強化 《処理期間が延長した要因》 ・ 平成21年度以降、ジョブ・カード制度関連のキャリア形成促進助成金の活用が急激に対加したことに伴い、当該助成金の支給申請が大幅に増加し、審査及び確認のための事業所記間等に時間を要したこと。 ・ 平成23年度当初予算において助成金に係る予算が措置されていなかったことから、第一次補正予算成立までの間、支給決定ができなかったこと。
5 上記に個別に掲げる業務のほか、機構が行う業務については、国の雇用対策と密接に連携し、効果的・効率的な実施に努めること。	5 上記に個別に掲げる業務のほか、機構が行う業務については、国の雇用対策と密接に連携し、効果的・効率的な実施に努める。	5 上記に個別に掲げる業務のほか、機構が行う業務については、国の雇用対策と密接に連携し、効果的・効率的な実施に努める。	

26, 240件) (再掲))

② 職業能力		
〇 雇用		
(i)訓練		
各		
応じ		
画及		
な		
有期		
-		
•		
また		
要説明		
③ 関係機		
ジョブ		
の関係機		
(2)政府間技術		
我が国が行		
① 海外から		
開発途_		
修員とし <sup>-</sup>		
実施した。		
• 視察(		
• 受		
• 研		
· 見		
(延べ		
② 国費留等		
職業能力		
ため、国動		

- ② 職業能力開発形成プログラムの支援等
  - 〇 雇用型訓練(有期実習型訓練、実践型人材養成システム)に係る支援
  - (i)訓練実施計画の作成支援等

各都道府県センターにおいて、企業又は地域ジョブ・カードセンターからの要請に なじ、実践型人材養成システム及び有期実習型訓練の導入・実施のための訓練実施計 画及び訓練カリキュラムの作成等の各種支援を行った。

なお、実践型人材養成システムにおいては、実施計画認定申請書の取り次ぎを行い、 有期実習型訓練については、訓練基準に適合するか否かの確認を行った。(再掲)

- · 実践型人材養成システムの実施計画認定申請書の取次件数 52件 (H22 年度 2,304 件、H22 年度同期 88 件)
- · 有期実習型訓練の訓練基準に適合するか否かの確認件数 866件 (H22年度 7,665件、H22年度同期3,567件)

また、都道府県労働局への業務移管後も円滑な運営ができるよう、制度及び手続の概要説明や実施中の訓練コースに係る情報提供など、必要な引継ぎを行った。

3) 関係機関との連携

ジョブ・カード制度の普及・促進を図るため、中央及び地域ジョブ・カードセンター等 D関係機関との連携を図った。

(2) 政府間技術協力事業への支援(高障求機構)

践が国が行う政府間技術協力事業に対し、当機構のノウハウを活かした支援を行った。

① 海外からの研修員の受入れ

開発途上国の職業訓練分野の中核を担う人材である行政官や職業訓練施設の職員等を研修員として受け入れ、機構の持つ経験と知識を伝えて、途上国の問題解決に生かす研修を 実施した。

- 視察の受入
- · 受入件数 5件(H22 年度 12 件、H22 年度同期 5 件)
- 研修員数 66名(H22年度 121名、H22年度同期 40名)
- 見学施設 6施設(延べ)(H22年度 19施設(延べ)、H22年度同期 8施設(延べ))
- ② 国費留学生の受入れ

職業能力開発総合大学校において、開発途上国における職業能力開発分野の人材養成のため、国費留学生の受入れを実施した。

- ・ 在校者数 長期課程57人、研究課程4人(インドネシア、マレーシア、タイ他) (H22年度在校者数 長期課程59名、研究課程4名(インドネシア、マレーシア、タイ他))
- ③ 当機構職員を開発途上国へ派遣

職業訓練指導員を技術協力専門家として開発途上国へ派遣し、その国の行政官や職業訓練施設の職員と共に、その国の実情に即した技術移転や制度整備・普及を行った。

・ 派遣した実績 3カ国4名(エクアドル、セネガル、ブータン)

(H22 年度 5カ国5名、H22 年度同期 4カ国4名)

(3) 東日本大震災に係る対応について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者等に対して行った主な対応措置は 以下のとおり。

- ・ 東日本大震災発生後、直ちに災害対策本部を設置し、被害状況の把握や被災者に対する 施策、施設の復旧等について対応した。
- ・ 地方自治体等の要請に応じ、被災者用の物資保管場所等として職業能力開発施設の一部 を提供した。

口を青森、岩手、宮城、福島及び茨城の各都道府県センターに設置した。 (以上、高障求機構) 【助成金関係】(厚生労働省) 各種助成金の支給申請等の期限の猶予 業主に対し、期限に係る猶予期間を設定した。 キャリア形成促進助成金の取扱い た。 【職業訓練等関係】(高障求機構) 弾力的な訓練の実施 訓練時間の変更、補講の実施による弾力的な訓練を実施した。 震災復興訓練 くための職業能力を習得するための震災復興訓練を実施した。 平成23年9月までの開始訓練科 11科、入所 200人 認定申請書の受理、審査等を実施した。

・ 被災された訓練受講者、事業主、求職者、労働者等の方々に対し、公共職業訓練、基金 訓練の取扱い、助成金の取扱い、雇用促進住宅に係る情報の提供等を行う震災特別相談窓

地震に起因する事由により、定められた期間内に各種助成金の支給申請等ができない事

地震の発生前から事業主が開始していた職業訓練等について、被災により訓練等の修了 が困難となった場合であっても、当該訓練等に既に要した経費及び賃金を助成の対象とし

離職者訓練及び学卒者訓練については、災害状況やその後の計画停電等の影響を踏まえ、

被災地においては、甚大な被害により多数の方々が離職されたことから、これら被災地 域の離職者等の再就職を図ることを目的として、被災地等の4県(岩手、宮城、山形、福 島)において、ポリテクセンター自体の被災等により訓練が実施できない状況となる中で、 地域の協力を得て、空き工場等を仮設実習場として活用したほか、全国から訓練指導員を 応援派遣して、地域の復旧・復興に係る訓練ニーズに対応し、離職者を安定した就労へ導

- ・ 基金訓練として、車両系建設機械運転技能講習等を行う「震災対策特別訓練コース」の
- ・ 被災した能開大等の学生について、安全確保や卒業・単位認定等への弾力的な対処、授 業料等納付期限や入校手続き期間の延長等を実施し、また、技能者育成資金を返還中の被 災者に対し返還猶予等を実施した。
- メンタルヘルスへの対応

被災した訓練受講者等や能開大等の学生について、メンタルヘルスへの適切な対応を実 施した。

被災した事業主等への対応支援

被災した事業主等に対して、在職者訓練受講料等を免除した。

被災地域の訓練生等への対応

被災地域の訓練生等に対して、学卒者訓練等の授業料等を免除した。

# 【雇用促進住宅関係】(高障求機構)

雇用促進住宅について、災害により住宅を喪失した被災者の方々等への一時的貸与、緊 急避難場所としての一時提供を実施した(提供期限は6ヶ月間)。

なお、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所周辺の自主避難を含む避難者に対する 一時的貸与を実施した。提供期限については、被災者が希望すれば、6ヶ月毎に最長2年 (平成25年3月末日)までの更新を可能とした。

入居決定戸数 6.783戸

(平成23年9月末現在の実績。)

## 【財産形成関係】(**勤退機構**)

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害(4/4以降、東日本大震災)の被災 者等に対して行った主な対応措置は以下のとおり。

						間中の金利の引下げを実施 ・居住していた住宅に被害 た住宅を補修する場合、会 (4) 求職者支援制度に係る職業 平成23年5月に成立し 律」(平成23年法律第47 の認定申請書の受理・審査会 (認定数) ・ 認定コース数 1, ・ 認定定員 30, ※ 職業訓練の実施等に	を受けた勤労者が当該住宅に代わる住宅 金利の引下げ、据置期間を設けることが 製訓練の相当認定業務等の実施( <b>高障求</b> た「職業訓練の実施等による特定求職者 号)に基づき、平成23年10月から 等の相当認定業務を実施した。	の建設、購入又は損傷しできる特例貸付を実施。 機構) るの就職の支援に関する法 開始される求職者支援訓練 生律施行規則(平成23年
 評価の視点等		 注等の平均処理期間の短縮,特例業		厚生労働省	В	   評定	厚生労働省	
	務】			高障求機構	Α		高障求機構	
				勤退機構	Α		勤退機構	
			【厚生労働省の自己評価	西理由】				
				明のキャリア形成促進助成金				
				38.5%と大幅な増加となっ				
				1,420 件と大幅に上回った。				
				予算措置がなかったことから				
				った。このような状況に対し				
				∇組により、平均処理期間の				
				引は、平成 18 年度実績と比 5誘導された求職者等に対し				
				o誘導された水戦有等に対し D確認を行い、ジョブ・カー				
				フィィェネルをイラい、ション・ガー と、訓練受講中においては、				
				こ、訓練支酶中に830・C13、 ナての目標確認を行い、就贈				
				選択の支援を行った。さらに				
				≝続して行うことにより、当				
			形成の方向付けをして	ていくことへの支援を行った	と。また、ジョブ・	カードの交付に当		
			たっては、機構自ら目	標数を定め、キャリア・コ	ンサルティングの	ツールとして積極		
			的に活用した。					
			・地震に起因する事由に	こより、定められた期間内に	各助成金の支給申	請等ができない事		
				こ係る猶予期間の設定等を行				
				金等の平均処理期間の短縮に				
				申請数の大幅な増加や予算				
				ジョブ・カード制度の積極				
			の被災者に対しても各種	重支援を行った。これらのこ	_とから、目己評値	1を「B」とした。		
			以下の取組により、「	章害・求職者雇用支援機構の 評価の視点」に対応した。 引技術協力事業に関して、開		練分野の中核を担		
			う人材を研修生や国費					

	の持つ経験や知識を伝えたほか、当機構の職業訓練指導員を開発途上国に派遣し、そ
	の国の実情に即した職業訓練上の技術移転や制度整備・普及といった支援を行った。
	・ 東日本大震災の被災者等に対して、地域の協力を得て、空き工場等を仮設実習場と
1	して活用したほか、地域の復旧・復興に係るニーズに対応した震災復興訓練を実施す
	るとともに、離職者訓練及び学卒者訓練における訓練時間の変更、補講の実施等によ
	る弾力的な訓練を実施した。また、災害により住宅を喪失した被災者の方々等に対し、
	一時的貸与、緊急避難場所として雇用促進住宅を提供した。
	・ 平成23年5月に成立した「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関
	する法律」(平成23年法律第47号)に基づき、平成23年10月から開始される
	求職者支援訓練の認定申請書の受理・審査等の相当認定業務を実施し、1,482コ
	一ス(定員:30,890人)を認定した。
	【独立行政法人勤労者退職金共済機構の自己評価理由】
	東日本大震災に係る対応として、国及び住宅金融支援機構と密接に連携し、財形持家
	融資を返済中の被災者に対する返済負担を軽減するとともに、特例貸付を実施し、
	被災者に対する効果的な支援を迅速に行ったことから自己評価を「A」とした。
	平成23年度上半期のキャリア形成促進助成金の支給件数は、1,420件と平成2
・平均処理期間が特に長い助成金等の1件当たり平均処理期間は、中期目標期間の最終	2年度上半期と比べて38.5%と大幅な増加となった。また、平成21年度年間の8
年度までに、平成18年度実績と比べて5%以上短縮したか。(平成19年度において	24件と比較しても半期で1,420件と大幅に上回った。さらに、平成23年度当初
は、2%以上短縮したか。)( <b>厚生労働省)</b>	予算において助成金にかかる予算措置がなかったことから、1か月を超える期間、支給
(実績)	決定を行うことができなかった。このような状況に対して、審査業務に一時的に人員を
平成19年度 9.1%短縮 平成20年度 4.5%短縮 平成21年度 25.0%	充てるなどの体制強化の取組により、平均処理期間の短縮に取り組んだが、助成金の 1
短縮 平成22年度 4.5%短縮	件当たりの平均処理期間は、平成18年度実績と比較して84.1%増となった。(業
	務実績「4 助成金の支給、融資等の業務」(P. 47)参照。)
[評価の視点]	

<b>定田</b> 。 能力開発機構	<b>証価シート1</b> /	(組織・人員休生)	(独立行政法人宣检)	• 障害 • 求職者雇用支援機構)
作用 形力用光像件	計画ンートーチ	(祖称"人具体前)	(虹丛1)以法人向附:	" " " " " " " " " " " " " " " " " " "

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度業務実績
第3 組織・業務実施体制等の改善に関する事項  1 組織・人員体制について、業務の効率的かつ効果的な実施の観点から、適宜弾力的な見直しを図るとともに、人材育成の充実を図ること。また、職業訓練指導員については、任期付き雇用の活用を図り、社会のニーズに対応できる指導員体制を実現すること。	ためとるべき措置 1 組織・人員体制について 組織体制については、委員会を設け、年1回以上、 機構の業務の効率的・効果的実施の観点から、検討 を行い、見直しを図るとともに、職員の専門性を高 めるための研修を計画的に実施し、職員の業務執行	第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置  1 組織・人員体制について組織体制については、委員会を設け、年1回以上、機構の業務の効率的・効果的実施の観点から、検討を行い、見直しを図るとともに、職員の専門性を高めるための研修を計画的に実施し、職員の業務執行能力の向上を図る。また、職業訓練指導員については、民間企業等幅広い層から、職業訓練指導員として必要な資質を有する者を、任期付き雇用により積極的に活用することで、社会のニーズに機動的に対応できる指導員体制を実現する。	組織体制については、平成23年10月1日に組織が廃止されたことから、「組織体制の見直し等に係る委員会」は実施していないが、機構の業務の効率的・効果的実施の観点から、①東日本大震災被災地域の離職者等に対する「震災復興訓練」実施のための全国からの職業訓練指導員の応援派遣、②職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律附則第3条に基づく相当認定業務実施のための応援体制の整備を行うなど、スケールメリット等を活かした弾力的な人員配置に努めた。

		(3) 職業訓練指導員体制
		(3) 職業訓練指導員体制   社会のニーズに機動的に対応できる指導員体制を実現する観点から、生産現場の先端的技
		能・技術やものづくりのノウハウを民間企業から取り入れるため、任期付き雇用を積極的に
		活用し、平成23年9月末において27名の受け入れを実施した。
		任期付き雇用の職業訓練指導員の内訳
		平成22年度 平成23年度
		ものづくり系 18名 25名
		非ものづくり系 2名 2名
		合計 20名 27名
		(4)内部統制
		① 内部監査の的確な実施 内部統制の充実に係る内部監査の実施については、平成19年12月の独立行政法人整
		理合理化計画等における指摘を踏まえ、内部監査機能の更なる充実・強化を図るため、監
		査法人とも相談しながら、平成20年3月に監査規程について所要の見直しを行い、新た
		に本部内に「内部監査委員会」を設置し、平成20年度から監査計画等を策定し、内部監
		査を実施しているところである。
		平成23年度は、都道府県センター及び職業能力開発施設を対象に、「契約事務の適正化
		について」(7施設)、「保有個人情報の適正な管理について」(7施設)内部監査を実施し
		<i>t</i> =。
		なお、当該監査結果を踏まえて、平成23年9月に指摘事項に係る確認及び関係規程、
		通達等を遵守することによる、適正な事務処理の徹底を各施設に指示した。
		② 内部通報処理
		役職員等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する通報または相談の適正な
		処理の仕組みを定め、その早期発見と是正を図り、もって、業務の適正性及びその円滑な 運営の確保に資することを目的に、平成21年度に「内部通報処理に関する規程」(平成2
		1年6月25日規程第14号)及び「内部通報処理に関する規程の運用について」(平成2
		1年6月25日付け通達)を定め、平成23年度上半期においては、リーフレットの配付、
		研修等により、改めて全役職員に対し周知徹底を図った。
		③ 施設表彰
		職業能力開発業務において高い就職率を達成するなど顕著な実績を上げ、施設の現状及
		び課題を適切に把握し、業務改善等のために工夫を凝らした取組を行った施設を施設表彰
		委員会及び理事会において評価し、施設表彰を行った。
		また、施設表彰の結果については、職員のモチベーションの維持・向上を図るため、全
		施設へ周知した。
	自己評価 A	
	以下の取組により、「評価の視点」に対応した。	
	・ 組織体制については、業務の効率的・効果的実施の観点から、①東日	]本大震災被災
	地域の離職者等に対する「震災復興訓練」実施に当たっての全国からの	
	員の応援派遣、②職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関	<b>身する法律(平</b>
	成23年法律第47号)附則第3条に基づく相当認定業務実施のための	0応援体制の整
	備を行うなど、スケールメリット等を活かした弾力的な人員配置に努め	
	・ 職員の資質、職務能力の向上を目的に、産業構造の変化や技術革新に	
	の技能・技術研修、新たな職種・職域を担うための業務変化に対応する	るための研修、

	各階層に求められる役割や能力等に応じたカリキュラムによる階層別職員研修等を、延べ617人に対して実施したほか、職業訓練指導員の能力を高め最大限に発揮できる環境を整備するため、職業訓練指導員の各育成段階の役割と課題を明確にし、職業訓練指導員のOJTと自己啓発を推進する仕組みとして、「職業訓練指導員人材育成システム」を定め、平成21年度から試行実施し、平成23年度から本格実施した。・社会のニーズに機動的に対応できる指導員体制を実現する観点から、民間企業等幅広い層から職業訓練指導員として必要な資質を有する者を任期付き雇用により27人受け入れ、積極的に活用した。・内部監査制度について、平成23年度は、都道府県センター及び職業能力開発施設を対象に、「契約事務の適正化」(7施設)、「保有個人情報の適正な管理」(7施設)について実施するとともに、当該監査結果を踏まえて、平成23年9月に指摘事項に係る確認及び関係規程、通達等を遵守することによる、適正な事務処理の徹底を各施設に指示した。・内部通報制度については、平成21年度に策定した内部通報処理規程に基づき運用していたが、平成23年度上半期においては、リーフレットの配付、研修等により、改めて全役職員に対し周知徹底を図った。
[数値目標]	
<ul> <li>[評価の視点]</li> <li>・委員会を設け、機構の業務の効率的・効果的実施の観点から、検討を行い、見直しを図ったか。</li> <li>・職員の専門性を高めるための研修を計画的に実施し、職員の業務執行能力の向上を図ったか。</li> </ul>	委員会」の平成23年度上半期における開催はなかったが、業務の効率的・効果的実施の観点から人員配置の見直しに係る検討を行い、①東日本大震災被災地域の離職者等に対する「震災復興訓練」実施のための全国からの職業訓練指導員の応援派遣、②職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)附則第3条に基づく相当認定業務実施のための応援体制の整備を行うなど、スケールメリット等を活かし弾力的に対応した。(業務実績「1(1)組織・人員体制の検討」(P. 52)参照。)
・職業訓練指導員については、任期付き雇用を活用することで、社会のニーズに機動的に対応できる指導員体制を実現したか。	<b> </b>
・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、 平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行わ れたか。	実績: - 達成済み。(別添資料(項目3)「組織体制・人件費管理 ④国家公務員再就職者及 び本法人職員の再就職者の在籍ポストとその理由」(P.8)参照。)

・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。	実績:一
	該当なし。(独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストについては、高年齢者
	等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年五月二十五日法律第六十八号)に定め
	られた65歳までの雇用確保措置の一環として設けているものである(別添資料(項
	目3)「組織体制・人件費管理 ④国家公務員再就職者及び本法人職員の再就職者の
	在籍ポストとその理由」(P. 8)参照。))
・内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の	実績: 〇
遵守等)に係る取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)	中期計画の達成に向けて業務を計画的かつ円滑に実施するため、毎年度、都道府県
	実施計画を策定し、計画的な事業展開と業務の進捗管理を行うとともに、職員のモラ
	ルとモラールの維持のため、人事評価制度や施設表彰を実施するなど、統制環境の確
	保に努めた。
	また、財務及び非財務情報に係る信頼性を向上させるため、適正な会計経理の事務
	の徹底について全国会議等を通じて指示した。
	さらに、内部統制に関する独立的評価である内部監査及び監事監査においては、法
	令を遵守した業務運営を行っているか等を監査するとともに、指摘事項については是
	正措置を講じた。(業務実績「1(4)内部統制」(P. 53)、別添資料(項目6)
	「内部統制」(P. 37~P. 45)参照。)

雇用。能力開発機構	評価シート15	(業績評価)	(独立行政法人高齢	- 暗宝	• 求職者雇用支援機構)
が年 ハコ (日ピノンリオリフで)122、14年				<b>P</b>	

中期目標	意評価)( <b>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用</b> 中期計画	平成23年度計画	平成23年度業務実績
第3 組織・業務実施体制等の改善に関する事項  2 業績評価の実施による業務内容の充実について 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を 促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に 反映させること。	第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 2 業績評価の実施による業務内容の充実について事業ごとに厳格かつ客観的に評価・分析し、その	第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 2 業績評価の実施等による業務内容の充実につい	第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
		(2) 業務改善の取組み サービスの向上を図るため、利用者等からの 意見・要望について検証を行い、必要に応じて、 その結果を業務運営に反映させるなど、業務改 善の取組みを行う。	(2)業務改善の取組 ① PDCAサイクルによる訓練コースの見直し 事業主・事業主団体に対するヒアリング調査等により地域の人材ニーズの把握を行い、 訓練コースを設定した。 また、訓練コースの設定後も、実施、評価、改善に至るPDCAサイクルにより、効果的・効率的な訓練を実施した。 ② 各種調査の実施 (イ)満足度調査の実施 各種サービス終了時における満足度調査を実施し、自由記述欄の内容を含めて分析を行うとともに、調査結果及び業務改善事例は各都道府県センターにフィードバックし、今後の業務に活かすことで、一層の業務改善の取組を推進した。 (調査内容:10事業) ・ 在職者訓練における受講者に対する職業能力の向上に役立った、また事業主に対する職業能力の向上が見られた旨の評価

	3	・雇用管理相談業務における雇用管理の改善を進める上で役立った旨の評価 ・沖縄県出身者の就職促進のための相談業務における就職活動を進める上で役立った旨の評価 ・中小企業労確法関係助成金における説明会が制度の理解に役立った旨の評価 ・ 建設雇用改善関係助成金における説明会が制度の理解に役立った旨の評価 ・ キャリア形成促進助成金における説明会が制度の理解に役立った旨の評価 ・ 中小企業雇用創出等能開発助成金における説明会が制度の理解に役立った旨の評価 ・ 地域雇用開発能力開発助成金における説明会が制度の理解に役立った旨の評価 ・ 地域雇用開発能力開発助成金における説明会が制度の理解に役立った旨の評価 ・ 動労者財産形成制度における説明会が制度の理解に役立った旨の評価 ・ カナリア形成支援にかかる相談における相談終了時に職業能力等の向上が図られた旨の評価 ・ キャリア形成支援にかかる相談における相談終了時に職業能力等の向上が図られた「国の評価 ・ キャリア・コンプ調査の実施   政策目標と合致しているかの視点を踏まえ、平成22年度に引き続き、事業選択や業務運営の効率化に資するため、厚生労働省が行う事業効果に係るフォローアップ調査に協力した。 (調査内容:2事業) ・ キャリア・コンサルティングにおいて就職・転職・職業能力の開発及び推進の向上の割合 ・ キャリア形成促進助成金において助成対象の訓練等によりキャリアアップが図られた割合 業績評価結果の反映 平成22年度の業績評価については、その評価結果と評価書を各施設へ通知するとともに機構内LANへの掲載により全職員に周知した。また、平成23年10月以降、内部評
	自己評価	西委員会において評価結果を踏まえた業務の点検、改善方策等について検討を行っている。 評定
ENTING SAME A SAME A SAME AND	以下の取組により、「評価の視点」に対応した。 ・ 業績評価の透明性、公平性を向上させるため、学識経験者その他の有識者12名からなる「外部評価委員会」において業績評価を実施し、その結果を踏まえ理事会で「自己評価」を決定した。 ・ 業務改善の取組については、厚生労働省独立行政法人評価委員会からの指摘を踏まえ、満足度など10事業についてのアンケート調査を実施し、結果や意見等を把握・分析し、施設におけるケース会議などにおいて課題解決のための検討を行うとともに、その結果を本部において集約し、業務改善事例等として施設にフィードバックし、情報の共有化と業務改善に努めた。 また、事業効果測定のために、厚生労働省が実施した2事業に関するフォローアップ調査に協力した。 ・ ホームページにおいて業績評価結果を公表するとともに、離職者訓練の修了生や訓練修了生を採用した事業主等の意見や感想、機構業務について報じた新聞・雑誌の記事等を掲載する「利用者の声」のコーナーを定期的に更新するとともに、デジタルパンフレットをトップページに掲載するなど機構の業務内容をわかりやすく紹介した。	
[数値目標] [評価の視点] ・事業ごとに厳格かつ客観的に評価・分析し、その結果を事業選択や業務運営に反映させたか。		

	各施設に提示するとともに、施設ごとの目標の設定を行い、事業の内容に応じた実績	
	把握時期を定め、定期的に実績を把握して進捗管理を行い、その最終的な実績につい	
	て理事会において評価を行った。	
	また、業績評価の透明性、公平性を向上させるため、学識経験者その他の有識者	
	12名の委員からなる「外部評価委員会」において業績評価を実施し、その結果を踏	
	まえ理事会で「自己評価」を決定した。	
	さらに、各種サービス終了時における満足度調査を実施し、自由記述欄の内容を含	
	めて分析を行うとともに、調査結果及び業務改善事例を各都道府県センターにフィー	
	ドバックし、業務の改善の取組に反映させた。(業務実績「(1) ①業績評価の実施、	
	(2)②(イ)満足度調査の実施」(P. 56、57)参照。)	
・業務内容の透明性を高め、業務内容の充実を図る観点から、業績評価の結果や機構の	実績: 〇	
業務の内容について、ホームページ等において、積極的かつ分かりやすく公表したか。	平成22年度の業績評価の結果について、ホームページで公表するとともに、業務	
	実績の中で、中期計画の数値目標となっている離職者訓練の就職率や在職者訓練の満	
	足度等について、図表を多用してわかりやすく紹介した「業務実績概況」を作成し、	
	ホームページで公表することにより、機構業務の理解促進が図られるよう努めた。	
	また、離職者訓練の修了生や訓練修了生を採用した事業主の意見・感想、助成金の	
	活用事例や機構業務に関する新聞・雑誌記事等を掲載する「利用者の声」のコーナー	
	を随時更新するとともに、動画を活用するなどにより分かりやすい業務内容の紹介に	
	努めた。また、携帯サイトのQRコードやデジタルパンフレットをトップページに掲	
	載して機構業務の周知を図ることにより利用者の利便性の向上に努めた。(業務実績	
	「(1) ②業務実績概況の公表、(1) ③ホームページの充実等」(P. 56) 参照。)	
業務改善の取組を適切に講じているか。(政・独委評価の視点事項と同様)	実績: 〇	
	各種サービス終了時における満足度調査(10事業)を実施し、自由記述欄の内	
	容を含めて分析を行うとともに、調査結果及び業務改善事例は各都道府県センター	
	にフィードバックし、業務改善の取組に反映させた。	
	また、事業選択や業務運営の効率化に資するため、厚生労働省が行うフォローア	
	ップ調査(2事業)に協力した。(業務実績「2(2)業務改善の取組み」(P.	
	56、57)参照。)	
国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性		
O乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っている	行政刷新会議ワーキンググループにおける事業仕分けの結果や厚生労働省省内事	
n。(政・独委評価の視点事項と同様)	業仕分けにおいて示した改革案を踏まえ、組織のスリム化や不要財産の処分、国から	
	の財政支出の削減等に取り組んだ。(別添資料(項目7)「事務・事業の見直し等」	
	(P. 46~P. 57)参照。)	
	( · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

雇用・能力開発機構 評価シート16(経費削減等、情報提供)(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

雇用・能力開発機構 評価シート16(経費	:削減等、情報提供)( <b>独立行政法人高齢・障害</b> 	· 求職者雇用支援機構) 	T				
中期目標	中期計画	平成23年度計画		平成:	23年度業務実績		
第3 組織・業務実施体制等の改善に関する事項  3 経費削減等について (1) 一般管理費及び業務経費 一般管理費及び業務経費(運営費交付金を充当するものに限る。)については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度予算と比べて、17.8%以上削減すること。	第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 3 経費削減等について (1) 一般管理費及び業務経費 一般管理費及び業務経費(運営費交付金を充当するものに限る。)については、効率的な利用に努めるとともに、人員削減等を図り、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度の予算と比べて、17.8%以上削減を行う。	第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 3 経費削減等について (1) 一般管理費及び業務経費 一般管理費及び業務経費(運営費交付金を充当するものに限る。)については、平成23年度の予算を踏まえつつ、効率的な執行に努めるとともに、不要な支出について点検し、削減を図る。	3 経費削減等について (1)一般管理費及び業 ① 一般管理費及び 一般管理費及び 一般管理費及び 22年度決算額 32.3%の削減 なお、平成23 であり、着実に終 (イ)一般管理費 人件費の削減 (ロ)業務経費	務経費 「業務経費の削減に 「業務経費(運営費 (625億円)には 或を達成したとこれ 3年度の昨年度同 経費の削減は進んで 減により、平成2 ンター事務所の縮	こついて 愛交付金を充当する おいて、平成18年 ろである。 月(9月末)の実績	ものに限る。)にて 度予算額(923 額に対する削減状 意円の減	億円)と比べて、
			平成22年度 4月~9月の実績を 274億円	額 4月·	平成23年度 ~9月の実績額 263億円	差引額	削減率
			区分	基準年度 (18年度)	2 0年度	2 1 年度	2 2年度
			予 算 額	923億円	8 2 4 億円	786億円	676億円
			決 算 額	_	779億円	733億円	6 2 5 億円
			差引額	_	△45億円	△53億円	△51億円
			18年度予算額 に対する削減率	_	△15.6%	Δ20. 6%	Δ32. 3%
			立行政法人の冗費 能力開発局長通知 保有等、細部に対 また、今夏に対 需給対策本部決定 ついて(依頼)」 「独立行政法人履	が効率的な組織運営 きの削減について 印)に基づき、事務 ったり経費節減に多 らける政府の節電 を) 及び「夏期の電 (平成23年5月2 雇用・能力開発機構	営への取組について (要請)」(平成21 8用消耗品等の一括 8めた。 実行計画に係る基本 電力需給対策に係る 15日付け厚生労働の 講節電実行計画」を した取組を徹底する	年11月25日付 購入の継続や備品 方針(平成23年 「節電実行計画」 省職業能力開発局: 策定し、冷暖房機	け厚生労働省職業 等の必要最小限の 5月13日、電力 の策定・公表等に 長通知)に基づき、 器の温度設定制限
(2) 人件費 簡素で効率的な政府を実現するための行政改 革の推進に関する法律(平成18年法律第47 号)等に基づき、役職員に係る人件費の総額につ いて、平成18年度以降の5年間で、平成17年	(2) 人件費 簡素で効率的な政府を実現するための行政改 革の推進に関する法律(平成18年法律第47 号)等に基づき、役職員に係る人件費の総額につ いて、平成18年度以降の5年間で、平成17年	(2) 人件費 国家公務員の給与構造改革とラスパイレス指 数を踏まえ、年功的な給与上昇の抑制、地域の 民間賃金の的確な反映や勤務成績を反映した厳 正な職位制度の運用などを行うために見直した	も昇給間差額を圧	合与構造改革とラス E縮した俸給表を過	りいて スパイレス指数を踏 箇用して定期昇給に - ドを抑制している	よる俸給月額の増	

度を基準として5%以上を基本とする削減を引 き続き着実に実施すること。更に、経済財政運営 と構造改革に関する基本方針2006(平成18 年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改 革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続 すること。

また、役職員の給与に関しては、国家公務員の 給与構造改革や機構のラスパイレス指数を踏ま えた見直しを進めること。

(3) 随意契約の見直しについて

度を基準として5%以上を基本とする削減を引 き続き着実に実施する。更に、経済財政運営と構 造改革に関する基本方針2006(平成18年7 月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を 踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続す る。

また、役職員の給与に関しては、国家公務員の 給与構造改革や機構のラスパイレス指数を踏ま えた見直しを進める。

# (3) 随意契約の見直しについて

機構が策定した「随意契約見直し計画」を踏ま 機構が策定した「随意契約見直し計画」を踏ま え、一般競争入札等への移行を着実に実施すると え、一般競争入札等への移行を着実に実施すると ともに、取組状況のウェブサイトへの公表による ともに、取組状況のウェブサイトへの公表による フォローアップを実施すること等を通じ、業務運 フォローアップを実施すること等を通じ、業務運 営の一層の効率化を図ること。 営の一層の効率化を図る。

人事・給与制度を引き続き実施する。

また、法人独自の手当について、見直しを行 う。

人件費については、平成22年度までに平成17年度を基準として26.7%削減して いる。

なお、平成22年9月末と比較して12.4%削減した。

また、ラスパイレス指数については、当機構職員の大卒以上の者の割合が国家公務員よ り大幅に上回っており、また、住居手当等給与水準の比較対象に含まれる手当を支給され る者の占める割合が国家公務員よりも高いこと等により国家公務員の水準を上回っている が、上記措置のほか、国家公務員に導入されている広域異動手当及び本府省業務調整手当 に類似したものは設けず、調整手当(国家公務員の地域手当に相当)についても、平成 22年12月より、支給割合の上限を国家公務員よりも低く設定する(国家公務員の上限 18%よりも低い12%に据え置いていたものを、12月より更に2%引き下げ)ととも に、全ての支給地域における支給割合の引き下げ(すべての支給地域において2%(支給 割合3%の地域のみ1%)引き下げ)を実施している。

② 諸手当の見直しについて

法人独自の手当である職業訓練指導員手当については、都道府県における職業訓練指導 員手当の支給状況等を踏まえ、平成23年7月から支給割合を10%から5%に引き下げ *t=*。

③ 互助組織に対する法人からの支出 互助組織に対する法人からの支出について、平成23年度から廃止した。

(参考) (単位:千円、%)

区分	基準年度 (17年度)	2 0年度	2 1年度	2 2 年度
給与、報酬等支給総額(千円)	34, 203, 169	29, 252, 907	27, 048, 312	25, 081, 187
対前年度削減率(%)	_	△5. 3	△7. 5	Δ7. 3
対17年度削減率(%)	_	△14.5	Δ20.9	Δ26. 7

(参考)

(単位:ポイント)

区 分	20年度	2 1年度	2 2年度	対前年度増減
ラスパイレス指数	109. 1	106.6	104. 4	Δ2. 2

#### (3) 随意契約の見直しについて (3) 随意契約の見直しについて

平成22年4月に作成した「随意契約等見直し計画」を踏まえ、次のとおり、随意契約の 見直し及び一般競争入札等における一者応札等の改善の推進に取り組んだ。

なお、平成23年度の上半期においては、通常の年度とは異なり、本年3月の東日本大震 災により甚大な被害を被った宮城職業能力開発促進センター等における早期の職業訓練の再 開に向けた代替実習場の整備、東北各県における施設の震災の復旧に係る調達や、10月の 機構の解散及び業務の移管に向けて、定められた期間内での膨大な数量の動産・不動産の承 継に必要な鑑定評価業務の調達など、緊急的な随意契約によらざるを得ないものが生じた。

① 一般競争入札等への移行の状況

# (イ)競争性のない随意契約の状況

平成23年度上半期における競争性のない随意契約の件数は、409件であり、前年 度同期522件から113件の減となっており、改善している。

・ 機構の解散・業務移管及び事務・事業の廃止等による減

14件

訓練機器の再リース、後納郵便料等の減

90件 震災の復旧等により緊急的な対応が必要となったことによる増 37件

60

務運営の一層の効率化を図る。

に努める。

監事及び外部有識者を構成とする「契約監視

委員会」の点検及び見直しを踏まえて作成した

「随意契約等見直し計画」を踏まえ、一般競争

入札等への移行及び1者応札等の改善など実質

的に競争性が確保される取組みのさらなる推進

また、取組状況のウェブサイトへの公表によ

るフォローアップを実施すること等を通じ、業

# (ロ)競争性のある契約の状況

平成23年度上半期における競争性のある契約の件数は、平成22年度上半期の契約 実績において一般競争入札件数の28.9%(331件)を占めていた民間教育訓練機 関等への職業訓練の委託が、本年度から都道府県に全面的に移管されたため、811件 と前年度同期1,145件から334件の減となっているが、その要因を除けば、一般 競争入札等への移行は着実に進んでおり、改善している。

#### (ハ) 一者応札等の状況

平成23年度上半期における一者応札等の件数及び割合は、207件(25.5%) と、前年度同期454件(39.7%)から249件の減(14.2ポイントの減)となっており、改善している。

これは、平成22年度上半期の一者応札等の件数の45.4%(206件)を占めていた民間教育訓練機関等への職業訓練の委託が、本年度から都道府県に全面的に移管されたことにより、この契約がなくなったことが大きく影響している。

# 一般競争入札等及び随意契約の状況

		2 2 年月	<b></b>	23年度上半期	
		件数	金額	件数	金額
競争のお	競争入札	1, 139 件 ② 470件	206.0億円 (285.4億円)	810 件	196.8億円
競争のある契約	企画競争	6件 (7件)	0.5億円 (1.0億円)	1 件	0.1億円
ない	性の 随意 約	522 件 (636 件)	60.1億円 (66.8億円)	409 件	54.3 億円
合	·計	1,667件 (3,113件)	266.6億円 (353.2億円)	1, 220 件	251.2億円

- ※ 22年度上半期欄の()の数値は年間分の実績値である。
- ※ 予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、 第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。
- ※ 不落・不調の随意契約は、「競争入札」に整理している。
- ※ 競争性のない随意契約の件数、金額に含まれる電気・ガス・水道・電話料 については、

支出金額が100万円を超えたものを計上している。

# ② 改善の取組

(イ) 取組状況のウェブサイトの公表

次に掲げる情報をウェブサイトに公表した。

- (i) 平成23年度9月分までの契約締結状況(予定価格が100万円(賃料は80万円) を超えたもの)
- (ii) 平成22年度における随意契約等見直し計画のフォローアップ
- (iii) 平成23年度上半期分までの「競争性のない随意契約」に係る契約情報
- (iv)「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定) に基づき、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約があった場合には、当該法 人との再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況

(4)施設の有効活用等について

施設の一部として保有する会議室等について、 一般利用への開放などにより、土地・建物等の効 率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の 観点から、見直しを行うこと。 (4)施設の有効活用等について

施設の一部として保有する会議室等について、 一般利用への開放などにより、土地・建物等の効 率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の 観点から、見直しを行う。 (4)施設の有効活用等について

土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己 収入の増加を図る等の観点から、施設の一部と して保有する会議室等について、職業能力開発 業務など機構業務の実施に支障のない範囲内で 一般の利用に供するなどの取組を行う。 (ロ)調達の一括化、発注単位の見直し

前年度の契約監視委員会や民間企業の購買・調達部門の経験者のご意見・提言を踏ま えて、経費の縮減及び業務の効率化を図る観点から、調達の一括化、発注単位の見直し に取り組むこととし、上半期において次に掲げる取組を行った。

- (i) 事務用消耗品の購入の調達において、22年度の購入実績や23年度の購入見込み を勘案して、購入予定数量の見直し等を行った上で、本部による一括調達を実施
- (ii) これまで職業訓練機器の整備の調達は、本部において納入先の施設単位ごとに一般 競争入札に付していたところであるが、機器の仕様がほぼ共通し、かつ、納入先の施 設が隣接するような場合には、取りまとめて一般競争入札に付すなど、仕様や発注単 位の見直しによる調達を試行実施(開札は11月予定)
- (ハ) 競争性のない随意契約及び一者応札等の改善に向けた内部審査体制等について 上半期における主な取組として、次に掲げる取組を行った。
  - (i) 前年度に引き続き、本部、施設それぞれに設置する「入札・契約手続運営委員会」 において、随意契約によろうとする場合の随意契約理由、一般競争入札等によろうと する場合の調達の仕様内容、競争参加資格の設定、入札のための見積期間や納期の設 定、一者応札等となった案件の理由及び改善策等の審議を行った。
  - (ii) 随意契約の見直し及び一者応札等の改善に関する点検項目や改善の取組項目を取りまとめた「点検シート」により、契約事務担当職員が、調達の開始前に事前に点検を行い、入札・契約手続運営委員会による審議を経て、本部に提出し、本部でその内容を確認した上で調達の手続きを開始する事前点検制度を前年度に整備して実施しているところであるが、23年度も引き続きこの点検を行った。また22年度の点検結果を踏まえて、平成23年6月に点検シートの点検項目の見直しを行うとともに、留意事項等をとりまとめて、施設に文書を発出するなど、本制度の充実、強化に努めた。

# (4)施設の有効活用等について

① 施設の有効活用等

機構業務の実施に支障のない範囲内で、施設設備の開放を行った。

#### (実施状況)

• 実施件数 1, 525件(H22年度 3,836件)

### (事例)

- ・ 東日本大震災の被災者用の物資保管場所等として、いわき市に対し、いわき職業能力開発促進センターの施設設備の一部を開放した。
- ② 保有資産の見直し等

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び「雇用・能力開発機構の廃止について」(平成20年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成22年4月の厚生労働省省内事業仕分けにおいて提示した保有資産の見直し案に基づき、資産の効率的な運用の確保等を図る観点から、以下のとおり見直し等を行った。

(イ) 公共職業能力開発施設

保有する資産の状態や利用状況等を調査・分析し、見直しを行った。

#### (平成23年度実施内容)

- ・ いわき職業能力開発促進センター外 1 施設の敷地の一部を地方公共団体等へ譲渡 し、いわき職業能力開発促進センター外 2 施設の敷地の一部を返還した。
- ・ 釧路職業能力開発促進センター外4施設の敷地等の一部について、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号。以下「廃止法」という。)附則第2条第2項の規定に従い国に承継する資産として整理し、廃止法の施行日である平成23年10月1日に国に承継した。

(5)決算情報・セグメント情報の公表の充実等について

機構の財務内容等の一層の透明性を確保する 観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充 実等を図ること。

4 情報提供について

ホームページ等各種媒体において、職業訓練実施 状況等国民に必要とされる情報を分かりやすい形 で提供することとし、中期目標期間中の各年度のホ ームページへのアクセス件数が平成18年度実績 と比べて10%以上の増加となるようにすること。 (5)決算情報・セグメント情報の公表の充実等について

機構の財務内容等の一層の透明性を確保する 観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充 実等を図る。

4 情報提供について

より広く国民に周知するため、職業訓練実施状況 等を、ホームページ等各種媒体において積極的に、 かつ分かりやすい表現で公表し、中期目標期間中の 各年度のホームページへのアクセス件数が平成 18年度実績と比べて10%以上の増加となるようにする。 (5)決算情報・セグメント情報の公表の充実等について

機構の財務内容等の一層の透明性を確保する 観点から、決算情報・セグメント情報の公表の 充実等を図る。

4 情報提供について

より広く国民に周知するため、職業訓練実施状況等を、ホームページ等各種媒体において積極的に、かつ分かりやすい表現で公表し、ホームページへのアクセス件数が平成18年度実績と比べて10%以上の増加となるようにする。

- (ロ) 旧地域職業訓練センター等
- ・ 旧大阪地域職業訓練センターを地元自治体と協議の上、社団法人へ譲渡した。
- ・ 旧魚津地域職業訓練センター外9施設については、廃止法附則第2条第2項の規定に 従い国に承継する資産として整理し、廃止法の施行日である平成23年10月1日に国 に承継した。
- (ハ) 旧国際能力開発支援センター

廃止法附則第2条第2項の規定に従い国に承継する資産として整理し、廃止法の施行 日である平成23年10月1日に国に承継した。

(二) 職員宿舎

平成23年9月末までに35施設を廃止した。

また、平成22年度中に廃止した15施設を売却するとともに、機構の解散までに廃止し、未売却である178施設については、廃止法附則第2条第2項の規定に従い国に承継する資産として整理し、廃止法の施行日である平成23年10月1日に国に承継した。

(ホ) 旧私のしごと館

廃止法附則第2条第2項の規定に従い国に承継する資産として整理し、廃止法の施行日である平成23年10月1日に国に承継した。

(へ) 雇用促進住宅

下記第3(3)に記載。

(5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について

平成22年度一般勘定の決算報告書における支出経費のセグメント情報として、施設ごとに主要な業務(職業能力開発業務及び雇用開発業務)をセグメントの単位とする「平成22年度一般勘定における施設別・事業別支出経費の内訳」の公表に向け準備を行った。

さらに、平成22年度の財務諸表の増減分析等を図や表を用いて解説した「平成22年度 財務諸表の概要」、独立行政法人会計基準に基づく会計処理について解説した「独立行政法人 の会計処理」を作成し、当機構ホームページで公表した。

また、「平成22年度財務諸表の概要」においては、東日本大震災による影響額について記載し、決算情報の充実を図った。

- 4 情報提供について
- (1)訓練コースの紹介
  - ① 離職者を対象とする職業訓練

機構及び公開を希望する都道府県の施設並びに民間教育訓練機関で行う公共職業訓練コースの訓練概要、受講条件、就職後の仕事例、過去の就職実績、賃金情報等について、画像を織り交ぜながらわかりやすく掲載した。

② 在職者を対象とする職業訓練

各職業能力開発施設で実施する訓練コースの実施時期、期間、募集定員等を取りまとめ、 公表した。

③ 学卒者を対象とする職業訓練

各職業能力開発大学校等で実施する訓練科名、募集定員、訓練内容を公表した。

④ 日本版デュアルシステム

訓練目的、募集定員、受講対象者、訓練期間等を公表し、また携帯電話サイトにおいても概要や実施施設の問い合わせ先を公表した。

(2)業務実績概況の公表

平成22年度の業務実績の中で、中期計画の目標値となっている離職者訓練の就職率や在

			成し、ホームへ (3) ホームページ 離様に 務を随まの を はまかで を はまの の の は は は は は は は は は が か か か か か な 来 る の に い に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ページで公妻することを の充実生や構集に、R りりをとれてというののは、B のののは、B ののののののののののののののののののののののののののの	またより、業務の理 生を採用間するがです。 は、るお用が手ででする。 は、るがですがですがです。 は、るがですがですができる。 は、るがですがですができる。 は、るがですがでする。 は、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	解促進に努めた。	「業務実績概況」を作  た事業主等の機構業主等のの介して機構 一般 一部 では 一部 では できる
評価の視点等	 	S		 評定			
	成22年度までに、中期計を大きく上回る平成18年期においても、前年同期日 - 人件費については、平成年間で平成17年度比59減を達成したほか、平成2るなど、着実に経費削減か・機構独自の手当である暗	費(運営費交付金を充当するもの 一画の削減目標(平成18年度予算度比32.3%の削減を達成し とで4.0%減少するなど、着身 な22年度までに、中期計画の目 6以上削減)を大きく上回る平成 23年度上半期においても、前年	章と比べて17.8%削減) たほか、平成23年度上半 に経費削減が進んでいる。 標(平成18年度以降の5 17年度比26.7%の削 同期比で12.4%減少す				

	平成23年度上半期における競争性のない随意契約の件数は、前年同期の522件から409件に減少するなど競争性のある入札への移行が着実に進んでいる。     「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び「雇用・能力開発機構の廃止について」(平成20年12月24日閣議決定)を踏まえ、保有する資産の状態や利用状況等を調査・分析し、公共職業能力開発施設の敷地の返還や譲渡を行うなど、保有資産の見直しを進めた。     ホームページを活用した情報の発信に関しては、離職者訓練の修了生や訓練修了生を採用した事業主等の意見や感想、機構業務について報じた新聞・雑誌の記事等を掲載する「利用者の声」のコーナーを定期的に更新するとともに、デジタルパンフレットをトップページに掲載するなど機構の業務内容をわかりやすく紹介した。その結果、平成23年度(上半期)のアクセス件数は、平成18年度(上半期)に比べて、
	約70%増加した。
数値目標]	↑ は、/ ○ 702日/14 ○ / こ。
・一般管理費及び業務経費について、中期目標の最終年度までに、平成18年度予算と比べて、17.8%以上削減したか。(各年度の予算計画を踏まえ、効率的な執行に努めたか。) (実績) 平成19年度 9.1% 平成20年度 15.6% 平成21年度 20.6% 平成22年度 32.3% ・一般管理費のうち人件費について、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準として5%以上の削減を行う取組を進めたか。(政・独委評価の視点事項と同様) (実績) 平成19年度 9.7% 平成20年度 14.5% 平成21年度 20.9% 平成22年度 26.7%	に平成22年度決算額(625億円)において、平成18年度予算額(923億円)と比べて目標(△17.8%)を大幅に上回る32.3%の削減を達成し、さらに平成23年度上半期においても、前年同期比で4.0%(11億円)減少するなど、経費削減が着実に進んでいる。(業務実績「3(1)①一般管理費及び業務経費の削減について」(P.59)参照。)  人件費については、既に平成22年度決算額(359億円)において、平成17年度基準額(342億円)と比べて目標(△5%)を大幅に上回る26.7%の削
・ホームページへのアクセス件数が平成18年度実績と比べて10%以上の増加となったか。 (実績) 平成19年度 15% 平成20年度 30% 平成21年度 67% 平成22年度 66%	ホームページのアクセス件数については、平成23年度上半期において、平成18年度上半期の実績と比べて、目標(10%増)を大幅に上回る約70%増となった。(業務実績「4(5)ホームページのアクセス件数」(P. 64)参照。)
[評価の視点] ・運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。(政・独委評価の視点)	実績:〇     運営費交付金の未執行分は、一般管理費については人件費の削減、業務経費については都道府県センター事務所の縮小・廃止による維持管理費の削減等によるものである。なお、業務運営については、効果的・効率的な予算執行により、適切に行われた結果、中期計画・年度計画における目標を全て達成した。(業務実績「3 (1)①一般管理費及び業務経費の削減について」(P. 59)参照。)
・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	実績:〇 「独立行政法人の冗費の削減について(要請)」(平成21年11月25日付け厚生 労働省職業能力開発局長通知)に基づき、事務用消耗品等の一括購入の継続や備品等 の必要最小限の保有等、細部にわたり経費節減に努めた。 また、政府の節電実行計画に係る基本方針(平成23年5月13日、電力需給対策

本部決定)等に基づき、「独立行政法人雇用・能力開発機構節電実行計画」を策定し、 冷暖房機器の温度設定制限や不要な照明の消灯等環境に配慮した取組を徹底するこ とによりさらなる経費節減に努めた。(業務実績「3 (1)②冗費の削減について」 (P. 59)、別添資料(項目4)「事業費の冗費の点検」(P. 19~P. 21)参

	照。)
・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)	実績 : O
に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革の取組を平成23年度まで継続的に	国家公務員の給与構造改革とラスパイレス指数を踏まえ、平成18年度以降、従来
実施したか。(政・独委評価の視点事項と同様)	よりも昇給間差額を圧縮した俸給表を適用して定期昇給による俸給月額の増額幅を
	小さくし、国家公務員に比べて給与上昇スピードを抑制した。(業務実績「3 (2)
	①人件費改革及びラスパイレス指数について」(P. 59、60)参照。)
・国家公務員の給与構造改革や機構のラスパイレス指数を踏まえ、役職員の給与につい	実績: 〇
て必要な見直しを進めたか。(政・独委評価の視点事項と同様)	国家公務員の給与構造改革とラスパイレス指数を踏まえ、平成18年度以降、従来
	よりも昇給間差額を圧縮した俸給表を適用して定期昇給による俸給月額の増額幅を
	小さくし、国家公務員に比べて給与上昇スピードを抑制した。
	また、国家公務員に導入されている広域異動手当及び本府省業務調整手当に相当す
	るものは設けず、調整手当(国家公務員の地域手当に相当)についても、平成22年
	12月より、支給割合の上限を国家公務員よりも低く設定する(国家公務員の上限
	18%よりも低い12%に設定)とともに、すべての支給地域において支給割合を引
	き下げた(2%(支給割合3%の地域のみ1%)引き下げ)。(業務実績「3(2)①
	人件費改革及びラスパイレス指数について」(P. 59、60)参照。)
・給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその理由を分析・説明している	
か。また、それを踏まえ適切と評価できるか。	平成23年10月1日付けで解散しており、雇用・能力開発機構としての給与の年
	額を算出できないため、国家公務員との給与水準を比較することができない。
	なお、平成22年度までのラスパイレス指数については、当機構職員の大卒以上の
	者の割合が国家公務員より大幅に上回っており、また、住居手当等給与水準の比較対
	象に含まれる手当を支給される者の占める割合が国家公務員よりも高いこと等によ
	り国家公務員の水準を上回っていたが、本評価項目で説明しているように不断の給与
	構造改革により、指数の低下が図られるよう努めた。(業務実績「3(2)①人件費
	改革及びラスパイレス指数について」(P. 59、60)、別添資料(項目3)「組織
	体制・人件費管理 ①給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況」(P. 6、15)
	参照。)
・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。	実績:〇
	総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から法人独自の手当として指摘を受けた 職業訓練指導員手当について、都道府県における職業訓練指導員手当の支給状況等を
	踏まえ、平成23年7月から支給割合を10%から5%に引き下げた。(業務実績「3 (2)②諸手当の見直しについて」(P. 60)、別添資料(項目3)「組織体制・人
- さつり 行利弗の士山は、盗切べちても、(み・私禾証供の担ち車行し円送)	件費管理 ②国と異なる、又は法人独自の諸手当の状況」(P. 6、7)参照。)   宇徳・〇
・法定外福利費の支出は、適切であるか。(政・独委評価の視点事項と同様)	実績:〇   ・ 互助組織に対する法人からの支出について、平成23年度から廃止した。
	・ レクリエーションに係る経費への支出は行っていない。(業務実績「3(2)③
	互助組織に対する法人からの支出」(P. 60)、別添資料(項目3)「組織体制・
・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規	<u> </u>
- 国の対政文山割占の人さいな人及の系領人損霊のめるな人について、国の対政文山焼 関や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェック	天領・〇   人件費については、平成22年度時点で、中期計画の目標(17年度を基準として
しているか。(政・独委評価の視点)	平成18年度以降の5年間で5%以上削減)を大幅に上回る26.7%の削減を実現
	するとともに、平成23年度上半期においても、前年同期比でさらに12.4%減少
	するなど、経費削減が着実に進んでいる。(業務実績「3(2)①人件費及びラスパ
	イレス指数について」(P. 59、60)、別添資料(項目3)「組織体制・人件費管
	理 ①給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況」(P. 6)参照。)
・「随意契約見直し計画」を踏まえ、一般競争入札等への移行を着実に実施するととも	<u> </u>
に、取組状況のウェブサイトへの公表によるフォローアップを実施すること等を通じ、	元候・〇    競争性のない随意契約の件数は平成23年度上半期で409件と、前年同期
、『かはといわな、ノーン・ノー・マンググにののフッコー・ノンとと大心がのことがで使し、	

業務運営の一層の効率化を図ったか。(政・独委評価の視点事項と同様)	(522件) から大幅に減少した。	
	また、競争性のある契約の件数は同811件と、前年度同期(1,145件)比で	
	334件の減となっているが、平成22年度上半期の契約実績において一般競争入札	
	の28.9%(331件)を占めていた民間教育訓練機関等への職業訓練の委託が平	
	成23年度から都道府県に全面移管された要因を除けば、一般競争入札等への移行が	
	着実に進んでいる。	
	なお、以下のような情報を機構ホームページに掲載した。	
	・平成23年度9月分までの契約締結状況(予定価格が100万円(賃料は80万	
	円)を超えたもの)	
	・平成22年度における随意契約等見直し計画のフォローアップ	
	・平成23年度上半期に締結した「競争性のない随意契約」に係る契約情報	
	・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決	
	定)に基づき、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約があった場合には、	
	当該法人との再就職の状況、取引等の状況 (業務実績「3(3)① 一般競争入札等への移行の状況」(P.60、61)及び「3	
	(3)②(イ)取組状況のウェブサイトの公表」(P. 61)、別添資料(項目5)「契	
	約 ③「随意契約等見直し計画」の進捗状況」(P. 25)参照。)	
事項と同様)	・ 機構(本部及び各施設)が行う調達の入札公告をホームページに公表した。	
T-XC10100	・ 随意契約の見直しや一者応札等の改善に係る点検シートを作成し、これに基づく	
	調達の事前・事後のチェックを徹底した。	
	・ 本部、施設それぞれに設置する「入札・契約手続運営委員会」において、随意	
	契約の場合はその理由、一般競争入札等の場合は調達の仕様内容、競争参加資格	
	の設定、入札のための見積期間や納期の設定、さらに、一者応札等となった案件	
	についてはその理由及び改善策等について審議し、承認を得たものについて、調	
	達手続を実施した。(業務実績「3 (3)②(ハ)競争性のない随意契約及び一者	
	応札等の改善に向けた内部審査体制等について」(P. 62)、別添資料(項目5)	
	「契約 ②契約監視委員会以外の契約審査体制とその活動状況、④一者応札・一	
	者応募となった契約の改善方策」(P.24~P.26)参照。)	
・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを		
む。)。	「独立行政法人の契約の見直しについて」(平成22年5月26日付け総務省行政	
	管理局長事務連絡)による要請内容を踏まえ、契約監視委員会で審議を行った結果、	
	同委員会から、「機構の取組は適切であると認められる」との評価があり、指摘事項	
	はなかった。	
	なお、契約監視委員会は、平成24年1月に開催し、旧高齢・障害者雇用支援機構のような出て実験した。(別議会戦(項目長)「契約・①	
	構分と旧雇用・能力開発機構分を合わせて審議した。(別添資料(項目5)「契約 ① 割約監視系員合からの主な投資事項」(D. 22) 参照 )	
・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評値	契約監視委員会からの主な指摘事項」(P. 22)参照。) iが 実績:〇	
行われているか。(政・独委評価の視点)		
	総務省行政管理局長事務連絡)において講ずることとされている措置は、すべて	
	実施済みである。	
	・ 総合評価落札方式又は企画競争若しくは公募を行う場合は、入札・契約手続運	
	営委員会において審議することとし、総合評価落札方式及び企画競争によろうと	
	する場合には、使用内容等について応札希望者の理解を深めるために入札説明会	
	をできる限り実施する等の措置を実施済みである。(別添資料(項目5)「契約 ⑤	
	契約に係る規程類とその運用状況」(P. 26)参照。)	

・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な|実績:〇 評価が行われているか。(政・独委評価の視点) 調達に当たっては、要求部課が原議書を起案し、必要性や調達内容、事業規模等に 関して、複数の部課の決裁を経る過程でチェックした。 また、入札及び契約手続については、入札・契約手続運営委員会の審議を行い、さ らに調達に係る点検シートにより、経理部契約課による事前チェックを行った。点検 シートについては、平成23年6月に点検項目の見直しを行うとともに、留意事項等 をとりまとめて、施設に文書を発出するなど、制度の充実、強化に努めた。 さらに、監事監査及び内部監査の結果が、監事及び内部監査委員会から理事長へ報 告され、指摘事項等があった場合には、理事長の指示の下、本部担当部が該当施設に 対して改善に向けた指導・指示を行った。(業務実績「3(3)②(ハ)競争性のな い随意契約及び一者応札等の改善に向けた内部審査体制等について」(P. 62)、別 添資料 (項目5) 「契約 ②契約監視委員会以外の契約審査体制とその活動状況」(P. 23~P. 25)参照。) ・土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、施設の | 実績: ○ 一部として保有する会議室等について、一般利用への開放などにより、施設の有効活用 機構業務の実施に支障のない範囲内で、施設設備の開放を行うなど、その有効活用 等について見直しを行ったか。(政・独委評価の視点事項と同様) を図った。(実施件数1.525件)(業務実績「3(4)①施設の有効活用等」(P. ・「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)で処分等すること │ 実績: ○ とされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び「雇用· や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点) 能力開発機構の廃止について」(平成20年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成 22年4月の厚生労働省省内事業仕分けにおいて提示した保有資産の見直し案に基 づき、以下のとおり見直し等を行った。 ・ いわき職業能力開発促進センター外1施設の敷地の一部を地方公共団体等へ譲 渡し、いわき職業能力開発促進センター外2施設の敷地の一部を返還した。 · 釧路職業能力開発促進センター外4施設の敷地等の一部について、独立行政法 人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号。以下「廃止 法」という。) 附則第2条第2項の規定に従い国に承継する資産として整理し、廃 止法の施行日である平成23年10月1日に国に承継した。 旧大阪地域職業訓練センターを地元自治体と協議の上、社団法人へ譲渡した。 ・ 旧魚津地域職業訓練センター外9施設については、廃止法附則第2条第2項の規 定に従い国に承継する資産として整理し、廃止法の施行日である平成23年10月 1日に国に承継した。 ・ 旧国際能力開発支援センターについては、廃止法附則第2条第2項の規定に従い 国に承継する資産として整理し、廃止法の施行日である平成23年10月1日に国 に承継した。 ・ 職員宿舎については、平成23年9月末までに35施設を廃止した。 また、平成22年度中に廃止した15施設を売却するとともに、機構の解散ま でに廃止し、未売却である178施設については、廃止法附則第2条第2項の規 定に従い国に承継する資産として整理し、廃止法の施行日である平成23年10 月1日に国に承継した。 ・ 旧私のしごと館については、廃止法附則第2条第2項の規定に従い国に承継す る資産として整理し、廃止法の施行日である平成23年10月1日に国に承継し 雇用促進住宅については、平成23年度上半期に12住宅を譲渡等した結果、 所有住宅数は1,333住宅となった。(業務実績「3(4)②保有資産の見直し

等」(P. 62、63)参照。)

,,,		
・決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ったか。	実績: 〇	
	平成22年度一般勘定の決算報告書における支出経費のセグメント情報として、施	
	設ごとに主要な業務(職業能力開発業務及び雇用開発業務)をセグメントの単位とす	
	る「施設別・事業別支出経費の内訳」の公表に向け準備を行った。	
	さらに、平成22年度の財務諸表の増減分析等を図や表を用いて解説した「平成	
	22年度財務諸表の概要」、独立行政法人会計基準に基づく会計処理について解説し	
	た「独立行政法人の会計処理」を作成し、ホームページで公表した。	
	また、「平成22年度財務諸表の概要」においては、東日本大震災による影響額に	
	ついて記載し、決算情報の充実を図った。(業務実績「3 (5)決算情報・セグメン	
	ト情報の公表の充実等について」(P.63)参照。)	

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度業務実績
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 中期計画を実施するため、また、下記の方針のもと、予算、収支計画及び資金計画を策定する。 (1)財形融資については、効果的な普及啓発活動により貸付額の確保を図りつつ適正な貸付金利の設定等により中期目標期間の最終年度までに累積欠損の解消を目指す。このため、収益改善及び業務経費の削減等に関する具体的な計画を策定し、当該計画を着実に実行するとともに、金融機関等を通じ債権の適正な管理に努める。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 下記の方針のもと、予算、収支計画及び資金計画 を策定する。 (1)財形融資については、効果的な普及啓発活動に より当年度貸付額の確保を図りつつ適正な貸付	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 基本的な方針 (1)財形融資 (勤退機構) ① 累積欠損金の解消 当期利益として、28億円を計上した結果、累積欠損金は億円となった。 (平成23年度(上半期)の貸付額 70億円)
2 暫定的に行う業務についても下記に従い、財務内容の改善に努めること。 (1)雇用促進融資については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破産更正債権等)の処理を進めるとともに、財政投融資への着実な償還を行うこと。	(2)雇用促進融資については、金融機関等を通じ債権管理を適切に行うとともに、リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)については、必要に応じて法的措置を講じること等により、債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行う。	(2)雇用促進融資の債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等による債権の適切な管理、リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)に係る適切な指導や必要に応じた法的措置の実施等による債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行う。	雇用促進融資については、適切な債権管理及び財政投融資への ① 債権管理 (イ)債権管理 債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債 に、各(再)受託金融機関に対し、連携強化に向けた文書
(2) 雇用促進住宅について ① 「規制改革推進のための3か年計画」(平成 19年6月22日閣議決定)等に基づき、民間 事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、総	(3) 雇用促進住宅について ① 民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、総収益の最大化を図りつつ、現に入居者がいることを踏まえた上で、雇用促進住宅(以下	(3) 雇用促進住宅について ① 雇用促進住宅の譲渡を着実に推進する。ただし、雇用失業情勢にかんがみ必要と認められる間、解雇等に伴い住居を喪失した求職者	(3) 雇用促進住宅について (高障求機構) ① 雇用促進住宅の譲渡等については、6住宅を地方公共団体 住宅について、入居者の退去が完了したことにより全棟空戸 を推進した。この結果、事業年度末における所有住宅数は、

収益の最大化を図りつつ、現に入居者がいるこ とを踏まえた上で、雇用促進住宅(以下(2) において「住宅」という。)の売却方法につい て常に工夫を行いつつ、譲渡を着実に推進し、 これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、 遅くとも平成33年度までにすべての譲渡・廃 止を完了すること。ただし、雇用失業情勢にか んがみ必要と認められる間、解雇等に伴い住居 を喪失した求職者の支援策として、平成20年 度までに廃止決定した「全住宅の2分の1の住 宅」を含め、最大限活用することとし、現に入 居している者への配慮をしつつ、その適切な実

(3) において「住宅」という。) の売却方法 について常に工夫を行いつつ、譲渡を着実に推 進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り 組み、遅くとも平成33年度までにすべての譲 渡・廃止を完了する。ただし、雇用失業情勢に かんがみ必要と認められる間、解雇等に伴い住 居を喪失した求職者の支援策として、平成20 年度までに廃止決定した「全住宅の2分の1の 住宅」を含め、最大限活用することとし、現に 入居している者への配慮をしつつ、その適切な 実施に留意する。

また、平成19年度末までに、人件費及び事

の支援策として、現に入居している者への配 慮をしつつ、平成20年度までに廃止決定し た「全住宅の2分の1の住宅」を含め、最大 限活用する。

金は平成23年9月末時点で43

権の適正な管理を行うとともに、 した。

の償還等を以下のとおり行った。

債権の適切な管理を行うととも 書を発出した。

を実施し、現状の把握等適切な管

団体へ譲渡するとともに、更に6 空戸化したため用途廃止し、譲渡 は、1,333住宅(3,406 棟125,999戸)となった。

平成22年度末 1,345住宅(3,434棟127,014戸)

その他、9月末現在で、地方公共団体が譲り受けの意向を表明した85住宅について、 譲渡協議を進めている。

また、緊急一時入居者については、平成20年12月15日からの受入開始以降、廃止 決定した住宅を含め、9月末現在で、入居決定件数(累計)10,215戸、入居戸数(実 数) 4. 333戸となっている。

# 〈参考〉

平成22年度末の状況

- 入居決定件数 9,986戸(累計)
- 入居戸数 4, 445戸(実数)

施に留意すること。

また、平成19年度末までに、人件費及び事務費の管理経費を平成14年度に比べておおむね3割削減し、譲渡・廃止まで合理的な経営に努めること。

- ② 独立行政法人整理合理化計画等に基づき、次の措置を講ずること。
- (イ) 売却を加速化させるための措置

平成20年度中に運営が赤字の住宅を廃止決定し、中期目標期間の最終年度までに全住宅の2分の1を廃止決定するとともに、平成20年度から売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずること。

- (ロ) 随意契約の見直し等
- (i)譲渡・廃止が完了するまでの間は、独立 採算による合理的な経営に努めること。そ のため、管理運営に係る委託業務につい て、随意契約を改め、平成20年度はブロ ック単位、平成21年度以降は都道府県単 位ごとの競争性のある入札方式へ移行す るとともに、計画修繕の廃止などを通じ、 委託費の大幅な削減を図ること。
- (ii) 公務員の入居者に対し、速やかな退去を 促すための具体的方策を講ずること。

務費の管理経費を平成14年度に比べておおむね3割削減し、譲渡・廃止まで合理的な経営に努める。

- ② 独立行政法人整理合理化計画等に基づき、次の措置を講ずる。
- (イ) 売却を加速化させるための措置

平成20年度中に運営が赤字の住宅を廃止決定し、中期目標期間の最終年度までに全住宅の2分の1を廃止決定するとともに、平成20年度から売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずる。

- (ロ) 随意契約の見直し等
- (i)譲渡・廃止が完了するまでの間は、独立 採算による合理的な経営に努める。そのた め、管理運営に係る委託業務について、随 意契約を改め、平成20年度はブロック単 位、平成21年度以降は都道府県単位ごと の競争性のある入札方式へ移行するとと もに、計画修繕の廃止などを通じ、委託費 の大幅な削減を図る。
- (ii) 公務員の入居者に対し、速やかな退去を 促すための具体的方策を講ずる。
- 2 予算 別紙1のとおり
- 3 収支計画 別紙2のとおり
- 4 資金計画 別紙3のとおり

② 売却業務を民間等に委託する。

③ 管理運営に係る委託業務について、民間事業者の参入のさらなる促進により、委託費の削減を図る。

- 2 予算 別紙1のとおり
- 3 収支計画 別紙2のとおり
- 4 資金計画 別紙3のとおり

加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い住戸を喪失した被災者等についても雇用促進住宅を無償提供することとし、9月末現在、入居決定件数(累計) 6,783戸、入居戸数(実数)5,152戸となっている。

# 〈参考〉

平成22年度末の状況

- 入居決定件数 671戸(累計)
- 入居戸数 423戸(実数)
- ② 平成20年度より実施していた売却業務の民間等への委託については、平成22年度をもって業務を終了したが、売却を加速するため、平成22年度末に取り壊しを行った2住宅の売却に向けて、売却予定価格の算定に必要となる不動産鑑定業者による鑑定評価を実施し、併せて売却に必要となる重要事項説明の実施に係る業者選定を行った。
- ③ 管理運営に係る委託業務については、平成22年度の最低価格落札方式による一般競争 入札を引き続き実施したところであるが、特に、平成22年5月に開催された行政刷新会 議事業仕分けの結果を受け、更なる民間参入を促進するため、入札公告期間の拡大や厚生 労働省ホームページへの掲載等、多様な手段による周知を行うとともに、住宅数の多い都 道府県については更に分割し、全国で平成22年度の47単位から、62単位にして発注 を行った。

その結果、住宅の管理運営業務における民間受託者については、平成22年度の2事業者から6事業者に増加した。

なお、平成23年度の管理運営委託費のうち、競争対象経費分の契約額は、40億円と なった。

#### 〈参考〉

- 平成21年度競争対象経費決算額 47億円
- · 平成22年度競争対象経費決算額 38億円
- 2 予算
- 3 収支計画
- 4 資金計画

平成23年度の予算、収支計画、資金計画に対しての予算執行等の実績は、決算報告書及び 財務諸表のとおりであり、中期計画に基づく予算の範囲内で執行した。

運営費交付金の収益化については、一般管理費の一部について、期間進行基準、その他の経費について費用進行基準を適用し、適正に執行した。

資金(予算)管理にあたっては、決算実績を踏まえた年度計画の作成、資金(予算)の執行、 年度途中での執行状況の点検、点検結果を踏まえた年間計画の変更といったPDCAサイクル により、業務目標や業務実績の達成状況を見据えながら実施した。

財務諸表附属明細書により関連公益法人等に関する情報を開示している。

生する資金の不足への対応	として 585億円	った。	会繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行・ 借入限度額 : 585億円・ 借入額 : 210億円(平成23年度(上半期)実績)
2 運営費交付金の受入れの 足又は予定外退職者の発生 への対応として 200億	に伴う退職手当の支給	2 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不 足又は予定外退職者の発生に伴う退職手当の支給 への対応として 200億円	間借入金(運営費交付金) <b>(高障求機構</b> ) 入実績なし。
	ま、中期計画の達成状況		余金の使途  に剰余金は発生していないことから、剰余金の使用実績はなかった。
	自己評価		評定 高障求機構 勤退機構
数値目標]	・雇用促進住宅に住宅数は1,33 ・また、住宅の管理る一般競争入札に告期間の拡大や厚数の多い都道を発力を持ている。 を期間のがお道を発生をできる。 を関するのではないできます。 では、というでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	理運営に係る委託契約については、引き続き最低価格落札方式によよることとするとともに、更なる民間参入を促進するため、入札公生労働省ホームページへの掲載等、多様な手段による周知や、住宅については更に分割し、全国で平成22年度の47単位から62単った。この結果、住宅の管理運営業務における民間受託者は、平成者から6事業者に増加した。 収益化については、一般管理費の一部について期間進行基準、その費用進行基準を採用し適正な執行を行った。 者退職金共済機構の自己評価理由】 しては、当期利益として、28億円を計上した結果、累積欠損金は のいては、約定どおり財政投融資へ償還を行った。 融資や雇用促進融資について計画に沿った取組を行ったことから、	
展用促進住宅について、平成19年度末までに、人件費及び事務費の管理経費を平 4年度に比べておおむね3割削減し、譲渡・廃止までに合理的な経営に努めたか。 実績 平成19年度 41%削減 ※達成済)(独立行政法人高齢・障害・求職者 支援機構)			
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	t

第4 短期借入金の限度額

1 勤労者財産形成促進業務において資金繰り上発 1 勤労者財産形成促進業務において資金繰り上発 1 短期借入金(**勤退機構**)

第4 短期借入金の限度額

第4 短期借入金の限度額

同様)(独立行政法人勤労者退職金共済機構)	
・金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理に努めたか。(独立行政法人勤労者退	実績:〇
職金共済機構)	債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行うとと
	もに、各(再)受託金融機関に対し、連携強化に向けた文書を発出し債権の適正な管理に対し、一番の政策を発出し債権の適正な管理に対し、
ラロロ准計次について、	理に努めた。(業務実績「(1)②債権管理」(P. 70)参照。)
・雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還	実績:〇 雇用促進融資については、債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債
を行ったか。(政・独委評価の視点事項と同様)(独立行政法人勤労者退職金共済機構)	権の適切な管理を行うとともに、各(再)受託金融機関に対し、連携強化に向けた文
	書を発出した。また、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を9回実
	施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。
	なお、財政投融資への償還に関しては、約定通りの償還を行った。(業務実績「(2)
	雇用促進融資」(P. 70)参照。)
・貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定さ	
れていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価	機構で保有した債権については、催告を行うも弁済が認められない場合、必要に応
の視点)(独立行政法人勤労者退職金共済機構)	じて法的措置を講じて、貸倒懸念債権の解消に取り組んだ。(別添資料(項目2)「保
	有資産の管理・運用等 ③債権の回収状況」(P. 5)参照。)
・回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)	実績:〇 • 財形融資貸付金
権・破産史主債権等の金額やての負担金等残局に口める制品が増加している場合、II) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)	・ 州形職員員刊並 平成23年9月30日現在で回収予定額は39,514,625千円に対し、回
(独立行政法人勤労者退職金共済機構)	収額は39,254,088千円となっている。
	• 財形融資資金貸付金
	平成23年9月30日現在で回収予定額は1,796,191千円に対し、回収
	額は1,796,191千円と約定通りの返済となっている。(別添資料(項目2)
	「保有資産の管理・運用等 ③債権の回収状況」(P. 5)参照。)
・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独	
委評価の視点)(独立行政法人勤労者退職金共済機構)	機構で保有した債権については、催告を行うも弁済が認められない場合、必要に応
	じて法的措置を講じて、貸倒懸念債権の解消に取り組んだ。(別添資料(項目2)「保
	有資産の管理・運用等 ③債権の回収状況」(P. 5)参照。)
・雇用促進住宅について、平成33年度までに譲渡・廃止を完了するため、譲渡等を着 実に推進したか。(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)	美順: 〇 雇用促進住宅については、平成23年度上半期に12住宅を譲渡等した結果、平成
天に推進したが。(独立门政法人同節・陸音・水戦有権用文法成構)	23年9月末における所有住宅数は1.333住宅(3.406棟、125.999
	戸) となった。(業務実績「1 (3) 雇用促進住宅について①」(P. 70、71) 参
	照。)
・雇用失業情勢にかんがみ必要と認められる間、解雇等に伴い住居を喪失した求職者の	実績 : ○
支援策として、平成20年度までに廃止決定した住宅を含め、最大限活用を図ったか。	緊急一時入居については、平成23年9月末現在、入居決定件数10,215戸(累
(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)	計)、入居戸数4,333戸(実数)となり、平成20年度までに廃止決定した住宅
	を含め、最大限の活用を図った。(業務実績「1 (3) 雇用促進住宅について①」 (P.
	70、71)参照。)
・平成20年度中に運営が赤字の住宅を廃止決定し、中期目標期間の最終年度までに全	
住宅の2分の1を廃止決定するとともに、平成20年度から売却業務を民間等に委託するため、「まれた知道化力では、まれた知道化力では、「まれた知道化力では、「意味」という。	平成20年度より実施していた売却業務の民間等への委託については、平成22年
るなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講じたか。(独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用支援機構)	度をもって業務を終了したが、売却を加速するため、平成22年度末に取り壊しを行った2住宅の売却に向けて、売却予定価格の算定に必要となる不動産鑑定業者による
<b>冲古· 小帆日准用又按陇伸</b> /	つに2任毛の元却に向けて、元却で定価格の昇走に必要となる不動産鑑定業者による鑑定評価を実施し、併せて売却に必要となる重要事項説明の実施に係る業者選定を行
	った。(業務実績「1 (3) 雇用促進住宅について②」(P. 71) 参照。)
・譲渡・廃止が完了するまでの間は、独立採算による合理的な経営に努めたか。(独立	
行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)	雇用促進住宅については、外部からの借り入れや他予算(国費含む)の流用が一切

	たく 完佳申1月 トス猫 支援管 で実営してもは 英田 実営に広てそれ要数については
	なく、家賃収入による独立採算で運営しており、管理運営に係る委託業務については、
	平成22年度に実施した最低価格落札方式による一般競争入札を引き続き実施する
	とともに、更なる民間参入を促進するため、入札公告期間の拡大や厚生労働省ホーム
	ページへの掲載等、多様な手段による周知を行うとともに、住宅数の多い都道府県に
	ついては受託しやすいよう更に分割し、全国で平成22年度の47単位から62単位
	にして発注を行った。
	(業務実績「1(3)雇用促進住宅について①」(P. 70、71)参照。)
・管理運営に係る委託業務について、随意契約を改め、平成20年度はブロック単位、	実績: 〇
平成21年度以降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行するとともに、計	平成23年度の委託先との契約は、平成22年度に実施した最低価格落札方式によ
画修繕の廃止などを通じ、委託費の大幅な削減を図ったか。(独立行政法人高齢・障害・	る一般競争入札を引き続き実施するとともに、更なる民間参入を促進するため、入札
求職者雇用支援機構)	公告期間の拡大や厚生労働省ホームページへの掲載等、多様な手段による周知を行う
	とともに、住宅数の多い都道府県については受託しやすいよう更に分割し、全国で平
	成22年度の47単位から62単位にして発注を行った。この結果、住宅の管理運営
	業務における民間受託者は、平成22年度の2事業者から6事業者に増加した。
	また、計画修繕は、平成20年度に廃止し、必要最小限の修繕を行っており、委託
	費は、年度末の精算としているため、平成23年9月末現在では確定することができ
	ない。(業務実績「1(3)雇用促進住宅について③」(P. 71)参照。)
・公務員の入居者に対し、速やかな退去を促すための具体的方策を講じたか。	実績: 一
	達成済み
・「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定) で処分等すること	実績:〇
とされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況	雇用促進住宅の譲渡等については、平成23年度上半期に12住宅を譲渡等した結
や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)(独立行政法人	果、平成23年9月末における所有住宅数は1,333住宅(3,406棟、
高齢・障害・求職者雇用支援機構)	125,999戸)となった。(業務実績「1(3)雇用促進住宅について①」(P.
	70、71)参照。)
・中期計画に基づく予算を作成し、当該予算範囲内で予算執行を行ったか。(独立行政	h
法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)	へ関・0
	まえた年間計画の作成、資金(予算)の執行、年度途中での執行状況の点検、点検結
	果を踏まえた年間計画の変更といったPDCAサイクルにより、業務目標や業務実績
	の達成状況を見据えながら徹底した管理を行った結果、当該予算の範囲内で執行でき
・ ・運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行したか。(独立行政法人高齢・	た。(業務実績「2 予算、3 収支計画、4 資金計画」(P. 71)参照。)   実績・0
	実績:〇
障害・求職者雇用支援機構)	運営費交付金の収益化については、一般管理費の一部について期間進行基準、その
	他の経費について費用進行基準を採用し、適正に執行した。(業務実績「2 予算、
	3 収支計画、4 資金計画」(P. 71)参照。)
・関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。(政・	実績:〇
独委評価の視点事項と同様)(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)	財務諸表附属明細書により関連公益法人等に関する情報を開示している。
	・財団法人雇用振興協会
	平成23年度の委託先との契約は、平成22年度に実施した最低価格落札方式に
	よる一般競争入札を引き続き実施するとともに、更なる民間参入を促進するため、
	入札公告期間の拡大や厚生労働省ホームページへの掲載等、多様な手段による周知
	を行うとともに、住宅数の多い都道府県については更に分割し、全国で平成22年
	度の47単位から62単位にして発注を行った。この結果、住宅の管理運営業務に
	おける民間受託者については、平成22年度の2事業者から6事業者に増加した。
	・ 労働関係法人厚生年金基金
	厚生年金保険法に基づき設立された法人であって、同法に基づき、加入員及び加
	入員であった者に対して年金給付に係る業務を実施しているもの(機構は掛金の事
	業主負担分を負担。)。

	・ 雇用・能力開発機構健康保険組合
	健康保険法に基づき設立された法人であって、同法に基づき、組合員である被保
	険者に対して健康保険に係る業務を実施しているもの (機構は健康保険料の事業主
	負担分を負担。)。(業務実績「1(3)雇用促進住宅について③」(P. 71)、「2
	予算、3 収支計画、4 資金計画」(P. 71)、別添資料(項目5)「契約 ⑦
	公益法人等との契約の状況」(P. 27)、別添資料(項目7)「事務・事業の見直
	し等 ⑤公益法人等との関係の透明性確保」(P. 51)参照。)
・短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。(独	実績: 〇
立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構)	勤労者財産形成促進業務については、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ
	資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。(勤退機構)
	また、運営費交付金については、借入実績はなかった。(高障求機構)(業務実績「第
	4 短期借入金の限度額」(P. 72)参照。)
・剰余金の使途は適切であったか。(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)	実績∶○
	前年度に剰余金は発生していないことから、剰余金の使用実績はなかった。(業務
	実績「第5 剰余金の使途」(P. 72)参照。)
・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地か	実績: 〇
ら実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益とな	<ul><li>一般勘定(利益剰余金: 188億円)</li></ul>
っていないか評価が行われているか。(政・独委評価の視点)(独立行政法人高齢・障害・	「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」(平成23年法律第26
求職者雇用支援機構)	号。以下「廃止法」という。)附則第2条第2項に基づき、利益剰余金188億円
<b>小場合性川久[灰 灰 竹</b> /	のうち約169億円については、国が承継する現金資産として平成24年1月
	10日に国庫納付された。
	また、廃止法附則第2条第14項に基づく積立金の処分により、残額約19億
	円については、雇用促進融資業務に必要な財源として独立行政法人勤労者退職金
	共済機構に承継された。
	<ul><li>宿舎等勘定(利益剰余金:634億円)</li></ul>
	廃止法附則第2条第13項に基づく積立金の処分により、利益剰余金634億
	円のうち約278億円については、宿舎等業務に必要な財源として当機構に承継
	され、残額約356億円については、平成24年1月10日に国庫納付された。
	(別添資料(項目1)「財務状況 ⑤100億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金
	が生じている場合の対処状況」(P. 1、2)参照。)
・当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利	
益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問	<ul><li>一般勘定(当期総利益:148億円)</li></ul>
題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合に	主に、中期目標期間の最終年度において、運営費交付金債務残高を精算するため
は当該問題等を踏まえた評価が行われているか。	に全額収益化したことに伴う利益である。目的積立金の申請はしていない。
(具体的取組)	<ul> <li>財形勘定(当期総利益:28億円)</li> </ul>
1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分	主に、財形融資貸付金の金利が、原資である雇用・能力開発債券及び長期借入金
析について留意する。(政・独委評価の視点)(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支	の調達金利よりも高く設定しているため、利益が発生した。
援機構)	前事業年度から繰り越した損失をうめるために、当該総利益を全額充てたため、
T友T文作典/	刊事業年度がら続り返じた損失を予めるために、当該総利益を主領元でたため、 目的積立金の申請はしていない。
	・ 宿舎等勘定(当期総利益:6億円)
	主に、雇用促進住宅の修繕の見合わせ等により、経費が減少したことに伴う利益である。
	である。目的積立金の申請はしていない。(別添資料(項目1)「財務状況 ④利益
	の発生要因及び目的積立金の申請状況」(P. 1)参照。)

<b>屋田・能力閚発機構</b>	証価シート18(人員	、施設・設備、積立金の処分)	(独立行政法人高龄。 隨害)	- 求職者屋田支採機構)
	計画 プロロース目	. MILED - EDIME, THE 17 TO CINO 11 /		

中期目標	中期計画	平成23年度計画			平成	戊23年度業務	実績		
	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人員に関する計画 常勤職員数については、平成18年度末に比べて 期末において600名(うち150名は平成19年度末までに)を削減する。	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人員に関する計画 平成23年度末の常勤職員数については、平成 18年度末に比べて600名以上削減する。	1 人員に関 平成23 - 19年 - 20年 - 21年 - 22年	する計画	勤職員数につり 170名 282名 413名 530名		18年度末と比	べて973名	削減した。
									(単位:人)
			区分	18年度	19年度	20年度	2 1年度	2 2 年度	2 3 年度
			常勤職員数	4, 090	3, 920	3, 808	3, 677	3, 560	3, 117
			対前年度 削減数		Δ170	Δ112	Δ131	△117	Δ443
			対18年度制減数		Δ170	Δ282	Δ413	Δ530	Δ973
	2 施設・設備に関する計画 雇用失業情勢等に対応した、効果的・効率的な職業訓練の実施等を図るため、施設の老朽化等を踏まえ、計画的な修繕等を行う。	<ul> <li>2 施設・設備に関する計画 施設の老朽化等に伴い、次のとおり施設・設備の建替、更新等を行う。</li> <li>① 実習場建替(4件)</li> <li>② 受変電設備更新(2件)</li> <li>(注)上記の計画については、予見しがたい事情等を勘案し、施設・設備を追加又は変更することがあり得る。</li> </ul>	施設の老 ① 実変電 ② 会水水記 ④ 消火調 ⑤ 震 で (注) 設備 2	建替(4件) 設備更新(6 備更新(2件 備更新(1件 備更新(3件 間工事(2件 に23年度にお	、次のとおりが 件) ) ) ) いては、経年 1件、空調設	劣化により能.		下した受変電設	设備4件、給水 J被災した施設
	3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、介護労働者福祉 業務、雇用促進融資業務及び宿舎等業務に充てるこ ととする。	3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、雇用促進融資 業務及び宿舎等業務に充てることとする。	(1) 雇用促 主に見 り、当其 経費にす なお、 労者退耶	月純損失が3億 をてた。 当該積立金の 战金共済機構が	立金 る支払利息が 円生じたため 残額18億円 、廃止法附則	、雇用促進融 については、 第2条第141	資業務積立金を 雇用促進融資調 頭に基づき処分	を同額取り崩し 美務の移管先で トし、(独) 勤労	この仕組みによ 、、当該業務の ごある(独)勤 労者退職金共済 「より承認され
		76	(2)宿舎等 主に宿		人が宿舎の修	繕費等の支出	を上回ったこと	こにより、6億	意円の当期純利

# 第5 その他業務運営に関する重要事項

部体の担上体

「雇用・能力開発機構の廃止について」(平成20年) 本的な改革を行うこととされたが、これらの実現に向一本的な改革を行うこととされたが、これらの実現に向 ずるため、機構は必要な協力を行うこと。また、閣議 決定に盛り込まれた措置のうち、機構において法改正 │ 議決定に盛り込まれた措置のうち、法改正を待つまで │ に着手する。 を待つまでもなく実施可能な事項については、速やか|もなく実施可能な事項については、速やかに実行に着 に実行に着手すること。

### 第7 その他業務運営に関する重要事項

「証体をロュウ」に 大郎 記供 様子をの加入】

「雇用・能力開発機構の廃止について」(平成20年 手する。

ᄼᄀᆕᄺ

# 第7 その他業務運営に関する重要事項

「雇用・能力開発機構の廃止について」(平成 20 - 12 月 24 日閣議決定。以下単に「閣議決定」という。)│ 12 月 24 日閣議決定。以下単に「閣議決定」という。)│ 年 12 月 24 日閣議決定。)を踏まえ、厚生労働省にお において、法人を廃止し、業務・組織を見直すなど抜|において、法人を廃止し、業務・組織を見直すなど抜|いて所要の検討を行い、必要な措置を講ずるため、機 構は、必要な協力を行う。また、閣議決定に盛り込ま | ① 地域職業訓練センター等の廃止等 け、当省において所要の検討を行い、必要な措置を講 │ け、厚生労働省において所要の検討を行い、必要な措 │ れた措置のうち、資産の効率的活用等、法改正を待つ 置を講ずるため、機構は必要な協力を行う。また、閣|までもなく実施可能な事項については、速やかに実行

益が生じたため、積立金を取り崩す必要がなかったものである。

なお、当該積立金の残額634億円については、宿舎等業務の移管先である(独)高齢・ 障害・求職者雇用支援機構が、廃止法附則第2条第13項に基づき処分し、(独)高齢・障害・ 求職者雇用支援機構が実施する宿舎等業務に必要な財源として厚生労働大臣が認めた額 277億円を除き、平成24年1月10日までに国庫納付することとしている。

# 第7 その他業務運営に関する重要事項

厚生労働省が閣議決定を踏まえた所要の検討等を行うため、資料提出等必要な協力を行った。 また、閣議決定に盛り込まれた措置のうち、法改正を待つまでもなく実施可能な事項について、 以下のとおり速やかに実行に着手した。

閣議決定において「業務及び施設について、真に必要かどうかを精査した上で、不要なもの については廃止するなど、スリム化を図る。」とされたことから、平成22年度中に地域職業訓 練センター等は廃止し、地方自治体等から譲渡希望のなかったものについては、廃止法附則第 2条第2項の規定に従い国に承継する資産として整理し、廃止法の施行日である平成23年 10月1日に国に承継するなどの措置を講じた。

② 職業能力開発施設の一部敷地等の処分

閣議決定において「業務及び施設について、真に必要かどうかを精査した上で、不要なもの については廃止するなど、スリム化を図る。」とされたことから、職業能力開発施設に係る一部 敷地等の返還及び譲渡を行った。

なお、廃止法の公布後は、本部及び各施設のホームページにおいて、法人の廃止・業務移管等の 内容を速やかに利用者に対して周知するとともに、国(都道府県労働局)、(独)高齢・障害者雇用 支援機構及び(独)勤労者退職金共済機構へ円滑に業務移管できるよう、十分な調整・引き継ぎを 行った。

評価の視点等   【評価項目18 人員、施設・設備、積立金の処分】	目己評価	Α	評定	
	以下の取組により、「評価	の視点」に対応した。		
	<ul><li>平成23年9月末の常勤</li></ul>	加職員数については、平成18年度末と比べて973名削減		
	したことにより年度計画の	D目標(600名以上削減)を達成した。(平成18年度末		
	4,090人→平成23年	F9月末 3, 117人)。		
	・ 施設の老朽化等の現況記	周査結果を踏まえ、施設・設備の建替、更新等を行った。		
	• 前期中期目標期間繰越租	責立金は、雇用促進融資業務に充てた。		
[数値目標]				
・常勤職員数について平成18年度末に比べて期末において600名削減したか。	平成23年9月末の常勤	肋職員数については、平成18年度末と比べて973名削減		
(年度計画目標)	した。(業務実績「1 人	員に関する計画」(P. 76)参照。)		
19年度の削減数 150名	<ul><li>19年度の削減数</li></ul>	170名		
20年度の削減数 280名	・ 20年度の削減数 2	282名		
21年度の削減数 410名	<ul><li>21年度の削減数 4</li></ul>	4 1 3名		
22年度の削減数 530名	<ul><li>22年度の削減数</li></ul>	5 3 0名		
23年度の削減数 600名以上	・ 23年度の削減数 9	973名		
[評価の視点]				
・施設・設備の老朽化等を踏まえ、計画的な修繕等を行ったか。	実績: 〇			
	施設の老朽化等の現況訓	周査結果を踏まえ、施設・設備の建替、更新等を行った。		
	また、平成23年度にお	Sいては、経年劣化により能力が著しく低下した受変電設備		
	4件、給水設備2件、消火	、設備1件、空調設備3件の更新工事及び東日本大震災によ		

	り被災した施設の復旧工事2件を追加した。(業務実績「2 施設・設備に関する計
	画」(P. 76)参照。)
・前期中期目標期間繰越積立金は、介護労働者福祉業務、雇用促進融資業務及び宿舎等	実績: 〇
業務に充てたか。	• 雇用促進融資業務
	主に長期借入金に係る支払利息が雇用促進融資の貸付金利息を上回る制度上の
	仕組みにより、当期純損失が3億円生じたため、雇用促進融資業務積立金を同額取
	り崩し、当該業務の経費に充てた。(業務実績「3(1)雇用促進融資業務積立金」
	(P. 76)参照。)
• 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地	実績:○
から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益と	<ul><li>一般勘定(利益剰余金:188億円)</li></ul>
なっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)	「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」(平成23年法律第26
	号。以下「廃止法」という。)附則第2条第2項に基づき、利益剰余金188億円
	のうち約169億円については、国が承継する現金資産として平成24年1月
	10日に国庫納付された。 また、廃止法附則第2条第14項に基づく積立金の処分により、残額約19億
	円については、雇用促進融資業務に必要な財源として独立行政法人勤労者退職金
	共済機構に承継された。
	<ul><li>宿舎等勘定(利益剰余金:634億円)</li></ul>
	廃止法附則第2条第13項に基づく積立金の処分により、利益剰余金634億
	円のうち約278億円については、宿舎等業務に必要な財源として当機構に承継
	され、残額約356億円については、平成24年1月10日に国庫納付された。
	(別添資料(項目1)「財務状況 ⑤100億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金
	が生じている場合の対処状況」(P. 1、2)参照。)